| 実用炉等保安規定との比較について | | | | | | |
|------------------------------------|--|--|----|--|--|--|
| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 | | | |
| 第1章 総則 | 第1章 総則 | 第1章 総則 | | | | |
| (目的) | (目的) | (目的) | | | | |
| 第1条 | 第1条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原 | 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び | | | | |
| この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子 | 子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。) <u>第</u> | 原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」 | | | | |
| 炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」と | 22 条第1項の規定に基づき、 <u>再処理事業所 MOX 燃</u> | という。)」 <u>第43条の20第1項</u> の規定に基づき, <u>リ</u> | | | | |
| いう。)」第43条の3の24第1項の規定に基づき, | 料加工施設(以下「加工施設」という。)に係る保 | サイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設(以 | | | | |
| 東通原子力発電所発電用原子炉施設(以下「原子炉 | 安に関する事項を定め、核燃料物質または核燃料物 | 下「使用済燃料貯蔵施設」という。) に係る保安に | | | | |
| 施設」という。)の保安のために必要な措置(以下 | 質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」と | 関する事項を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質 | | | | |
| 「保安活動」という。)を定め,核燃料物質若しく | いう。) による災害の防止を図ることを目的とする。 | によって汚染された物(以下「核燃料物質等」とい | | | | |
| は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料 | | う。)による災害の防止を図ることを目的とする。 | | | | |
| 物質等」という。)又は発電用原子炉(以下「原子 | | | | | | |
| 炉」という。) による災害の防止を図ることを目的 | (適用範囲) | (基本方針) | | | | |
| とする。 | 第2条 この規定は、加工施設の保安に係る運用に関 | 第2条 | | | | |
| | して適用する。 | <u>リサイクル燃料備蓄センター</u> (以下「センター」 | | | | |
| (基本方針) | | という。)における保安活動は,安全文化を基礎と | | | | |
| 第2条 | (規定の遵守) | し、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び | | | | |
| 東通原子力発電所(以下「発電所」という。)に | 第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時雇員 | 公衆の被ばくを, 定められた限度以下であってかつ | | | | |
| おける保安活動は,安全文化を基礎とし,放射線及 | (以下「社員等」という。) は、 <u>加工施設</u> において | 合理的に達成可能な限りの低い水準に保つととも | | | | |
| び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ば | <u>加工</u> の事業に関する業務を行う場合は、この規定を | に, 災害の防止のために, 適切な品質保証活動に基 | | | | |
| くを、 定められた限度以下であってかつ合理的に達 | 遵守しなければならない。 | づき実施する。 | | | | |
| 成可能な限りの低い水準に保つとともに, 災害の防 | 2 燃料製造事業部長(以下「事業部長」という。) | | | | | |
| 止のために、適切な品質保証活動に基づき実施す | は、第1項以外の者に <u>加工施設</u> において <u>加工の事業</u> | (関係法令及び保安規定の遵守) | | | | |
| る。 | に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの | 第2条の2 | | | | |
| | 規定を遵守させなければならない。 | 1 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあた | | | | |
| (関係法令及び保安規定の遵守) | なお、この規定において本項の者を「請負事業者 | り、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われる | | | | |
| 第2条の2 | 等」という。 | よう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基 | | | | |
| 1. 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあた | | 本方針の見直しを行う。 | | | | |
| り,関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われる | (関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上) | 2 企画総務部長は、関係法令及び保安規定の遵守が | | | | |
| よう, 基本方針を定めるとともに, 必要に応じて基 | 第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施す | 確実に行われるようにするため、「法令等の遵守に | | | | |
| 本方針の見直しを行う。 | るに当たり、関係法令および保安規定の遵守の意識 | 係る活動マニュアル」を定め、これに基づき次の事 | | | | |
| 2. 原子力・立地本部長及び内部監査室長は、関係法 | の向上のための活動を第2章に定める品質マネジ | 項を実施する。 | 0 | | | |
| 令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにす | メントシステム計画に基づき実施させる。 | (1) 第1項の基本方針に基づき,関係法令及び保安規 | | | | |
| るため、「法令等の遵守に係る活動基本マニュアル」 | 2 各職位(この規定において「各職位」とは、第6 | 定の遵守の意識を定着させるための活動計画を年 | | | | |
| を定め、これに基づき次の事項を実施する。 | 条に示すに示す組織における <u>課長</u> 以上の者をい | 度毎に策定する。 | | | | |
| (1) 第1項の基本方針に基づき,関係法令及び保安規 | う。) は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向 | (2) 第 3 項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を | | | | |
| 定の遵守の意識を定着させるための活動計画を年 | 上のための活動を実施する。 | 定着させるための活動状況を評価し、その結果を社 | | | | |
| 度毎に策定する。 | | 長に報告し、必要に応じて指示を受ける。 | | | | |
| (2) 第 3 項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を | | (3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令 | | | | |
| 定着させるための活動状況を評価し、その結果を社 | | 及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活 | | | | |
| 長に報告し、必要に応じて指示を受ける。 | | 動計画に反映する。 | | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | R F S 保安規定【建設段階】 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | |
| (3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。 3. 第4条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を実施する。 | | 3 第4条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、 関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させる ための活動を実施する。 | |
| | | | 【第2章における MOX 加工施設との差異理由】 ①施設の違いによる差異 (使用済燃料貯蔵施設(又はセンター)と加工施設) ②組織の違いによる差異 ③適用する法令の違いによる差異 ④規則の呼び方の違いによる差異 (当社は「品管規則」、原燃は「品質管理基準規則」) ⑤規則解釈の記載取入れ箇所の違いによる差異 (当社は親会社(東電)同様に、規則解釈において「~を含む」としている箇所を取入れており、原燃は加えて「~という」としている箇所も取入れている) ⑥当社は具体的なマニュアル名を記載している箇所があることによる差異 ⑦当社は当該規定に関連する他の規定箇所を参照していることによる差異(例:記録を作成する箇所は(4.2.4参照)と記載している(親会社(東電)同様)) ⑧その他(表現の違いなど) ⑨各社独自の事項 ⑩当社のみ解釈を取入れていることによる差異 |
| 第2章 品質保証 | 第2章 品質保証 | 第2章 品質保証 | |
| (品質マネジメントシステム計画) | (品質マネジメントシステム計画) | (品質マネジメントシステム計画) | |
| 第3条 | 第5条 保安活動のための品質保証活動を実施する | 第3条 保安活動のための品質保証活動を実施する | |
| 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施す | に当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム | に当たり,以下のとおり品質マネジメントシステム | |
| るにあたり,以下のとおり品質マネジメントシステ | 計画を定める。 | 計画を定める。 | |
| ム計画を定める。 | 1 目的 | 1. 目的 | ① |
| 【品質マネジメントシステム計画】 | 本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の | 本品質マネジメントシステム計画は, <u>リサイクル</u> | |
| 1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は, 発電所の安 | 安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための 業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する | 燃料貯蔵株式会社が、センターの安全を達成・維 持・向上させるため、「原子力施設の保安のための | |
| 全を達成・維持・向上させるため,「原子力施設の | 規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準 | 業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する | 4 |
| 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の | 規則」という。)に基づき、社長をトップとした品 | 規則及び同規則の解釈」(以下「品管規則」という。) | |
| 基準に関する規則及び同規則の解釈」(以下「品質 | 質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的 | に基づき,使用済燃料貯蔵施設の保安活動に係る品 | |

| | T | | |
|-------------------------------|-------------------------------|----------------------------|-----|
| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | 備考 |
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | , · |
| 管理基準規則」という。)に従って,発電所におけ | に改善することを目的とする。 | 質マネジメントシステム(以下「品質マネジメント | |
| る保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下 | | システム」という。)を確立し、実施し、評価確認 | |
| 「品質マネジメントシステム」という。)を確立し, | | し、継続的に改善することを目的とする。 | |
| 実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、 | 2 適用範囲 | 2. 適用範囲 | |
| 安全文化及び安全のためのリーダーシップによっ | 本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の | 本品質マネジメントシステム計画は,センターの | |
| て原子力の安全を確保することを目的とする。 | 保安活動に適用する。 | 保安活動に適用する。 | |
| | 3 定義 | 3. 定義 | |
| 2. 適用範囲 | 本品質マネジメントシステム計画における用語 | 本品質マネジメントシステム計画における用語 | |
| 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安 | の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則 | の定義は、以下を除き品管規則の定義に従う。 | |
| 活動に適用する。 | に従う。 | | |
| | (1) 加工施設 | (1) 使用済燃料貯蔵施設 | ① |
| 3. 用語の定義 | <u>法第13条第2項第2号に規定する加工施設をい</u> | 原子炉等炉規制法第43条の4第2項第2号に規 | 3 |
| 以下を除き品質管理基準規則の定義に従う。 | <u>5.</u> | 定する使用済燃料貯蔵施設をいう。 | |
| (1) 原子炉施設:核原料物質,核燃料物質及び原子炉 | (2) ニューシア | (2) ニューシア | |
| の規制に関する法律第43条の3の5第2項第5号に規 | 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信 | 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信 | |
| 定する発電用原子炉施設をいう。 | 頼性に関する情報を共有し、活用することにより、 | 頼性に関する情報を共有し、活用することにより、 | |
| (2) ニューシア:原子力施設の事故又は故障等の情報 | 事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とし | 事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とし | |
| 並びに信頼性に関する情報を共有し活用すること | た、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営する | た、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営する | |
| により, 事故及び故障等の未然防止を図ることを目 | データベース (原子力施設情報公開ライブラリー) | データベース (原子力施設情報公開ライブラリー) | |
| 的として,一般社団法人 原子力安全推進協会が運 | のことをいう。 | のことをいう。 | |
| 営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラ | | (3) リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議 | 9 |
| リー) のことをいう。 | | 使用済燃料貯蔵施設の計画を進め、合理的な施設 | |
| (3) BWR事業者協議会:国内BWRプラントの安全性及び | | にするとともに、事業開始後の円滑な事業運営を図 | |
| 信頼性を向上させるために, 電力会社とプラントメ | | るために、使用済燃料貯蔵に関係する事業者との間 | |
| ーカーとの間で情報を共有し, 必要な技術的検討を | | で情報を共有し、必要な技術協力を行う会議のこと | |
| 行う協議会のことをいう。(以下,本条及び第107条 | | をいう(以下,本条及び第21条において同じ。)。 | |
| において同じ。) | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 4. 品質マネジメントシステム | 4 品質マネジメントシステム | 4. 品質マネジメントシステム | |
| 4.1 一般要求事項 | 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 | 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 | |
| (1) 第4条(保安に関する組織)に定める組織(以下 | (1) 第6条に定める組織(以下「組織」という。) は、 | (1) 第6条(保安に関する組織)に定める組織(以下 | |
| 「組織」という。)は,本品質マネジメントシステ | 品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネ | 「組織」という。)は、本品質マネジメントシステ | |
| ム計画に従って, 品質マネジメントシステムを確立 | ジメントシステムを確立し、実施するとともに、そ | ム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立 | |
| し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、そ | の実効性を維持するため、その改善を継続的に行 | し,実施するとともに,その実効性を維持するため, | |
| の品質マネジメントシステムの実効性を維持する | う。(「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が | その改善を継続的に行う。 | 5 |
| te | 達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおり | | |
| め、継続的に改善する。 | に保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効 | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | 備考 |
|---------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|----|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | |
| (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジ | 果を維持していることをいう。また、「品質マネジ | | |
| メントシステムを確立し、運用する。この場合、以 | メントシステムを確立し、実施するとともに、その | | |
| 下の事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設 | 実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」 | | |
| の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下 | とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した | | |
| 「重要度分類指針」という。)を参考として,品質 | 一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保 | | |
| マネジメントシステム要求事項の適用の程度につ | が維持されているとともに、不適合その他の事象に | | |
| いてグレード分けを行う。 | <u>ついて品質マネジメントシステムに起因する原因</u> | | |
| a)業務・原子炉施設又は組織の重要度及びこれらの | を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の | | |
| 複雑さの程度 | 除去を行うこと等により、当該システムの改善を継 | | |
| b)原子炉施設の品質又は業務に関連する原子力安全 | 続的に行うことをいう。) | | |
| に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関 | (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジ | (2) 組織は、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び | |
| 連する潜在的影響の大きさ | メントシステムを確立し、運用する。この場合、次 | 設備の基準に関する規則第2条第2項」に基づき, | |
| c)機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発 | の事項を適切に考慮する。(「保安活動の重要度」と | 使用済燃料貯蔵施設のグレード分けを行い, 保安活 | |
| 生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行され | は、事故が発生した場合に加工施設から放出される | 動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを | |
| たことにより起こり得る影響 | 放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応 | 確立し、運用する。この場合において、次に掲げる | |
| (3) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切 | じた保安活動の管理の重み付けをいう。) | 事項を適切に考慮する。 | |
| な配分を行う。 | a. 加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれら | a) <u>使用済燃料貯蔵施設</u> ,組織,又は個別業務の重要 | ① |
| (4) 組織は,原子炉施設に適用される法令・規制要求 | の複雑さの程度 | 度及びこれらの複雑さの程度 | |
| 事項を明確に認識し、「文書及び記録管理基本マニ | b. 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関 | b) 使用済燃料貯蔵施設若しくは機器等の品質又は保 | ① |
| ュアル」に基づき各基本マニュアル等に明記する | 連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある | 安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすお | |
| (7.2.1 参照)。 | もの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ | それのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響 | |
| (5) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロ | (「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの | の大きさ | |
| セスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に | 及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、 | | |
| 適用することを「原子力品質保証規程」に定め、次 | 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現 | | |
| の事項を実施する。 | 象や人為による事象(故意によるものを除く。)及 | | |
| a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの | びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをい | | |
| 運用により達成される結果を明確にする。 | う。) | | |
| b)これらのプロセスの順序及び相互関係(組織内の | c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発 | c)機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発 | |
| プロセス間の相互関係を含む。)を図 1 のとおりと | 生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行 | 生又は保安活動が不適切に計画され, 若しくは実行 | |
| する。 | されたことにより起こり得る影響(「通常想定され | されたことにより起こり得る影響 | |
| c)これらのプロセスの運用及び管理のいずれもの実 | ない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮し | | 5 |
| 効性の確保に必要なパフォーマンスを示す指標 (以 | ていても発生し得る事象(人的過誤による作業の失 | | |
| 下「PI(Performance Indicator)」という。), 並び | <u>敗等)をいう。)</u> | | |
| に判断基準及び方法を明確にする。この PI には, | (3) 組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に | (3) 組織は,使用済燃料貯蔵施設に適用される関係法 | ① |
| 原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安 | 認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品 | 令(以下「関係法令」という。)を「7.2.1 個別業 | 8 |
| 全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に | 質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除 | 務等要求事項として明確にすべき事項」にて明確に | |
| 係るものを除く。)を含める。 | く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明 | 認識し、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき | 6 |
| d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必 | <u>記する。</u> | 品管規則が要求する文書その他品質マネジメント | |
| 要な資源及び情報を利用できる体制を確保する。こ | | システムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マ | |
| れには、責任及び権限の明確化を含める。 | | ネジメント文書」という。) に明記する。 | |
| e)これらのプロセスの運用状況を監視し,適用可能 | (4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロ | (4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロ | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|--|--|----|
| な場合には測定し、分析する。 | セスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に | セスを明確にするとともに, そのプロセスを組織に | |
| f) これらのプロセスについて、計画の目的を達成す | 適用することを決定し、次に掲げる業務を実施す | 適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。 | |
| るため、かつ、実効性を維持するために必要な処置 | る。 | | |
| (プロセスの変更を含む。)をとる。 | a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの | a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの | |
| g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシ | 運用により達成される結果を明確にすること。 | 運用により達成される結果を明確にする。 | |
| ステムと整合がとれたものにする。 | b. プロセスの順序及び相互の関係 (組織内のプロセス | b) プロセスの順序及び相互関係(組織内のプロセス | 8 |
| h) 原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の | | - 間の相互関係を含む。)を図5-1に明確に示す。 | |
| 際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保され | | | |
| るようにする。これには、セキュリティ対策が原子 | c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な | c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な | 8 |
| 力安全に与える潜在的な影響と,原子力安全に係る | 保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」 | 組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動 | |
| 対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定 | という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に | 指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を | |
| し、解決することを含む。 | すること。(「保安活動指標」には、安全実績指標(特 | 明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制 | |
| (6) 組織は、安全文化として目指している状態を含め | 定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除 | 検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指 | |
| 「健全な安全文化の育成及び維持に | く。) を含む。) | 標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るもの | |
| 係る基本マニュアル」を定めるとともに、技術的、人 | | を除く。) を含む。 | |
| 的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効 | d.プロセスの運用並びに監視及び測定 (以下 「監視測 | d) プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視 | |
| 果的な取り組みを通じて、健全な安全文化を育成 | 定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる | 測定」という。) に必要な資源及び情報が利用でき | |
| し、及び維持する。 | 体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含 | る体制を確保する(責任及び権限の明確化を含 | |
| (7) 組織は,業務・原子炉施設に係る要求事項(法令・ | t ₀) | t.). | |
| 規制要求事項を含む。)への適合に影響を及ぼすプ | e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。 | e) プロセスの運用状況を監視測定し,分析する。ただ | |
| ロセスを外部委託することを決めた場合には、当該 | ただし、監視測定することが困難である場合は、こ | し、監視測定することが困難である場合は、この限 | |
| プロセスの管理を確実にする。 | の限りでない。 | りでない。 | |
| | f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、 | f)プロセスについて, 意図した結果を得, 及び実効 | 8) |
| | 実効性を維持するための措置を講ずること。(「実効 | 性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。) | |
| | 性を維持するための措置」には、プロセスの変更を | を講ずる。 | |
| | 含む。) | <u> </u> | |
| | <u>ロニッ</u> g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシス | g) プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシス | |
| | テムと整合的なものとすること。 | テムと整合的なものとする。 | |
| | h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定 | h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定 | 8 |
| | の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保 | の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保 | |
| | されるようにすること。(「原子力の安全とそれ以外 | されるようにする。これには、セキュリティ対策が | |
| | の事項において意思決定の際に対立が生じた場合 | 原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安 | |
| | には、原子力の安全が確保されるようにする」には、 | 全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的 | |
| | セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的 | な影響を特定し、解決することを含む。 | |
| | な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ | 5777 E C 1972 O; 13TV() & C C C L L L L L | |
| | 対策に与える潜在的な影響を特定し解決すること | | |
| | を含む。) | | |
| | <u>でロゼッ/</u> (5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する | (5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。 | |
| | ために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を | これには、技術的、人的、組織的な要因の相互作用 | |
| | 適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態 | を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状 | |
| | 適切に有慮して、効木的な収組を通して、扒の扒息 を目指す。 | 態を目指していることをいう。 | |
| | で 日1日り。 | 思で口1日していることをいり。 | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|---|--|--|----|
| 【20200320 中間別人】 | a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共 | a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共 | |
| | 通のものとなっている。 | 通のものとなっている。 | |
| | b. 風通しの良い組織文化が形成されている。 | b) 風通しの良い組織文化が形成されている。 | |
| | c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について | c) 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務につい | |
| | 理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 | て理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 | |
| | d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思 | d)全ての活動において、原子力の安全を考慮した意 | |
| | 決定が行われている。 | 思決定が行われている。 | |
| | e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持 | e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を | |
| | ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 | 持ち,原子力の安全に対する自己満足を戒めてい | |
| | | る。 | |
| | f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が | f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が | |
| | 速やかに報告され、報告された問題が対処され、そ | 速やかに報告され、報告された問題が対処され、そ | |
| | の結果が関係する要員に共有されている。 | の結果が関係する要員に共有されている。 | |
| | g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を | g) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を | |
| | 組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎 | 組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎 | |
| | としている。 | としている。 | |
| | h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合が | h)原子力の安全にはセキュリティが関係する場合が | |
| | あることを認識して、要員が必要なコミュニケーシ | あることを認識して,要員が必要なコミュニケーシ | |
| | ョンを取っている。 | ョンを取っている。 | |
| | (6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係はなるような、例で「個別業務に係る要求事項(関 | (6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係はなる。 | |
| | 係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。) | 係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。) | |
| | への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託する | への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託する | |
| | こととしたときは、当該プロセスが管理されている | こととしたときは、「7.4 調達」に従って当該プロ | |
| | ようにする。 (7) 知為は、保安活動の重要度に広じて、次海の海辺 | セスが管理されているようにする。 | |
| | (7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切 な配分を行う。 | (7) 組織は,保安活動の重要度に応じて,資源の適切 な配分を行う。 | |
| | 3.42,0 | | |
| 運営管理プロセス (4., 5. 参照) | | 運営管理プロセス (4., 5. 参照) 方昇管理プロセス (5. 参照) | |
| 方針管理プロセス(5.参照) | | 業務の計画及び実施プロセス (7. 参照) | |
| 運 評 資 ▼ | | 選 辞 養 | |
| 理 垣 運 | | 広報・広報・広報・広報・広報・広報・広報・広報・広報・広報・広報・広報・広報・広 | |
| 文書・記录表 ・記表表 ・記录表 ・記录表 ・記表 ・記 | | | |
| 録 (4・・ せ ロ | | セス(7.1. フロセス(7.1. カルス(7.1.7.2.5 表現) 1.5.4 表現(1.5.5 表知(1.5.5 A)))))))] | |
| プロセス の各プロセス | | 7.2.7.5 (7.2.7.5 (7.2.7.5 (8)) (7.2.7.5 (8)) (7.2.7.5 (8)) (7.2.7.5.7.5 (8)) (7.2.7.5.7.5 (8)) (7.2.7.5.7.5 (8)) (7.2.7.5.7.5.7.5 (8)) (7.2.7.5.7.5 (8)) (7.2.7.5.7.5 (8)) (7.2.7.5.7.5 (8)) (7.2.7.5.7.5 (8)) (7.2.7.5.7.5 (8)) (7.2.7.5.7.5 (8)) (7.2.7.5.7.5 (8)) (7.2.7.5.7.5 (8)) (7.2.7.5.7.5 (8)) (7.2.7.5.7.5 (8)) (7.2.7. | |
| 4 * * | | (* * * * * * * * * * * * * * * * * * * | |
| 10 10 10 10 10 10 10 10 | | | |
| | | 評価プロセス 監視及び測定、分析プロセス | |
| 改善プロセス | | (8.2.1, 6.2.8, 8.2.4, 8.4 参照) | |
| (8.3,8.5.1,8.5.2,8.5.3 参照) | | 改善プロセス (8.2.8.5.1,8.5.2.8.5.2 参照) | |
| | | 図 5-1 プロセス関連図 | |
| | | 凶 9-1 ノロビク関理凶 | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | R | FS保安規定 | 【建 | 没段階 | | 備考 |
|------------------|----------------|---------------------------------|------------------------------|------------------|-----------------|-------------------|-------------------|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | | (2020. 8. ● | 補正 | 案) | | η μι σ |
| | | 品質マネジメント | | | | 品質マネジメント | |
| | | システム計画関連条項 | 名 称 | 文書番号 | 管理箇所 | システム計画 以外の保安規定 | |
| | | 5. 4. 1, 8. 2. 3, 8. 4, | セルフアセスメント実施マニュアル | Q-2-A2 | 品質保証G | 関連条項 | |
| | | 8. 5. 1 5. 5. 4 | 保安管理マニュアル | Q-2-G3 | 技術G | 第8条 | |
| | | 5. 6, 8. 5. 1 | マネジメントレビュー | Q-2-A1 | | | |
| | | 6. 2 | 実施マニュアル 教育及び訓練マニュアル | Q-2-T1 | 総務G | 第 25 条 | |
| | | 1000 | 外部コミュニケーションマニュアル | Q-2-C1 | 技術G | 第 26 条 | |
| | | 7. 2. 3 | 広聴マニュアル 広報マニュアル | Q-2-C2 | 地域交流G | = | |
| | | | 行政・報道対応マニュアル | Q-2-C3 Q-2-C4 | 地域交流G 立地・広報G | | |
| | | 6. 1, 7. 1, | 施設管理マニュアル | Q-2-M1 | 保全G | 第9条~ 第24条 | |
| | | 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6 | | | | 第 26 条 第 24 条 | |
| | | | 検査マニュアル 健全な安全文化の育成及び維持に | Q-2-I1 | 保全G | 第 26 条 | |
| | | | 様子な女主义化の育成及び維持に 係る活動マニュアル | Q-2-G1 | 防災安全G | 0 | |
| | | 7. 1, 7. 2. 1, | 法令等の遵守に係る活動マニュアル | Q-2-G2 | 総務G | 第3条 第4条 | |
| | | 7, 5 | 広聴マニュアル 広報マニュアル | Q-2-C2 Q-2-C3 | 地域交流G 地域交流G | | |
| | | | 行政・報道対応マニュアル | | 立地・広報G | | |
| | | 8, 2, 1 | 外部コミュニケーションマニュアル | Q-2-C1 | 技術G | _ | |
| | | 7. 3 | 広聴マニュアル 設計管理マニュアル | Q-2-C2 Q-2-E1 | 地域交流 G 保全 G | 第 22 条 | |
| | | 7. 4 | 調達管理マニュアル | Q-2-P1 | 保全G | | |
| | | 8. 2. 4 | 原子力取引先登録マニュアル 検査マニュアル | Q-2-P2 Q-2-I1 | 経理G 保全G | 第 24 条 | |
| | | | | 9 | | 第 26 条 | |
| | | 表 5-1 占 | 品質マネジメントシ | ステム | 計画関連 | 車条項及び組 | |
| | | | 織が必要と判断し | た文書 | の関係 | | |
| | | | | -/ • = | DANK. | | |
| | | | | | | | |
| | | 品質マネジメン | | | | | |
| | | システム計画 関連条項 | 名 称 | 3 | 文書番号 | 管理箇所 | |
| | | 4. 2, 7. 2. 2 | 文書及び記録管理マニュアル | | Q-2-D1 | 品質保証G | |
| | | 8. 2. 2, 8. 5. 1 | 原子力品質監査マニュアル | | Q-2-A3 | 品質監查G | |
| | | 8. 3, 8. 5. 1, 8. 5. 8. 5. 3 | 2, 不適合等管理マニュアル | | Q-2-N1 | 品質保証G | |
| | | | | L. | | | |
| | | 表5-2 点 | 品質マネジメントシ | ステム | 計画関連 | 車条項及び品 | |
| | | | | | | | |
| | | 官別則 |]の要求事項に基づき | 11户以 | 9 る义書 | ひり美心が | |
| | | | | | | | |
| | | | ^ | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | 方針 → 第5条 | 4 2 10) TA | び b) の文書 | | |
| | | | 及び目標 → 第5条 | T. 2. 1d/仪 | しいの人音 | | |
| | | | | | | | |
| | | | 管理 → | 第5条4. | 2.1c)及びd) | の文書 | |
| | | | \ | \ I | 二記以外の文書 | . | |
| | | | 業務実施 | \ (} | 要領, 手引き等 | 等の手順書, | |
| | | | | <u> </u> | 7門作成文書, | 外部又書 | |
| | | | 記 録 | | 第5条42 | . 1c)及び d)の記録 | |
| | | | | | A. C. A. 1. L | W. S. HUNG | |
| | | | | | | | |
| | | | 図5-2 品質マネシ | ジメントシ | ステム文書体 | 系図 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】

- 4.2 文書化に関する要求事項
- 4.2.1 一般
- 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。
- a) 品質方針及び品質目標
- b) 原子力品質保証規程
- c) 品質管理基準規則が要求する"手順書等"である 以下の文書及び記録

| 第3条 の 関連条 項 | 原子力品 質保証 規程の 関連条 項 | 名 称 | 管理箇 所 |
|--|--|---|-------------------------|
| 4. 2, 7. 2. 2 | 4. 2, 7. 2. 2 | 文書及び記 録管理基 本マニュ アル | 原子力 安 全・統 括部 |
| 8. 2. 2, 8. 5. 1 | 8. 2. 2, 8. 5. 1 | 原子力品質 監査基本 マニュア ル | 内 部 監 査室 |
| 8. 3, 8. 5. 1, 8. 5. 2, 8. 5. 3 | 8. 3, 8. 5. 1, 8. 5. 2, 8. 5. 3 | 不適合管理 及び是・ 処置・未 然防止処 置基本マ ニュアル | 原 子 力 安 全・統 括部 |

- d) 組織内のプロセスの実効的な計画, 運用及び管理 を確実に実施するために, 必要と決定した文書及び 記録
- ①以下の文書

| 第3条の 関連条項 | 原子力品質 保証規程の 関連条項 | 名 称 | 管理箇所 | 第3条以外の 関連条文 |
|---|--|----------------------------|-------------|--------------------|
| 5. 4. 1, 8. 2. 1, 8. 2. 3, 8. 4, 8. 5. 1 | 5. 4. 1, 8. 2. 1, 8. 2. 3, 8. 4, 8. 5. 1 | セルフアセス メント実施基 本マニュアル | 原子力安全 · 統括部 | 第17条の3, 第 17条の4 |
| 5. 4. 2 | 5. 4. 2 | 原子力リスク 管理基本マニ ュアル | 原子力安全 · 統括部 | - |
| 5. 4. 2, 7. 1 | 5. 4. 2, 7. 1 | 変更管理基本 | 原子力安全・ | = |

MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】

- 4.2 品質マネジメントシステムの文書化
- 4.2.1 一般

組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる 文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施す る。品質マネジメントシステムの文書の構成概念図 を図5-2に示す。

- a. 品質方針及び品質目標
- b. 品質マニュアル<u>「原子力安全に係る品質マネジメン</u>トシステム規程」
- c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理が なされるようにするために、組織が必要と判断した 表 5-1 に示す文書
- d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表 5-2に示す文書 (手順書)、及び品質管理基準規則 の要求事項に基づき作成する指示書、図面等 (以下 「手順書等」という。)
- 4.2.2 品質マニュアル 社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係 る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事
- a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関 する事項
- b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
- c. 品質マネジメントシステムの適用範囲
- d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順 書等の参照情報
- e. プロセスの相互の関係
- 4.2.3 文書の管理

項を定める。

(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。(「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)

- RFS保安規定【建設段階】 (2020.8.●補正案)
- 4.2 品質マネジメントシステムの文書化
- 4.2.1 一般

組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図5-2に示す。<u>なお、</u>記録は適正に作成する。

- a) 品質方針及び品質目標
- b) 品質マニュアル
- ① 本品質マネジメントシステム計画
- ② 原子力品質保証規程
- c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理が なされるようにするために、組織が必要と決定した 表 5-1 に示す文書
- d) 品管規則が要求する「表 5-2 に示す文書 (手順書), 指示書,図面等」(以下「手順書等」という。)
- 4.2.2 品質マニュアル

組織は、品質マニュアルである「原子力品質保証 規程」に次に掲げる事項を定める。

- a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関 する事項
- b) 保安活動の計画,実施,評価及び改善に関する事 項
- c) 品質マネジメントシステムの適用範囲
- d) 品質マネジメントシステムのために作成した手順 書等の参照情報
- e) プロセスの相互の関係
- 4.2.3 文書の管理
- (1) 組織は、品質マネジメント文書を、以下の事項を 含め、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき管 理する。
- a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切 でない変更の防止
- b) 文書の組織外への流出等の防止
- c) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査 の結果,当該審査の結果に基づき講じた措置並びに 当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持

8)

備考

3)

8

6

8

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | | | | | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S 保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|----------------|-----------------------|--------------|-------------------------|---|-------------------------------------|-----|
| | | マニュアル | 統括部 | | (2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をする | (2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適 | |
| | | 保安管理基本 | 原子力運営管 | 第6条~第9条 | に当たり、適切な品質マネジメント文書を利用でき | 切な品質マネジメント文書を利用できる(文書改訂 | |
| 5. 5. 4 | 5. 5. 4 | マニュアル | 理部 | の3,第17条の 7 | るよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書お | 時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠 | |
| | | マネジメント | 原子力安全・ | | よび記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジ | 等の情報が確認できることを含む。)よう、品質マ | |
| 5. 6, 8. 5. 1 | 5. 6, 8. 5. 1 | 基本マニュア | | _ | メント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必 | ネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた | |
| | | 10 | | 第17条~第17 | 要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報 | 「文書及び記録管理マニュアル」を作成する。 | 6 |
| 6. 2 | 6. 2 | 教育及び訓練 基本マニュア | 原子力人財育 | 条の5,第17条 の7,第17条の | が確認できることを含む。) | | |
| | | ル | 成センター | 8, 第118条~第 120条 | a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥 | a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり, その | |
| | | | | 第7条, 第11条の | 当性を審査し、発行を承認すること。 | 妥当性を審査し、発行を承認すること。 | |
| 6.3, 6.4, | 6. 3, 6. 4, | version between the 1 | | 2,第12条~第78 条,第84条,第 | b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評 | b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評 | |
| 7. 1, 7. 2. 1, | 7. 1, 7. 2. 1, | 連転管埋基本マニュアル | 原子力運営管 理部 | 88条,第95条, 第96条,第108条 | 価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査 | 価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査 | |
| 7. 5, 7. 6 | 7. 5, 7. 6 | | | ~第117条,第 | し、改訂を承認すること。(「改訂に当たり、その妥 | し,改訂を承認「a)と同様に改訂の妥当性を審査 | |
| | | | | 120条,第121条 | 当性を審査し、改訂を承認する」とは、a. と同様に | し、承認することをいう。」すること。 | |
| | | | | | 改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。) | | |
| | | | | | c. <u>a. 及び b. の審査並びに b. の評価には、</u> その対象と | c) <u>品質マネジメント文書の審査及び評価には、</u> その | 8 |
| | | | | | なる文書に定められた活動を実施する部門の要員 | 対象となる文書に定められた活動を実施する部門 | |
| | | | | | を参画させること。(「部門」とは、この規定に規定 | の要員を参画させること。 | 5 |
| | | | | | する組織の最小単位をいう。)_ | | |
| | | | | | d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂 | d) 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂 | |
| | | | | | 状況を識別できるようにすること。 | 状況を識別できるようにすること。 | |
| | | | | | e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場 | e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場 | |
| | | | | | 合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版 | 合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版 | |
| | | | | | が利用しやすい体制を確保すること。 | が利用しやすい体制を確保すること。 | |
| | | | | | f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を | f) 品質マネジメント文書を, 読みやすく容易に内容 | |
| | | | | | 把握することができるようにすること。 | を把握することができるようにすること。 | |
| | | | | | g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を | g) 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を | |
| | | | | | 識別し、その配付を管理すること。 | 識別し、その配付を管理すること。 | |
| | | | | | h. 廃止した品質マネジメント文書が誤って使用され | h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されること | |
| | | | | | ないようにすること。この場合において、当該文書 | を防止すること。この場合において, 当該文書を保 | |
| | | | | | を保持するときは、その目的にかかわらず、これを | 持するときは、その目的にかかわらず、これを識別 | |
| | | | | | 識別し、管理すること。 | し、管理すること。 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | 4.2.4 記録の管理 | 4.2.4 記録の管理 | |
| | | | | | (1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等 | (1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項 | |
| | | | | | 要求事項への適合及び品質マネジメントシステム | への適合及び品質マネジメントシステムの実効性 | |
| | | | | | の実効性を実証する記録を明確にするとともに、当 | を実証する記録を明確にするとともに、当該記録 | |
| | | | | | 該記録を、読みやすく容易に内容を把握することが | を、読みやすく容易に内容を把握することができ、 | |
| | | | | | でき、かつ、検索することができるように作成し、 | かつ、検索することができるように作成し、保安活 | |
| | | | | | 保安活動の重要度に応じてこれを管理する。 | 動の重要度に応じてこれを管理する。 | |
| | | | | | (2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、 | (2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及 | |
| | | | | | 検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を <u>「品質保</u> | び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた <u>「文書及</u> | (8) |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | | | | | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | 備考 |
|-------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|----------------------|--|-------------------------------|-------------------|------|
| | | 2020052 | 8 申請用 | 反】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | V用 つ |
| 第3条 の 関連条 項 | 原子力 品質 保証規 程の 関連条 項 | 名 称 | 管理箇所 | 第3条以外の 関連条文 | <u>証に係る文書および記録管理要則」</u> に定める。 | び記録管理マニュアル」を作成する。 | |
| | | 燃料管理 基本マニ ュアル | 原 子 力 運 営 理部 | 第 19 条 ~ 第 23 条, 第 25 条 ~ 第 27 条,第55条,第 56条,第69条, 第72条, 第 79 条 ~ 第 86 条,第104条,第 105条,第120条 | | | |
| 6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, | 6. 3, 6. 4, 7. 1, | 放射性廃棄物管理基本マニュアル | 原 子 力 運 営 管 理部 | | | | |
| 7. 5, 7. 6 | 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6 | 放射線管理基本マニュアル | 原 子 力 運 営 管 理部 | 第17条の7, 第79 条, 第86条, 第 88条, 第88条の 3, 第90条, 第93条~第106 条, 第118条~第121 条 | | | |
| | | 施設管理基本マニュアル | | 第17条〜第17条 の4,第91条,第 103条,第107条 〜第107条の6, 第120条 | | | |
| 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5 | 7. 1, 7. 2. 1, 7 . 5 | 法令等の係 適る るマニュアル | 安全•統 | 第2条の2 | | | |
| 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5 | 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5 | 健全文成持基本 な化及に本本 に本来ル | 原 子 力 安全·統 括部 | _ | | | |
| 7. 2. 3, 8. 2. 1 | 7. 2. 3, 8. 2. 1 | 外部コミ ュニケー ション基 本マニュ アル | 運営管 | _ | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | | | | | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S 保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|--------------------------------|--|-----------------------|--|----------------------------------|-------------------------------------|----|
| 7.3 | 7.3 | 設計管理基本マニュアル | 原子力設備管理部 | 第17条の2~第 17条の4,第107 条の2 | | | |
| 7.4 | 7.4 | 調達管理 基本マニ ュアル | 原子力設備管理部 | 第17条 | | | |
| 7.4 | 7.4 | 原子燃料 調達基本 マニュア ル | 原 子 燃 料 サ イ クル部 | _ | | | |
| | | | | | | | |
| 第3条の 関連条項 | 原子力品 質 保証規程 の 関連条項 | 名 称 | 管理箇所 | 第3条以外の 関連条文 | | | |
| 8. 2. 4 | 8. 2. 4 | 使用前事業 再検査主マ 等基本マ ュアル | 原子力運営 管理部 | 第 19 条, 第 21 条, 第 22 条, 第 24 条, 第 27 条, 第 30 条, 第 32 条, 第 39 条, 第 42 条 ~ 第 44 条, 第 53 条, 第 57 条, 第 59 条, 第 62 条, 第 66 条, 第 79 条, 第 81 条, 第 84 条, 第 86 条, 第 88 条, 第 104 条, 第 105 条, 第 107 条, 第 107 条 0 4, 第 107 条 0 5, 第 120 条 | | | |
| | | 運転管理基本マニュアル | 原子力運営管理部 | 第 21 条, 第 24 条, 第 27 条, 第 39 条, 第 51 条~第 53 条, 第 58 条~ 第 61 条, 第 66 条, 第 67 条, 第 84 条, 第 120 条 | | | |
| ④部門 ⑤外音 | 頁,要項, 月作成文書 『文書 | 重所品質係 手引等の手 | 順書 | | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | /++-+v |
|--------------------------------------|----------------|-----------------|--------|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
| 4.2.2 品質マニュアル | | , | |
| (1) 組織は、品質マニュアルとして本品質マネジメン | | | |
| トシステム計画に定める要求事項を含む「原子力品 | | | |
| 質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限 | | | |
| 者は社長とする。 | | | |
| (2) 「原子力品質保証規程」には、次の事項を含める。 | | | |
| a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関 | | | |
| する事項 | | | |
| b) 保安活動の計画,実施,評価及び改善に関する事 | | | |
| 項 | | | |
| c)品質マネジメントシステムの適用範囲 | | | |
| d) 品質マネジメントシステムについて確立された | | | |
| "手順書等"又はそれらを参照できる情報 | | | |
| e) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関 | | | |
| 係 | | | |
| | | | |
| 4.2.3 文書管理 | | | |
| (1) 組織は、品質マネジメントシステムに必要な文書 | | | |
| を,「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき, | | | |
| 保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安 | | | |
| 活動の重要度に応じて管理する。これには次の事項 | | | |
| を含める。 | | | |
| a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切 | | | |
| でない変更の防止 | | | |
| b) 文書の組織外への流出等の防止 | | | |
| c) 4.2.1 c) 及び d) ①の文書の制定及び改訂に係る | | | |
| レビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じ | | | |
| た処置並びに当該制定及び改訂を承認した者に関 | | | |
| する情報の維持 また、記録は、4.2.4 に規定する要求事項に従っ | | | |
| て管理する。 | | | |
| (2) 組織の要員が判断及び決定に当たり適切な文書 | | | |
| を利用できるよう、次の活動に必要な管理を「文書 | | | |
| 及び記録管理基本マニュアル」に規定する。これに | | | |
| は、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使 | | | |
| 用した根拠等の情報が確認できることを含める。 | | | |
| a) 発行前に、文書の妥当性をレビューし、承認する。 | | | |
| b) 文書の改訂の必要性についてレビューする。また, | | | |
| 改訂に当たっては、a)と同様にその妥当性をレビ | | | |
| ューし、承認する。 | | | |
| c) a) 及び b) のレビューを行う際には, その対象と | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | RFS保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|---|--|--|----|
| なる文書に定められた活動を実施する部門の要員 | | | |
| を参画させる。 | | | |
| d) 文書の変更の識別及び最新の改訂状況の識別を確 | | | |
| 実にする。 | | | |
| e) 該当する文書の適切な版が,必要なときに,必要 | | | |
| なところで使用しやすい状態にあることを確実に | | | |
| する。 | | | |
| f)文書は、読みやすくかつ容易に内容を把握するこ | | | |
| とができるようにする。 | | | |
| g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のため | | | |
| に組織が必要と決定した外部からの文書を明確に | | | |
| し,その配付が管理されていることを確実にする。 h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また, | | | |
| これらを保持する場合には、 | | | |
| その目的にかかわらず、これを識別し管理する。 | | | |
| 4.2.4 記録の管理 | | | |
| (1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメント | | | |
| システムの実効性を実証する記録を明確にし、保安 | | | |
| 活動の重要度に応じて管理する。 | | | |
| (2) 記録は、読みやすく、容易に内容を把握すること | | | |
| ができるとともに、 識別可能かつ検索可能なように | | | |
| 作成する。 | | | |
| (3) 記録の識別,保管,保護,検索,保管期間及び廃 | | | |
| 棄に関して必要な管理を「文書及び記録管理基本マ | | | |
| ニュアル」に規定する。 | | | |
| 5. 経営責任者等の責任 | 5 経営責任者等の責任 | 5. 経営責任者等の責任 | |
| 5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ。 | 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシ | 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシ | |
| プ なまけ、原フカウムのためのは、ゲーンハップナスジ | ツプ なたは、原マカの忠人のためのり、 が、このづた | ツプ なたは、原フカのな人のためのは、ガーンハップか | |
| 社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発 揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確 | 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを 発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを | 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを 発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを | |
| 立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び | 発揮し、責任を持つて品員マネッノントンステムを 確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持 | 雅弾し、真住を行うて品質マネンメントシステムを 確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持 | |
| 継続的な改善を、次の業務を行うことによって実証 | していることを、次に掲げる業務を行うことによっ | していることを、次に掲げる業務を行うことによっ | |
| する。 | て実証する。 | て実証する。 | |
| a)品質方針を設定する。 | a. 品質方針を定めること。 | a) 品質方針を定めること。 | |
| b) 品質目標が設定されることを確実にする。 | b. 品質目標が定められているようにすること。 | b) 品質目標が定められているようにすること。 | |
| c) 要員が,健全な安全文化を育成し,及び維持する | c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持するこ | c) 要員が,健全な安全文化を育成し,及び維持する | |
| ことに貢献できるようにすることを確実にする。 | とに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な | ことに貢献できるようにすること。 | ⑤ |
| d) マネジメントレビューを実施する。 | 安全文化を育成し、及び維持することに貢献できる | | |
| e) 資源が使用できることを確実にする。 | ようにする」とは、安全文化に係る取組に参画でき | | |
| f)法令・規制要求事項を満たすことは当然のことと | る環境を整えていることをいう。) | | |
| して,原子力安全を確保することの重要性を組織内 | d. 5. 6. 1に規定するマネジメントレビューを実施する | d) 5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施す | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | RFS保安規定【建設段階】 (2020.8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|----|
| に周知する。 | こと。 | ること。 | |
| g) 担当する業務について理解し,遂行する責任を有 | e. 資源が利用できる体制を確保すること。 | e) 資源が利用できる体制を確保すること。 | |
| することを要員に認識させる。 | f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確 | f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確 | |
| h) すべての階層で行われる決定が, 原子力安全の確 | 保することの重要性を要員に周知すること。 | 保することの重要性を要員に周知すること。 | |
| 保について、その優先順位及び説明する責任を考慮 | g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任 | g) 保安活動に関する担当業務を理解し,遂行する責 | |
| して確実に行われるようにする。 | を有することを要員に認識させること。 | 任を有することを要員に認識させること。 | |
| | h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保 | h) 全ての階層で行われる決定が, 原子力の安全の確 | |
| | について、その優先順位及び説明する責任を考慮し | 保について,その優先順位及び説明する責任を考慮 | |
| | て確実に行なわれるようにすること。 | して確実に行われるようにすること。 | |
| 5.2 原子力安全の確保の重視 | | | |
| 社長は、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設 | 5.2 原子力の安全の確保の重視 | 5.2 原子力の安全の確保の重視 | |
| に対する要求事項に適合し (7.2.1 及び 8.2.1 参 | 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個 | 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個 | |
| 照),かつ,原子力安全がそれ以外の事由により損 | 別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子 | 別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子 | |
| なわれないようにする。 | 力の安全がそれ以外の事由により損なわれないよ | 力の安全がそれ以外の事由により損なわれないよ | |
| 5.3 品質方針 | うにする。 | うにする。 | |
| 社長は、品質方針(健全な安全文化の育成及び維持に | | | |
| 関するものを含む。)について、次の事項を確実に | 5.3 品質方針 | 5.3 品質方針 | |
| する。 | 社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合してい | 社長は、品質方針(健全な安全文化を育成し、及 | 8 |
| なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するもの | るようにする。(「品質方針」には、健全な安全文化 | び維持することに関するもの(この場合において、 | |
| は、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの | を育成し、及び維持することに関するものを含む。 | 技術的、人的、及び組織的要因並びにそれらの間の | |
| 相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすこと | この場合において、技術的、人的及び組織的要因並 | 相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすも | |
| を考慮し、組織全体の安 | びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対し | のであることを考慮し、組織全体の安全文化のある | |
| 全文化のあるべき姿を目指して設定する。 | て影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体 | べき姿を目指して設定していること。)を含む。)が | |
| a) 組織の目的及び状況に対して適切である。 | の安全文化のあるべき姿を目指して設定している | 次に掲げる事項に適合しているようにする。 | |
| b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステム | <u>こと。)</u> | | |
| の実効性の維持及び継続的な改善に対するコミッ | a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであるこ | a) 組織の目的及び状況に対して適切なものであるこ | |
| トメントを含む。 | と。(組織運営に関する方針と整合的なものである | と(組織運営に関する方針と整合的なものであるこ | |
| c)品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与 | ことを含む。) | とを含む。)。 | |
| える。 | b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステム | b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステム | |
| d)組織全体に伝達され,理解される。 | の実効性の維持に社長が責任を持って関与するこ | の実効性の維持に社長が責任を持って関与するこ | |
| e)適切性の持続のためにレビューされる。 | と。 | と。 | |
| f)組織運営に関する方針と整合がとれている。 | c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとな | c) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みと | |
| | るものであること。 | なるものであること。 | |
| | d. 要員に周知され、理解されていること。 | d) 要員に周知され,理解されていること。 | |
| 5.4 計画 | e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長 | e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長 | |
| 5.4.1 品質目標 | が責任を持って関与すること。 | が責任を持って関与すること。 | |
| (1) 社長は、「セルフアセスメント実施基本マニュア | | | |
| ル」に基づき,組織内のしかるべき部門及び階層で, | 5.4 計画 | 5.4 計画 | |
| 業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために | 5.4.1 品質目標 | 5.4.1 品質目標 | |

(1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要

求事項への適合のために必要な目標を含む。) が定

必要なものを含む品質目標 (7.1 (3) b) 参照) が

設定されることを確実にする。

(1) 社長は,「セルフアセスメント実施マニュアル」

に基づき,部門において,品質目標(個別業務等要

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | 備考 |
|----------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|--------|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | VIII J |
| また、品質目標には、達成するための計画として次の | められているようにする。 <u>(</u> 「品質目標が定められて | 求事項への適合のために必要な目標を含む。) が定 | |
| 事項を含める。 | いる」には、品質目標を達成するための計画として、 | められているようにする。 | |
| a)実施事項 | 「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項 | これには、品質目標を達成するための計画とし | 8 |
| b)必要な資源 | の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。) | て,次の事項を含む。 | |
| c) 責任者 | | <u>a)実施事項</u> | |
| d) 実施事項の完了時期 | | <u>b) 必要な資源</u> | |
| e) 結果の評価方法 | | <u>c)責任者</u> | |
| (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針 | | <u>d)実施事項の完了時期</u> | |
| との整合がとれていること。 | | <u>e)結果の評価方法</u> | |
| | (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る | (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る | |
| | ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとな | ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとな | |
| | るようにさせる。(「その達成状況を評価し得る」と | るようにする。 | 8 |
| | は、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状 | | |
| | 況を評価できる状態にあることをいう。) | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 | 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 | 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 | |
| (1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当た | (1) 社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の要求 | (1) 社長は、品質マネジメントシステムが、4.1の規 | |
| っての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすよ | 事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの | 定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策 | |
| うに策定されていることを確実にする。 | 実施に当たっての計画が策定されているようにす | 定されているようにする。 | |
| (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画 | 5 . | | |
| され、実施される場合には、その変更が品質マネジ | (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画 | (2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更 (プロ | 8 |
| メントシステムの全体の体系に対して矛盾なく,整 | され、それが実施される場合においては、品質マネ | セス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロ | |
| 合が取れているようにするために,「変更管理基本 | ジメントシステムが不備のない状態に維持されて | セス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)が計 | |
| マニュアル」に基づき管理することを確実にする。 | いるようにする。この場合において、保安活動の重 | 画され、それが実施される場合においては、当該品 | |
| この変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な | 要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 | 質マネジメントシステムが不備のない状態に維持 | |
| 影響が生じうる軽微な変更を含む。)を含める。 | (「品質マネジメントシステムの変更」には、プロ | されているようにする。この場合において、保安活 | |
| 品質マネジメントシステムの変更の計画, 実施に | セス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生 | 動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮 | |
| 当たっては、保安活動の重要度に応じて、次の事項 | じ得る両者の軽微な変更を含む。) | する。 | |
| を適切に考慮する。 | a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該 | a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該 | |
| a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該 | 変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」に | 変更により起こり得る結果(組織の活動として実施 | |
| 変更により起こり得る結果(組織の活動として実施 | は、組織の活動として実施する「当該変更による原 | する、当該変更による原子力の安全への影響の程度 | |
| する、当該変更による原子力安全への影響の程度の | 子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該 | の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき | |
| 分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講 | 分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。) | 講じた措置を含む。) | |
| じた措置を含む。) | b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持 | b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持 | |
| b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持 | c. 資源の利用可能性 | c) 資源の利用可能性 | |

| | YOU ART HEAD. TALARTHE | | T |
|-----------------------------|---------------------------------|-----------------------------|-----|
| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | 備考 |
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | |
| c)資源の利用可能性 | d. 責任及び権限の割当て | d) 責任及び権限の割当て | |
| d) 責任及び権限の割り当て | | | |
| (3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に | 5.5 責任、権限及びコミュニケーション | 5.5 責任,権限及びコミュニケーション | |
| 基づき、リスク情報が活用され、品質マネジメント | 5.5.1 責任及び権限 | 5.5.1 責任及び権限 | |
| システムの実効性が継続的に改善されていること | (1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び | 社長は、全社規程である「職制および職務権限規 | (6) |
| を確実にする。 | 権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務 | 程」を踏まえ、部門及び要員の責任(担当業務に応 | |
| 5.5 責任,権限及びコミュニケーション | を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」 | じて組織の内外に対し保安活動の内容について説 | |
| 5.5.1 責任及び権限 | には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活 | 明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の | |
| 社長は,全社規程である「職制および職務権限規 | 動の内容について説明する責任を含む。) | 業務の手順(部門間で連携が必要な業務のプロセス | |
| 程」を踏まえ,責任(担当業務に応じて組織の内外 | (2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関 | において、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断 | |
| に対し業務の内容について説明する責任を含む。) | 係する要員が責任を持って保安活動を遂行できる | 続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定め | |
| 及び権限が第5条(保安に関する職務),第9条(原 | ようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部 | させ、関係する要員が責任をもって業務を遂行でき | |
| 子炉主任技術者の職務等)及び第9条の2(電気主 | 門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務 | るようにする。 | |
| 任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務 | (情報の伝達を含む。) が停滞し、断続することな | | |
| 等) に定められ、また、部門相互間の業務の手順が | く遂行できる仕組みをいう。) | | |
| 文書化され、組織全体に周知されるとともに、関係 | (3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取 | | 2 |
| する要員が責任を持って業務を遂行できることを | 締役による監査室への関与を排除する。また、内部 | | |
| 確実にする。また、社長は第4条(保安に関する組 | 監査の対象となり得る部門から物理的に離隔する | | |
| 織)に定める組織以外の全社組織による,「職制お | 等により、監査室の独立性を確保する。 | | |
| よび職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確 | 5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 | 5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 | |
| 実にする。 | 社長は、第6条第2項(2)、(3)、(5)及び(6)に示 | (1) 社長は、センター長を品質保証活動(内部監査を | 2 |
| 5.5.2 管理責任者 | <u>す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理す</u> | 除く) の実施に係る品質マネジメントシステム管理 | |
| (1) 社長は、内部監査室長及び原子力・立地本部長を | <u>る責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、</u> | <u>責任者として定める。</u> | |
| 管理責任者に任命し, 与えられている他の責任とか | 次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 | (2) 社長は、品質監査部長を内部監査に係る品質マネ | |
| かわりなく、次に示す責任及び権限を与える。 | | ジメントシステム管理責任者として定める。 | |
| (2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権 | | (3) 社長は、品質マネジメントシステム管理者に、次 | |
| 限 | | に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 | |
| a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシ | a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実 | a) プロセスが確立され, 実施されるとともに, その | |
| ステムに必要なプロセスの確立、実施及び、その実 | 効性が維持されているようにすること。 | 実効性が維持されているようにすること。 | |
| 効性を維持することを確実にする。 | b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改 | b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改 | |
| b) 内部監査プロセスを通じて, 品質マネジメントシ | 善の必要性について、社長に報告すること。 | 善の必要性について、社長に報告すること。 | |
| ステムの運用状況及び改善の必要性の有無につい | c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することによ | c) 健全な安全文化を育成し,及び維持することによ | |
| て、社長に報告する。 | り、原子力の安全の確保についての認識が向上する | り,原子力の安全の確保についての認識が向上する | |
| c) 内部監査プロセスを通じて, 健全な安全文化を育 | ようにすること。 | ようにすること。 | |
| 成し、及び維持することにより、組織全体にわたっ | d. 関係法令を遵守すること。 | d)関係法令を遵守すること。 | |
| て, 原子力安全の確保についての認識を高めること | | | |
| を確実にする。 | | | |
| d) 内部監査プロセスを通じて, 組織全体にわたって, | | | |
| 法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。 | | | |
| (3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及 | | | |
| び権限 | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | 備考 |
|--------------------------------|----------------|-----------------|----|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | |
| a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス(内 | | | |
| 部監査プロセスを除く。)の確立、実施及び、その | | | |
| 実効性を維持することを確実にする。 | | | |
| b) 品質マネジメントシステム(内部監査プロセスを | | | |
| 除く。)の運用状況及び改善の必要性の有無につい | | | |
| て,社長に報告する。 | | | |
| c) 健全な安全文化を育成し,及び維持することによ | | | |
| り、組織全体(内部監査室を除く。)にわたって、 | | | |
| 原子力安全の確保についての認識を高めることを | | | |
| 確実にする。 | | | |
| d) 組織全体 (内部監査室を除く。) にわたって, 法令・ | | | |
| 規制要求事項を遵守することを確実にする。 | | | |

| | Acord In the Mark Total Plant | | T |
|------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------|------------|
| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
| 5.5.3 管理者 | 5.5.3 管理者 | 5.5.3 管理者 | |
| (1) 社長は、第5条に示す管理者(社長及び管理責任 | (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にあ | (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にあ | |
| 者を除く。)に対し、所掌する業務に関して、次に | る者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督 | る者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が | |
| 示す責任及び権限を与えることを確実にする。 | する業務に関して、責任及び権限を与える。(「管理 | 管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 | |
| a) プロセスが確立され、実施されるとともに、実効 | 者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限 | なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管 | |
| 性を維持する。 | を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり | 理する責任者を置いて、その業務を行わせることが | |
| b) 業務に従事する要員の,業務・原子炉施設に対す | 個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び | できる。この場合において、当該責任者の責任及び | |
| る要求事項についての認識を高める。 | 権限を文書で明確にして設置した場合には、その業 | 権限は、文書で明確に定める。 | |
| c) 業務の実施状況について評価する (5.4.1 及び | 務を行わせることができる。) | | |
| 8. 2. 3 参照)。 | a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるととも | a) 個別業務のプロセスが確立され,実施されるとと | |
| d) 健全な安全文化を育成し,及び維持する。 | に、その実行性が維持されているようにすること。 | もに、その実効性が維持されているようにするこ | |
| e)法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。 | | ٤. | |
| (2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲におい | b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上 | - 。 b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上 | |
| て、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、 | するようにすること。 | するようにすること。 | |
| 以下の事項を確実に実施する。 | c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 | c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと | |
| a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認す | " " " " " " " " " " " " " " " " " " " | (5.4.1 及び 8.2.3 参照)。 | \bigcirc |
| るため、業務の実施状況を監視及び測定する。 | d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 | d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。 | |
| b) 要員が原子力安全に対する意識を向上し、かつ、 | e. 関係法令を遵守すること。 | e) 関係法令を遵守すること。 | |
| 原子力安全への取り組みを積極的に行えるように | (2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲におい | (2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、 | |
| する。 | て、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮 | 原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次 | |
| c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容 | し、次に掲げる事項を実施する。 | に掲げる事項を確実に実施する。 | |
| を,関係する要員に確実に伝達する。 | a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認する | a) 品質目標を設定し,その目標の達成状況を確認す | |
| d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定 | ため、業務の実施状況を監視測定すること。 | るため、業務の実施状況を監視測定すること。 | |
| 着させるとともに、積極的に原子炉施設の保安に関 | b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、 | b) 要員が,原子力の安全に対する意識を向上し,か | |
| する問題の報告を行えるようにする。 | 原子力の安全への取組を積極的に行えるようにす | つ,原子力の安全への取組を積極的に行えるように | |
| e) 要員が,積極的に業務の改善に対して貢献できる | ること。 | すること。 | |
| ようにする。 | c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容 | c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容 | |
| (3) 管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあら | を、関係する要員に確実に伝達すること。 | を, 関係する要員に確実に伝達すること。 | |
| かじめ定められた間隔で実施する。この自己評価に | d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定 | d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定 | |
| は, 安全文化についての弱点のある分野及び強化す | 着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保 | 着させるとともに、要員が、積極的に使用済燃料貯 | |
| べき分野に係るものを含める。 | 安に関する問題の報告を行えるようにすること。 | 蔵施設の保安に関する問題の報告を行えるように | |
| 5.5.4 内部コミュニケーション | | すること。 | |
| 社長は, 組織内にコミュニケーションのための適切 | e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行える | e) 要員が,積極的に業務の改善に対する貢献を行え | |
| なプロセスが確立されることを確実にする。また、 | ようにすること。 | るようにすること。 | |
| 品質マネジメントシステムの実効性に関しての情 | (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価 | (3) 管理者は,管理監督する業務に関する自己評価 | |
| 報交換が行われることを確実にする。 | を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己 | (安全文化についての弱点のある分野及び強化す | |
| | 評価」には、安全文化についての弱点のある分野及 | べき分野に係るものを含む。) を, あらかじめ定めら | |
| | I | 1 | |

れた間隔で行う。

び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あら

かじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | /++- +v |
|-----------------------------|---------------------------------------|--|---------|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
| | 該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れ | | |
| | て設定された間隔をいう。) | | |
| | | | |
| | 5.5.4 組織の内部の情報の伝達 | 5.5.4 組織の内部の情報の伝達 | |
| | 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕 | 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組み | |
| | 組みが確立されているようにするとともに、品質マ | が確立されているようにするとともに, 品質マネジメン | |
| | ネジメントシステムの実効性に関する情報が確実 | トシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される | |
| | に伝達されるようにする。 | ようにする。 | |
| | 品質マネジメントシステムの運営に必要となる | 品質マネジメントシステムの運営に必要となるコ | |
| | コミュニケーションは以下のとおり。 | ミュニケーションは以下のとおり。 | |
| | a. 安全・品質改革委員会 | a. 使用済燃料貯蔵施設保安委員会 | 2 |
| 5.6 マネジメントレビュー | b. 品質・保安会議 | b. 技術情報検討絡会議 | |
| 5.6.1 一般 | c. 燃料製造安全委員会 | | |
| (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引 | | | |
| き続き、適切かつ妥当であること及び実効性が維持 | 5.6 マネジメントレビュー | 5.6 マネジメントレビュー | |
| されていることを評価するために、「マネジメント | 5.6.1 一般 | 5.6.1 一般 | |
| レビュー実施基本マニュアル」に基づき,年1回以 | 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評 | (1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評 | |
| 上品質マネジメントシステムをレビューする。な | 価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改 | 価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改 | |
| お、必要に応じて随時実施する。 | 善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マ | 善に必要な措置を講ずるため, 「マネジメントレビ | 6 |
| (2) このレビューでは, 品質マネジメントシステムの | ネジメントシステムを評価(以下「マネジメントレ | <u>ュー実施マニュアル」</u> に基づき, <mark>年1回以上</mark> 品質マ | |
| 改善の機会の評価, 並びに品質方針及び品質目標を | ビュー」という。) する。 | ネジメントシステムを評価 (以下 「マネジメントレ | |
| 含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の | | ビュー」という。) する。 | |
| 評価も行う。 | | | |
| (3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する | 5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 | 5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 | |
| (4.2.4 参照)。 | 組織は、マネジメントレビューにおいて、少なく | 組織は、マネジメントレビューにおいて、少なく | |
| 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット | とも次に掲げる情報を報告する。 | とも次に掲げる情報を報告する。 | |
| マネジメントレビューへのインプットには, 次の | a. 内部監査の結果 | a) 内部監査の結果 | |
| 情報を含める。 | b. 組織の外部の者の意見 (外部監査 (安全文化の外部 | b) 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外 | |
| a) 内部監査の結果 | 評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規 | 部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に | |
| b) 原子力安全の達成に関する外部の者の意見(外部 | 制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外 | 限る。), 地域住民の意見, 原子力規制委員会の意見 | |
| 監査(安全文化の外部評価を含む。)を受けた場合 | 部の組織又は者から監査、評価等を受けることをい | 等を含む。) | |
| の結果,地域住民の意見,原子力規制委員会の意見 | う。) | | |
| 等を含む。) | c. プロセスの運用状況 <u>(「プロセスの運用状況」とは、</u> | c)プロセスの運用状況 | ⑤ |
| c)プロセスの運用状況 | 「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q | | |
| d) 使用前事業者検査等及び自主検査等の結果 | 9001(IS09001)」(以下「JIS Q9001」という。) の「プ | | |
| e)品質目標の達成状況 | ロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービス | | |
| f)健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査 | の適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られ | | |
| による安全文化の育成及び維持の取り組みの状況 | た結果」に相当するものをいう。) | | |
| に係る評価の結果並びに管理者による安全文化に | d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査 (以下 「使用 | d) 使用前事業者検査, 定期事業者検査※及び <u>使用前検</u> | 9 |
| ついての弱点のある分野及び強化すべき分野に係 | 前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結 | <u>査</u> (以下「使用前事業者検査等」という。)並びに | |
| る自己評価の結果を含む。) | 果 <u>(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判</u> | 自主検査等の結果 | 5 |

| | | T = | |
|--|---|--|-------|
| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | 備考 |
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | , and |
| g)法令・規制要求事項の遵守状況 | 定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自 | | |
| h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 | 主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、 | ※:建設段階においては、該当しない | 9 |
| (組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により | 監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。) | | |
| 得られたものを含む。) 並びに不適合その他の事象 | e. 品質目標の達成状況 | e) 品質目標の達成状況 | |
| から得られた教訓を含む。) | f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況 (内部監査に | f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監 | |
| i) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する | よる安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評 | 査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係 | |
| フォローアップ | 価の結果並びに管理者による安全文化についての | る評価の結果並びに管理者による安全文化につい | |
| j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性 | 弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評 | ての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自 | |
| のある変更 | 価の結果を含む。) | 己評価の結果を含む。) | |
| k) 改善のための提案 | g. 関係法令の遵守状況 | g) 関係法令の遵守状況 | |
| 1) 資源の妥当性 | h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (組 | h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (組 | |
| m) 保安活動の改善のためにとった措置(品質方針に | 織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得ら | 織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得ら | |
| 影響を与えるおそれのある組織の内部及び外部の | れたものを含む。)、不適合その他の事象から得られ | れたものを含む。)並びに不適合その他の事象から | |
| 課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。) | た教訓を含む。) | 得られた教訓を含む。) | |
| の実効性 | i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて | i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じ | |
| | 講じた措置 | た措置 | |
| | j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれ | j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれ | |
| | のある変更 | のある変更 | |
| | k. 部門又は要員からの改善のための提案 | k) 部門又は要員からの改善のための提案 | |
| | 1. 資源の妥当性 | 1) 資源の妥当性 | |
| | m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質 | m) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に | |
| | 方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課 | 影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明 | |
| | 題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。) | 確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効 | |
| | | 性 | |
| 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット | 5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措 | 5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措 | |
| (1) マネジメントレビューからのアウトプットには、 | 置 | 置 | |
| 次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。 | (1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、 | (1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、 | |
| a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実 | 少なくとも次に掲げる事項について決定する。 | 少なくとも次に掲げる事項について決定する。 | |
| 効性の維持に必要な改善 | a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性 | a) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性 | |
| b) 業務の計画及び実施に係る改善 | の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される | の維持に必要な改善 | (5) |
| | | | |
| 続的な改善のための資源の必要性 | | | |
| West 2012 1 = 1 = 2 (0.00 to 1 = 2 (1 | | b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連 | |
| 全文化についての弱点のある分野及び強化すべき | する保安活動の改善 | する保安活動の改善 | |
| | | | |
| む。) | 続的な改善のために必要な資源 | 続的な改善のために必要な資源 | |
| e) 法令・規制要求事項の遵守に関する改善 | d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全 | d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安 | |
| | 文化についての弱点のある分野及び強化すべき分 | 全文化についての弱点のある分野及び強化すべき | |
| 6. 資源の運用管理 | 野が確認された場合における改善策の検討を含 | 分野が確認された場合における改善策の検討を含 | |
| 6.1 資源の提供 | む。) | む。) | |
| 組織は、原子力安全を確実なものにするために必 | e. 関係法令の遵守に関する改善 | e) 関係法令の遵守に関する改善 | |
| d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。) | c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全 | c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安 | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S 保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|--|----------------------------------|--|-----|
| 要な人的資源、インフラストラクチャ、作業環境及 | (2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結 | (2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作 | |
| びその他必要な資源を明確にし,確保し,提供する。 | 果の記録を作成し、これを管理する。 | 成し、これを管理する(4.2.4参照)。 | 7 |
| | (3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定した | (3) 組織は,(1)の決定をした事項について,必要な | |
| | 事項について、必要な措置を講じる。 | 措置を講じる。 | |
| 6.2 人的資源 | 6 資源の管理 | 6. 資源の管理 | |
| 6.2.1 一般 | 6.1 資源の確保 | 6.1 資源の確保 | |
| 組織は、業務の実施に必要な技能及び経験を有 | 組織は、原子力の安全を確実なものにするために | 組織は、原子力の安全を確実なものにするために | |
| し、力量のある者を要員に充てる。この力量には、 | 必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保 | 必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保 | |
| 組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関 | し、及び管理する。(「資源を明確に定め」とは、本 | し、及び管理する。 | 5 |
| する知識を含める。 | 品質マネジメントシステム計画の事項を実施する | | |
| | ために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保 | | |
| 6.2.2 力量, 教育・訓練及び認識 | 持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組 | | |
| 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動 | 織の外部から調達する者を含む。)を明確にし、そ | | |
| の重要度に応じて、次の事項を「教育及び訓練基本 | <u>れを定めていることをいう。)</u> | | |
| マニュアル」に従って実施する。 | a. 要員 | a)要員 | |
| a) 要員に必要な力量を明確にする。 | b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 | b) 個別業務に必要な施設,設備,及びサービスの体 | |
| b) 要員の力量を確保するために、教育・訓練を行う | (JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。) | 系 | (5) |
| か、又は他の処置(必要な力量を有する要員を新た | c. 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小 | c)作業環境(作業場所の放射線量 [®] ,温度,照度,狭 | |
| に配属又は採用することを含む。)をとる。 | の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項 | 小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事 | |
| c)教育・訓練又は他の処置の実効性を評価する。 | を含む。) | 項を含む。) | |
| d) 要員が,原子力安全に対する自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し,品質目標の達成及び品質マ | d. その他必要な資源 | d) その他必要な資源 | |
| ネジメントシステムの実効性の維持に向けて自ら | | ※:建設段階においては、該当しない | 9 |
| がどのように貢献できるかを認識することを確実 | | | |
| にする。 | 6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 | 6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 | |
| e) 力量, 教育・訓練及び他の措置について該当する | (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を | (1) 組織は, 個別業務の実施に必要な技能及び経験を | |
| 記録を維持する (4.2.4 参照)。 | 有し、意図した結果を達成するために必要な知識及 | 有し、意図した結果を達成するために必要な知識及 | |
| | び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」と | び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」と | |
| 6.3 インフラストラクチャ | いう。)が実証された者を要員に充てる。(「力量」 | いう。この力量には,組織が必要とする技術的,人 | |
| 組織は、原子力安全の達成のために必要なインフ | には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側 | 的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証さ | |
| ラストラクチャを関連するマニュアル等にて明確 | 面に関する知識を含む。) | れた者を要員に充てる。 | |
| にし、提供し、維持する。 | (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動 | (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動 | |
| | の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。 | の重要度に応じて、次の事項を <u>「教育及び訓練マニ</u> ュアル」に従って行う。 | 6 |
| | a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めるこ | a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めるこ | |
| | ٤. | ٤. | |
| 6.4 作業環境 | b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措 | b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措 | |
| 組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環 | 置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力 | 置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は | |
| 境を関連するマニュアル等にて明確にし, 運営管理 | 量を有する要員を新たに配属する、又は雇用するこ | 雇用することを含む。)を講ずること。 | |
| する。この作業環境は、作業場所の放射線量を基本 | とを含む。) | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|----|
| とし、異物管理や火気管理等の作業安全に関する事 | c. 教育訓練その他の処置の実効性を評価すること。 | c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。 | |
| 項及び温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及 | d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を | d) 要員が,自らの個別業務について次に掲げる事項 | |
| ぼす可能性のある事項を含める。 | 認識しているようにすること。 | を認識しているようにすること。 | |
| | (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献 | ① 品質目標の達成に向けた自らの貢献 | |
| | (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持する | ② 品質マネジメントシステムの実効性を維持するた | |
| | ための自らの貢献 | めの自らの貢献 | |
| | (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 | ③ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 | |
| | e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録 | e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録 | |
| | を作成し、これを管理すること。 | を作成し、これを管理すること <u>(4.2.4 参照)</u> 。 | 7 |
| | | | |
| 7. 業務に関する計画の策定及び業務の実施 | 7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 | 7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実 | |
| 7.1 業務の計画 | | 施 | |
| (1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスの計画 | 7.1 個別業務に必要なプロセスの計画 | 7.1 個別業務に必要なプロセスの計画 | |
| を策定し,運転管理(緊急時の措置含む。),燃料管 | (1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計 | (1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計 | |
| 理,放射性廃棄物管理,放射線管理,施設管理,法 | 画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。 | 画を策定する「4.1(2)c)を考慮して計画を策定す | |
| 令等の遵守, 健全な安全文化の育成及び維持の各基 | (「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮 | ることを含む。」とともに、そのプロセスを確立す | |
| 本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに | して計画を策定することを含む。) | る。 | |
| 基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。 | (2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセ | (2) 組織は,(1)の計画と当該個別業務以外のプロセ | |
| この計画の策定においては、機器等の故障若しくは | スに係る個別業務等要求事項との整合性を確保す | スに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画 | |
| 通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に | る。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計 | を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。 | |
| 計画され、若しくは実行されたことにより起こり得 | 画を変更する場合の整合性を含む。) | | |
| る影響 (4.1(2) c) 参照) を考慮する。 | (3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務 | (3) 組織は,個別業務に関する計画(以下「個別業務 | 8 |
| (2) 業務の計画(計画を変更する場合を含む。)は、 | 計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、 | 計画」という。)の策定又は変更(プロセス及び組 | |
| 品質マネジメントシステムのその他のプロセスの | 次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策 | 織の変更 (累積的な影響が生じ得るプロセス及び組 | |
| 要求事項と整合をとる (4.1(5)g) 参照)。 | 定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積 | 織の軽微な変更を含む。)を含む。)を行うに当たり、 | |
| (3) 組織は、プロセス及び組織の変更(累積的な影響 | 的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変 | <u>次に掲げる事項を明確にする。</u> | |
| が生じうるプロセス及び組織の軽微な変更を含 | 更を含む。)を含む。)_ | | |
| む。)を含む業務の計画の策定及び変更に当たっ | a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画 | a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画 | |
| て,次の各事項について適切に明確化する。 | の策定又は変更により起こり得る結果 | の策定又は変更により起こり得る結果 | |
| a) 業務の計画の策定又は変更の目的及び当該計画の | b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務 | b)機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務 | |
| 策定又は変更により起こり得る結果 (5.4.2(2)a) | 等要求事項 | 等要求事項 | |
| と同じ。) | c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジ | c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス, 品質マネ | |
| b)業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項 | メント文書及び資源 | ジメント文書及び資源 | |
| c) 業務・原子炉施設に特有な, プロセス及び文書の | d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測 | d) 使用前事業者検査等, 検証, 妥当性確認及び監視 | |
| 確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 | 定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性 | 測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合 | |
| d) その業務・原子炉施設のための検証, 妥当性確認, | を判定するための基準(以下「合否判定基準」とい | 性を判定するための基準(以下「合否判定基準」と | |
| 監視、測定、使用前事業者検査等及び自主検査等、 | う。) | いう。) | |
| 並びにこれらの合否判定基準 | e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実 | e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実 | |
| e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が, 要 | 施した結果が個別業務等要求事項に適合すること | 施した結果が個別業務等要求事項に適合すること | |
| 求事項を満たしていることを実証するために必要 | を実証するために必要な記録 | を実証するために必要な記録(<u>4.2.4 参照)</u> | 7 |
| な記録(4.2.4参照) | (4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務 | (4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務 | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | RFS保安規定【建設段階】 (2020.8. ●補正案) | 備考 |
|---|--|---|----|
| (4) この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適したものとする。 | の作業方法に適したものとする。 | の作業方法に適したものとする。 | |
| 7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化組織は、次の事項を「業務の計画」(7.1 参照)において明確にする。 a) 明示されてはいないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項 b) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項 | 7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス 7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項と して明確にする。 a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等 又は個別業務に必要な要求事項 b. 関係法令 c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする 要求事項 | 7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス 7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 組織は,次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。 a) 組織の外部の者が明示してはいないものの,機器 等又は個別業務に必要な要求事項 b) 関係法令 c) a) 及びb) に掲げるもののほか,組織が必要とする要求事項 | |
| c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて 7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー(1) 組織は、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務・原子炉施設に対する要求事項を適用する前に実施する。 (2) レビューは、その要求事項を適用する前に実施する。 (2) レビューでは、次の事項を確実にする。 (3) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。 (b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。 (c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。 (3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。 (4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項が変更された場合には、組織は、関連する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。 | 7.2.2 個別業務等要求事項の審査 (1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。 (2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。 a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。 b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。 c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。 (3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書を改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。 | 7.2.2 個別業務等要求事項の審査 (1) 組織は、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。 (2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。 a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。 b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。 c) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。 (3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する (4.2.4参照)。 (4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知さるようにする。 | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S 保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|---|----------------------------------|---|----|
| 7.2.3 外部とのコミュニケーション | 7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等 | 7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等 | |
| 組織は、原子力安全に関して組織の外部の者との | 組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組 | 組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組 | |
| コミュニケーションを図るため, 以下の事項を含む | 織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる | 織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のあ | |
| 実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本 | 実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。 | る方法を「外部コミュニケーションマニュアル」, | 6 |
| マニュアル」にて明確にし、実施する。 | | 「広聴マニュアル」、「広報マニュアル」及び「行政・ | |
| a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情 | | 報道対応マニュアル」に明確に定め、これを実施す | |
| 報を通知する方法 | | る。これには、次の事項を含む。 | |
| b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を | | | |
| 得た効果的な連絡方法 | a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通 | a) 組織の外部の者と効果的に連絡し,適切に情報を | |
| c) 原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の | 知する方法 | 通知する方法 | |
| 者へ確実に提供する方法 | b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を | b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を | |
| d) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期 | 得た効果的な対話を行う適切な方法 | 得た効果的な連絡方法 | |
| 待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法 | c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部 | c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部 | |
| | の者に確実に提供する方法 | の者に確実に提供する方法 | |
| 7.3 設計・開発 | d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や | d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や | |
| 組織は、原子炉施設を対象として、「設計管理基 | 期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方 | 期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方 | |
| 本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施す | 法 | 法 | |
| る。 | | | |
| 7.3.1 設計・開発の計画 | 7.3 設計開発 | 7.3 設計開発 | |
| (1) 組織は,原子炉施設の設計・開発の計画を策定し, | 1.0 (2017)1176 | 組織は、使用済燃料貯蔵施設を対象として、「設 | |
| 管理する。この設計・開発は、設備、施設、ソフト | | 計管理マニュアル」に基づき、設計開発の管理を実 | |
| ウェアの設計・開発並びに原子力安全のために重要 | | 施する。 | |
| な手順書等の新規制定及び重要な変更を対象とす | | ルビタ る。 | |
| る。また、計画には、不適合及び予期せぬ事象の発 | 7.3.1 設計開発計画 | 7.3.1 設計開発計画 | |
| 生を未然に防止するための活動 (4.1(2)c) の事項 | (1) 組織は、設計開発 (専ら原子力施設において用い | (1) 組織は、設計開発(専ら使用済燃料貯蔵施設にお | 8 |
| を考慮して行うものを含む。)を含める。 | るための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開 | いて用いるための設計開発に限る。)の計画(以下 | |
| (2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明 | 発計画」という。)を策定するとともに、設計開発 | 「設計開発計画」という。)を策定する(不適合及 | |
| 確にする。 | を管理する。(「設計開発」には、設備、施設、ソフ | び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための | |
| a) 設計・開発の性質,期間及び複雑さの程度 | トウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原 | 活動「4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。」 | |
| b) 設計・開発の段階 | 子力の安全のために重要な手順書等の設計開発に | を行うことを含む。)とともに、設計開発を管理す | |
| c) 設計・開発の各段階に適したレビュー, 検証及び | ついては、新規制定の場合に加え、重要な変更があ | | |
| 妥当性確認並びに管理体制 | る場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計 | <u>る。</u> この設計開発には、設備、施設、ソフトウェア及 | |
| d) 設計・開発に関する責任(説明責任を含む。) 及び | 画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発 | び手順書等に関する設計開発を含む。この場合にお | |
| (1) 成司・開光に関する真正(配列真正を含む。)及い 権限 | 生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.を考慮 | いて、原子力の安全のために重要な手順書等の設計 | |
| e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源 | して行うものを含む。)を行うことを含む。) | 開発については、新規制定の場合に加え、重要な変 | |
| (3) 組織は、実効的なコミュニケーション並びに責任 | <u>して11丿5ツを白む。丿を11丿ことを白む。丿</u> | 開発にういては、利規制定の場合に加え、重要な変 更がある場合にも行う必要がある。 | |
| 及び権限の明確な割当てを確実にするために、設 | (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げ | (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げ | |
| 及い権限の明確な割当くを確美にするために、設 計・開発に関与するグループ間のインタフェースを | | | |
| | る事項を明確にする。 | る事項を明確にする。 | |
| 運営管理する。 | a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 | a) 設計開発の性質,期間及び複雑さの程度 | |
| (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切 | b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥 | b) 設計開発の各段階における適切な審査, 検証及び | |
| に変更する。 | 当性確認の方法並びに管理体制 | 妥当性確認の方法並びに管理体制 | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|----|
| .3.2 設計・開発へのインプット | c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 | c)設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 | |
| 1) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプッ | d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源 | d)設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源 | |
| トを明確にし、記録を維持する(4.2.4 参照)。イン | (3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び | (3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び | |
| プットには次の事項を含める。 | 権限の明確な割当てがなされるようにするために、 | 権限の明確な割当てがなされるようにするために、 | |
|)機能及び性能に関する要求事項 | 設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。 | 設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。 | |
|)適用可能な場合には,以前の類似した設計から得 | (4) 組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設 | (4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、 | |
| られた情報 | 計開発の進行に応じて適切に変更する。 | 設計開発の進行に応じて適切に変更する。 | |
|)適用される法令・規制要求事項 | | | |
|)設計・開発に不可欠なその他の要求事項 | 7.3.2 設計開発に用いる情報 | 7.3.2 設計開発に用いる情報 | |
| 2) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプッ | (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用 | (1) 組織は, 個別業務等要求事項として設計開発に用 | |
| トについては,その適切性をレビューし承認する。 | いる情報であって、次に掲げるものを明確に定める | いる情報であって、次に掲げるものを明確に定める | |
| 要求事項は、漏れがなく、あいまい (曖昧) でなく、 | とともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管 | とともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管 | |
| 相反することがないようにする。 | 理する。 | 理する(4.2.4参照)。 | 7 |
| | a. 機能及び性能に係る要求事項 | a)機能及び性能に関する要求事項 | |
| .3.3 設計・開発からのアウトプット | b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であっ | b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であっ | |
| 1) 設計・開発からのアウトプットは,設計・開発へ | て、当該設計開発に用いる情報として適用可能なも | て, 当該設計開発に用いる情報として適用可能なも | |
| のインプットと対比した検証を行うのに適した形 | \mathcal{O} | Ø | |
| 式とする。また、次の段階のプロセスに進むにあた | c. 関係法令 | c)関係法令 | |
| り、あらかじめ、承認する。 | d. その他設計開発に必要な要求事項 | d)その他設計開発に必要な要求事項 | |
| 2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とす | (2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥 | (2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥 | |
| る。 | 当性を評価し、承認する。 | 当性を評価し、承認する。 | |
|)設計・開発へのインプットで与えられた要求事項 | | | |
| を満たす。 | 7.3.3 設計開発の結果に係る情報 | 7.3.3 設計開発の結果に係る情報 | |
|)調達,業務の実施及び原子炉施設の使用に対して | (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発 | (1) 組織は, 設計開発の結果に係る情報を, 設計開発 | |
| 適切な情報を提供する。 | に用いた情報と対比して検証することができる形 | に用いた情報と対比して検証することができる形 | |
|)関係する使用前事業者検査等及び自主検査等の合 | 式により管理する。 | 式により管理する。 | |
| 否判定基準を含むか、又はそれを参照している。 | (2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに | (2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに | |
|)安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設 | 当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情 | 当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情 | |
| の特性を明確にする。 | 報を承認する。 | 報を承認する。 | |
| | (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げ | (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げ | |
| | る事項に適合するものとする。 | る事項に適合するものとする。 | |
| | a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するも | a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するも | |
| | のであること。 | のであること。 | |
| | b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適 | b) 調達,機器等の使用及び個別業務の実施のために | |
| | 切な情報を提供するものであること。 | 適切な情報を提供するものであること。 | |
| | c. 合否判定基準を含むものであること。 | c) 合否判定基準を含むものであること。 | |
| | d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な | d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な | |
| | 当該機器等の特性が明確であること。 | 当該機器等の特性が明確であること。 | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 |
|------------------|
| 【20200528 申請版】 |
| 3 4 設計・開発のレビュー |

- 7.3.4 設計・開発のレビュ
- (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目 的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系 的なレビューを行う。
- a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどう かを評価する。
- b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
- (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっ ている設計・開発段階に関連する部門を代表する者 及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレ ビューの結果の記録、及び必要な処置があればその 記録を維持する(4.2.4 参照)。

7.3.5 設計・開発の検証

- (1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へ のインプットで与えられている要求事項を満たし ていることを確実にするために、計画されたとおり に (7.3.1 参照), プ
- ロセスの次の段階に移行する前に検証を実施する。こ の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその 記録を維持する(4.2.4 参照)。
- (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグル ープが実施する。

7.3.6 設計・開発の妥当性確認

- (1) 結果として得られる業務・原子炉施設が、指定さ れた用途又は意図された用途に応じた要求事項を 満たし得ることを確実にするために、計画した方法 (7.3.1参照) に従って、設計・開発の妥当性確認 を実施する。この妥当性確認は、原子炉施設の設置 後でなければ実施することができない場合は、当該 原子炉施設の使用を開始する前に実施する。
- (2) 実行可能な場合にはいつでも、業務の実施及び原 子炉施設の使用の前に,妥当性確認を完了する。
- (3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があれ ばその記録を維持する(4.2.4参照)。

7.3.7 設計・開発の変更管理

- (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する (4.2.4 参照)。
- (2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を

MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】

7.3.4 設計開発レビュー

- (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開 発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系 的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を
- a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性 について評価すること。
- b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の 内容を明確にし、必要な措置を提案すること。
- (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビ ューの対象となっている設計開発段階に関連する 部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参 加させる。
- (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該 設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係 る記録を作成し、これを管理する。

7.3.5 設計開発の検証

- (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に 適合している状態を確保するために、設計開発計画 に従って検証を実施する。(「設計開発計画に従って 検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロ セスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係 る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこ とを含む。)
- (2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の 結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これ を管理する。
- (3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開 発の検証をさせない。

7.3.6 設計開発の妥当性確認

- (1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項へ の適合性を確認するために、設計開発計画に従っ て、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥 当性確認」という。)を実施する。(「当該設計開発 の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後で なければ妥当性確認を行うことができない場合に おいて、当該機器等の使用を開始する前に、設計開 発妥当性確認を行うことを含む。)
- (2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当た

RFS保安規定【建設段階】 (2020.8. ●補正案)

7.3.4 設計開発レビュー

- (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開 発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系 的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を 実施する。
- a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性 について評価すること。
- b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題 の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。
- (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビ ューの対象となっている設計開発段階に関連する 部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参 加させる。
- (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該 設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係 る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。

7.3.5 設計開発の検証

- (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に 適合している状態を確保するために, 設計開発計画 に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプ ロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に 係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行う ことを含む。)。
- (2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録及び当該検 証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し, これを管理する(4.2.4参照)。
- (3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開 発の検証をさせない。

7.3.6 設計開発の妥当性確認

- (1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項へ の適合性を確認するために、設計開発計画に従っ て、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥 当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後 でなければ妥当性確認を行うことができない場合 において, 当該機器等の使用を開始する前に, 設計 開発妥当性確認を行うことを含む。)。
- (2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当た

備考

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|---|---|--|---------------------|
| 適切に行い、その変更を実施する前に承認する。 (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、 当該の原子炉施設を構成する要素(材料又は部品) 及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含 める。 | り、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。 (3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当 該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置 に係る記録を作成し、これを管理する。 | り, あらかじめ, 設計開発妥当性確認を完了する。 (3) 組織は,設計開発妥当性確認の結果の記録及び当 該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置 に係る記録を作成し,これを管理する(4.2.4参照)。 | 7 |
| (4) 変更のレビュー, 検証及び妥当性確認の結果の記録, 及び必要な処置があればその記録を維持する (4.2.4 参照)。 | 7.3.7 設計開発の変更の管理 (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。 (2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。 (3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。また、組織は、火災区域及び火災区画の変更、設備改造等の設計変更を行う場合においては、内部火災影響評価への影響を確認する。評価結果に影響がある場合は、安全上重要な施設の安全機能を損なうことがないことを確認するため、内部火災影響評価の再評価を実施する。 (4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記 | 7.3.7 設計開発の変更の管理 (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する (4.2.4 参照)。 (2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。 (3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響の評価(当該使用済燃料貯蔵施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。 | ② |
| 7.4 調達 | 録を作成し、これを管理する。 7.4 調達 | 録を作成し、これを管理する <u>(4.2.4 参照)</u> 。 7.4 調達 | |
| 組織は、「調達管理基本マニュアル」及び「原子 燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。 | 1. 1 附列大士 | 組織は、「調達管理マニュアル」及び「原子力取 引先登録マニュアル」に基づき、調達を実施する。 | 6 |
| 7.4.1 調達プロセス (1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。 (2) 保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品に対する管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、業務委託の範囲を明確に定めることを含む。)を定める。この場合、一般産業用工業品については、評価に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が原子炉施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。 | 7.4.1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度 | 7.4.1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調 | \$\\$\ |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S 保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|----|
| (3) 組織は, 供給者が組織の要求事項に従って調達製 | を定める。(「調達物品等に適用される管理の方法と | 達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該 | |
| 品を供給する能力を判断の根拠として, 供給者を評 | 程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保 | 一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合し | |
| 価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定 | する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメ | ていることを確認できるように,管理の方法及び程 | |
| める。 | <u>ント文書に明確に定めることを含む。また、「管理</u> | 度を定める。_ | |
| 4) 評価の結果の記録, 及び評価によって必要とされ | の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に | | |
| た処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。 | 適合していることを確認する適切な方法 (機器単位 | | |
| (5) 組織は, 適切な調達の実施に必要な事項 (調達製 | の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をい | | |
| 品の調達後における,維持又は運用に必要な保安に | | | |
| 係る技術情報を取得するための方法及びそれらを | (3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等 | (3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等 | |
| 他の原子炉設置者等と共有する場合に必要な措置 | を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者 | を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者 | |
| に関する方法を含む。)を定める。 | を評価し、選定する。 | を評価し、選定する。 | |
| | (4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係 | (4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係 | |
| | る判定基準を定める。 | る判定基準を定める。 | |
| | (5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の | (5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の | |
| | 結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これ | 結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これ | |
| | を管理する。 | を管理する_(4.2.4 参照)。 | 7 |
| | (6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業 | (6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業 | |
| | 務計画において、適切な調達の実施に必要な事項 | 務計画において,適切な調達の実施に必要な事項 | |
| | (当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持 | (当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持 | |
| | 又は運用に必要な技術情報 (加工施設の保安に係る | 又は運用に必要な技術情報(使用済燃料貯蔵施設の | |
| 7.4.2 調達要求事項 | ものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事 | 保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他 | |
| (1) 組織は、調達製品に関する要求事項を明確にし、 | 業者等と共有するために必要な措置に関する事項 | の原子力事業者等と共有するために必要な措置に | |
| 次の事項のうち該当する事項を含める。 | を含む。)を定める。 | 関する事項を含む。)を定める。 | |
| a) 製品,業務の手順及びプロセス並びに設備の承認 | | | |
| に関する要求事項 | 7.4.2 調達物品等要求事項 | 7.4.2 調達物品等要求事項 | |
|) 要員の力量に関する要求事項 | (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる | (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる | |
| :) 品質マネジメントシステムに関する要求事項 | 調達物品等要求事項のうち、該当するものを含め | 調達物品等要求事項のうち、該当するものを含め | |
| l) 不適合の報告(偽造品,不正品等の報告を含む。) | る。 | る。 | |
| 及び処理に関する要求事項 | a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に | a)調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に | |
| e) 健全な安全文化を育成し、及び維持するために必 | 係る要求事項 | 係る要求事項 | |
| 要な要求事項 | b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 | b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 | |
| f) 一般産業用工業品を原子炉施設に使用するに当た | c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステム | c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステム | |
| っての評価に必要な要求事項 | に係る要求事項 | に係る要求事項 | |
| g) その他調達製品に必要な要求事項 | d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事 | d) 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等 | |
| (2) 組織は,供給者の工場等で使用前事業者検査等及 | 項(「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の | の報告を含む。)及び処理に係る要求事項 | |
| び自主検査等又はその他の業務を行う際の原子力 | 報告を含む。) | | |
| 規制委員会の職員による当該工場等への立ち入り | e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及 | e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し, | |
| に関することを調達要求事項に含める。 | び維持するために必要な要求事項 | 及び維持するために必要な要求事項 | |
| (3) 組織は,供給者に伝達する前に,規定した調達要 | f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たって | f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たって | |
| | 1 | | 1 |

の評価に必要な要求事項

g) その他調達物品等に必要な要求事項

の評価に必要な要求事項

g. その他調達物品等に必要な要求事項

求事項が妥当であることを確実にする。

(4) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品

| | 11011 Le 16-20. 775-20.00 064 | | T |
|--|-------------------------------|--|-----|
| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | 備考 |
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | |
| の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録 | (2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達 | (2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達 | |
| した文書を提出させる。 | 物品等の供給者の工場等において使用前事業者検 | 物品等の供給者の工場等において使用前事業者検 | |
| | 査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員 | 査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員 | |
| | 会の職員による当該工場等への立入りに関するこ | 会の職員による当該工場等への立入りに関するこ | |
| | と含める。 | とを含める。 | |
| | (3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に | (3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に | |
| | 関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該 | 関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該 | |
| 7.4.3 調達製品の検証 | 調達物品等要求事項の妥当性を確認する。 | 調達物品等要求事項の妥当性を確認する。 | |
| (1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満 | (4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物 | (4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物 | |
| たしていることを確実にするために、必要な検証方 | 品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合 | 品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合 | |
| 法を定めて、実施する。 | 状況を記録した文書を提出させる。 | 状況を記録した文書を提出させる。 | |
| (2) 組織は、供給者先で検証を実施することにした場 | | | |
| 合には、その検証の要領及び調達製品の供給者から | 7.4.3 調達物品等の検証 | 7.4.3 調達物品等の検証 | |
| の出荷の可否の決定の方法を調達要求事項の中で | (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合 | (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合 | |
| 明確にする。 | しているようにするために必要な検証の方法を定 | しているようにするために必要な検証の方法を定 | |
| | め、実施する。 | め、実施する。 | |
| | (2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調 | (2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調 | |
| | 達物品等の検証を実施することとしたときは、当該 | 達物品等の検証を実施することとしたときは、当該 | |
| | 検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出 | 検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出 | |
| | 荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事 | 荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事 | |
| - W. 71 | 項の中で明確に定める。 | 項の中で明確に定める。 | |
| 7.5 業務の実施 | 7.5 個別業務の管理 | 7.5 個別業務の管理 | |
| 7.5.1 業務の管理 | 7.5.1 個別業務の管理 | 7.5.1 個別業務の管理 | |
| 組織は、「業務の計画」(7.1参照)に基づき、管 | 組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に | 組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に | |
| 理された状態で業務を実施する。管理された状態に | 掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しない | 掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しない | |
| は、次の事項のうち該当するものを含める。 | と認められるものを除く。)に適合するように実施 | と認められるものを除く。)に適合するように実施 | |
| a) 以下の事項を含む原子炉施設の保安のために必要 | する。 | する。 | |
| な情報が利用できる。 | a. 加工施設の保安のために必要な情報が利用できる | a) 使用済燃料貯蔵施設の保安のために必要な次の事 | Û |
| i. 保安のために使用する機器等又は実施する業務 | 体制にあること。(「加工施設の保安のために必要な | 項を含む情報が利用できる体制にあること。 | |
| の特性 | 情報」には、「保安のために使用する機器等又は実 | ① 保安のために使用する機器等又は実施する個別業 | (8) |
| ii. 当該機器等の使用又は業務の実施により達成す | 施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又 | 務の特性 | |
| べき結果 | は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。) | ② 当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成 | |
| b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。 | 1. 工匠笠がひ囲わ吐い利田でもて仕助いたファル | すべき結果 より チ順事策が 八亜 か味に利用できる 休却になること | |
| c) 適切な設備を使用している。 | b. 手順等が必要な時に利用できる体制にあること。 | b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。 | |
| d) 監視機器及び測定機器が利用でき,使用している。 e) 監視及び測定が実施されている。 | c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 | c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 | |
| e) 監視及い側足が美趣されている。 f) プロセスの次の段階に進むことの承認が実施され | d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、か | d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり, | |
| 1) プロセスの次の段階に進むことの承認が夫梱されている。 | つ、当該設備を使用していること。 | かつ,当該設備を使用していること。 e) 8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。 | |
| | e.8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。 | | |
| 7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認 (1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプ | f. 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセ | f)本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロ | |
| | スの次の段階に進むことの承認を行っていること。 | セスの次の段階に進むことの承認を行っているこ | |
| ットが、それ以降の監視又は測定で検証することが | | と。 | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|----|
| 不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不 | | | |
| 適合その他の事象が顕在化しない場合には、組織 | 7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 | 7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 | |
| は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行 | (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについ | (1) 組織は, 個別業務の実施に係るプロセスについ | |
| う。 | て、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を | て、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を | |
| (2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画ど | 検証することができない場合(個別業務が実施され | 検証することができない場合(個別業務が実施され | |
| おりの結果を出せることを実証する。 | た後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合 | た後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合 | |
| (3) 妥当性確認の結果の記録を維持する(4.2.4 参 | を含む。)においては、妥当性確認を行う。 | を含む。)においては,妥当性確認を行う。 | |
| 照)。 | (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた | (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた | |
| (4) 組織は, これらのプロセスについて, 次の事項の | 結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認 | 結果を得ることができることを, (1)の妥当性確認 | |
| うち該当するものを含んだ手続きを確立する。 | によって実証する。 | によって実証する。 | |
| a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準 | (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の | (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の | |
| b) 設備の承認及び要員の力量の確認 | 記録を作成し、これを管理する。 | 記録を作成し、これを管理する(4.2.4 参照)。 | 7 |
| c)所定の方法及び手順の適用 | (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセ | (4) 組織は,(1)の妥当性確認の対象とされたプロセ | |
| d) 妥当性の再確認 (対象となるプロセスを変更した | スについて、次に掲げる事項 (当該プロセスの内容 | スについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容 | |
| 場合の再確認及び一定時間経過した後に行う定期 | - 等から該当しないと認められるものを除く。) を明 | 等から該当しないと認められるものを除く。)を明 | |
| 的な再確認を含む。) | 確にする。 | 確にする。 | |
| | a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 | a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 | |
| | b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を | b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を | |
| | 確認する方法 | 確認する方法 | |
| 7.5.3 識別及びトレーサビリティ | c.妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象とな | c) 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の | |
| (1) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において適 | る個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が | 再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な | |
| 切な手段で業務・原子炉施設を識別し管理する。 | 経過した後に行う定期的な再確認を含む。) | 再確認を含む。)の方法 | |
| (2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、 | | | |
| 監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉 | 7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保 | 7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保 | |
| 施設の状態を識別し管理する。 | (1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る | (1) 組織は, 個別業務計画及び個別業務の実施に係る | |
| (3) トレーサビリティが要求事項となっている場合 | 全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器 | 全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器 | |
| には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識 | 等及び個別業務の状態を識別し、管理する。 | 等及び個別業務の状態を識別し、管理する。 | |
| 別を管理し、記録を維持する(4.2.4 参照)。 | (2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個 | (2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個 | |
| 7.5.4 組織の外部の者の所有物 | 別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡でき | 別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡でき | |
| 組織は、組織の外部の者の所有物について、それ | る状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項であ | る状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項であ | |
| が組織の管理下にある間,注意を払い,必要に応じ | る場合においては、機器等又は個別業務を識別し、 | る場合においては、機器等又は個別業務を識別し、 | |
| て記録を維持する (4.2.4 参照)。 | これを記録するとともに、当該記録を管理する。 | これを記録するとともに、当該記録を管理する | |
| | | (4.2.4 参照)。 | 7 |
| 7.5.5 調達製品の管理 | | | |
| 組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製 | 7.5.4 組織の外部の者の物品 | 7.5.4 組織の外部の者の物品 | |
| 品の検証後,受入から据付(使用)までの間,要求 | (1) 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場 | 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場 | |
| 事項への適合を維持するように調達製品を管理す | 合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを | 合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを | |
| る。この管理には,識別,取扱い,包装,保管及び | 管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS | 管理する_(4.2.4 参照)。 | 7 |
| 保護を含める。また、取替品、予備品にも適用する。 | Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)」 | | 5 |
| | | | |

7.5.5 調達物品の管理

7.5.5 調達物品の管理

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|--|---|--|----|
| 【20200320 中間/汉】 | 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当 | (2020. 6. ● / | |
| | 該物品を調達物品等要求事項に適合するように管 | 該物品を調達物品等要求事項に適合するように管 | |
| | 理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。) | 理(識別表示,取扱い,包装,保管及び保護を含む。) | |
| | する。 | する。 | |
| | 7.6 監視測定のための設備の管理 | 7.6 監視測定のための設備の管理 | |
| (1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を | (1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事 | (1) 組織は,機器等又は個別業務の個別業務等要求事 | |
| 実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定 | 項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監 | 項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監 | |
| 並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を | 視測定のための設備を明確に定める。 | 視測定のための設備を明確に定める。 | |
| 関連するマニュアル等に定める。 | (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であ | (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であ | |
| (2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確 | り、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性の | り、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性の | |
| (2) 組織は、監視及び側定の要求事項との輩古柱を確 保できる方法で監視及び測定が実施できることを | り、かり、ヨ政監院例をに保る安水事項と翌日任のとれた方法で実施する。 | り、パラ、ヨ吸血性例をに係る安水事項と歪っ住のとれた方法で実施する。 | |
| 確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル | (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するため | | |
| | | (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するため | |
| 等に定める。 (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場 | に、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事 | に、「検査マニュアル」に基づき、監視測定のため | 6 |
| | 項に適合するものとする。 | に必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものと | |
| 合には、測定機器に関し、「施設管理基本マニュア | a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計 | する。 | |
| ル」に基づき、次の事項を満たす。 | 量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量 | a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、 | |
| a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量 | の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証 | 計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計 | |
| 標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若 | の根拠について記録する方法)により校正又は検証 | 量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検 | |
| しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準 | がなされていること。(「あらかじめ定められた間 | 証の根拠について記録する方法)により校正又は検 | |
| が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準 | 隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔 | 証がなされていること <u>(4.2.4 参照)</u> 。 | |
| を記録する (4.2.4 参照)。 | をいう。) | 1) 技工の小路が印かけようしき 禁団をなってって | |
| b) 校正の状態を明確にするために識別を行う。 | b. 校正の状態が明確になるよう、識別されているこ | b) 校正の状態が明確になるよう, 識別されているこ | |
| c)機器の調整をする,又は必要に応じて再調整する。 | と。 | と。 | |
| d) 測定した結果が無効になるような操作ができない | c. 所要の調整がなされていること。 | c) 所要の調整がなされていること。 | |
| ようにする。 | d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されて | d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されて | |
| e) 取扱い,保守及び保管において,損傷及び劣化し | いること。 | いること。 | |
| ないように保護する。 | e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護 | e) 取扱い,維持及び保管の間,損傷及び劣化から保 ************************************ | |
| (4) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、知識は、この測字機関でこれまで | されていること。 | 護されていること。 | |
| 明した場合には、組織は、その測定機器でそれまで | (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項へ | (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項へ | |
| に測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4 | の不適合が判明した場合においては、従前の監視測 | の不適合が判明した場合においては、従前の監視測 マのは思の必と性も認知していた記録する。 | |
| 参照)。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・ | 定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 | 定の結果の妥当性を評価し,これを記録する <u>(4.2.4</u> | |
| 原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校 | (た) がは付いた (ハの旧人)でよい、マールコヤではついたのよ | 参照)。 | |
| 正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。 | (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のた | (5) 組織は、(4) の場合において、当該監視測定のた | |
| (5) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にソフト | めの設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器 | めの設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器 | |
| ウェアを使う場合には、そのソフトウェアによって | 等又は個別業務について、適切な措置を講じる。 | 等又は個別業務について、適切な措置を講じる。 | |
| 意図した監視及び測定ができることを確認する。こ | (6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の | (6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の | |
| の確認は、最初に使用するのに先立って実施する。 | 結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 知知は、野知測学においているよう。 | 結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。 | |
| また、必要に応じて再確認する。 | (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用す | (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用す | |
| | ることとしたときは、その初回の使用に当たり、あ | ることとしたときは、その初回の使用に当たり、あ | |
| | らかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当 | らかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当 | |
| | 該監視測定に適用されていることを確認する。 | 該監視測定に適用されていることを確認する。 | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | 備考 |
|--|---|--|-----|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | |
| 8. 評価及び改善 8.1 監視及び測定,分析,評価及び改善 (1)組織は,次の事項のために必要となる監視,測定, | 8 評価及び改善 8.1 監視測定、分析、評価及び改善 | 8. 評価及び改善 8.1 監視測定,分析,評価及び改善 | |
| 分析, 評価及び改善のプロセスを計画し, 実施する。 a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。 b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 c) 品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び | (1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に関係する組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。) | (1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し、実施する。 | |
| 実効性を継続的に改善する。 このプロセスには、取り組むべき改善に関係する部門 の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要 性、方針、方法等について検討するプロセスを含め る。 (2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、 | (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。) | (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。 | (5) |
| 及びその使用の程度を決定することを含める。 (3) 監視及び測定の結果は、要員が容易に取得し、利用できるようにする。 8.2 監視及び測定 8.2.1 組織の外部の者の意見 組織は、品質マネジメントシステムの監視及び測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を把握する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に定める。 | 8.2 監視測定 8.2.1 組織の外部の者の意見 (1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。 | 8.2 監視及び測定 8.2.1 組織の外部の者の意見 (1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を「外部コミュニケーションマニュアル」及び「広聴マニュアル」に定める。 | 6 |
| 8.2.2 内部監査 (1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で「原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。 a) 品質マネジメントシステムが、本品質マネジメントシステム計画の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。 b) 品質マネジメントシステムが実効的に実施され、維持されているか。 (2) 組織は、監査の対象となる部門、業務、プロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査 | 8.2.2 内部監査 (1) 監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。 a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項 b. 実効性のある実施及び実効性の維持 (2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。 | 8.2.2 内部監査 (1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。 a) 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項 b) 実効性のある実施及び実効性の維持 (2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。 | |

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】

結果を考慮して監査プログラムを策定し、実施する とともに、監査の実効性を維持する。

- (3) 監査の基準, 範囲, 頻度, 方法及び責任を規定する。
- (4) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。
- (5) 監査員又は監査に関わる管理者(社長を除く。) は、自らの業務又は自らの管理下にある業務を監査しない。
- (6) 監査の計画及び実施,結果の報告並びに記録の作成及び管理について,責任及び権限並びに要求事項を「原子力品質監査基本マニュアル」に定める。この責任及び権限には,必要に応じて監査員又は監査を実施した部門が社長に直接報告する権限を含める。
- (7) 監査及びその結果の記録を維持する(4.2.4 参昭).
- (8) 監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に監査結果を通知する。
- (9) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。組織は、フォローアップとして、とられた処置の検証及び検証結果を報告させる(8.5.2 参照)。

8.2.4機器等の検査等

- (1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル」及び「運転管理基本マニュアル」に基づき、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で使用前事業者検査等及び自主検査等を実施する。
- (2) 使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定 基準への適合の証拠(必要に応じ,使用した試験体, 測定機器等に関する記録を含める。) を維持する (4.2.4 参照)。
- (3) プロセスの次の段階に進むことを承認した人を 記録する(4.2.4 参照)。
- (4) 業務の計画 (7.1参照) で決めた使用前事業者検 査等及び自主検査等を支障なく完了するまでは,プ ロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただ

MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】

- (3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。
- (4) 監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
- (5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別 業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査 をさせない。
- (6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、 内部監査結果の報告、記録の作成及び管理につい て、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事 項を「内部監査要則」に定める。(「権限」には、必 要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門 が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含 む。)
- (7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する
- (8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7) の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための 措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、 当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。

8.2.3 プロセスの監視測定

- (1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。(「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)
- (2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
- (3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)

RFS保安規定【建設段階】 (2020.8.●補正案)

- (3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。
- (4) 組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」 という。)の選定及び内部監査の実施においては、 客観性及び公平性を確保する。
- (5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務 又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
- (6) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに 内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理に ついて、その責任及び権限(必要に応じ、内部監査 員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を 社長に直接報告する権限を含む。)並びに内部監査 に係る要求事項を、「原子力品質監査マニュアル」 に定める(4.2.4参照)。
- (7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に 責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
- (8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる(8.5.2 参照)。

8.2.3 プロセスの監視測定

(1) 組織は、プロセスの監視測定(対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により「セルフアセスメント実施マニュアル」に基づき、これを行う。

監視測定の方法には、次の事項を含む。

- a) 監視測定の実施時期
- b) 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期
- (2) 組織は, (1)の監視測定の実施に当たり, 保安活動の重要度に応じて, 保安活動指標を用いる。
- (3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)

0

備考

7)

(8)

<u>(6)</u>

| | | to the February of the | |
|---|-----------------------------------|-------------------------------------|------------|
| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S 保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
| し、当該の権限をもつ者が計画に定める手順により | 及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができ | 及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができ | |
| 承認したときは、この限りではない。 | ることを実証する。 | ることを実証する。 | |
| (5) 保安活動の重要度に応じて, 使用前事業者検査等 | (4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活 | (4) 組織は,(1)の監視測定の結果に基づき,保安活 | |
| 及び自主検査等の独立性を確保する。この場合、対 | 動の改善のために、必要な措置を講じる。 | 動の改善のために、必要な措置を講じる。 | |
| 象となる原子炉施設を所管する部門とは異なる部 | (5) 組織は、5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結 | (5) 組織は、5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結 | |
| 門に属する要員とすることその他の方法により、中 | 果を得ることができない場合又は当該結果を得る | 果を得ることができない場合又は当該結果を得る | |
| 立性及び信頼性が損なわれないようにする(自主検 | ことができないおそれがある場合においては、個別 | ことができないおそれがある場合においては、個別 | |
| 査等においては必要に応じるものとする。)。 | 業務等要求事項への適合性を確保するために、当該 | 業務等要求事項への適合性を確保するために、当該 | |
| 11 17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な | プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な | |
| | 措置を講じる。 | 措置を講じる。 | |
| | 711 12 2 11 7 0 0 0 | 7H E C II. 7 0 0 | |
| | 8.2.4 機器等の検査等 | 8.2.4 機器等の検査等 | |
| | (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証 | (1) 組織は,機器等に係る要求事項への適合性を検証 | |
| | するために、個別業務計画に従って、個別業務の実 | するために、個別業務計画に従って、個別業務の実 | |
| | 施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事 | 施に係るプロセスの適切な段階において、「検査マ | (8) |
| | 業者検査等又は自主検査等を実施する。 | ニュアル」に基づき,使用前事業者検査等又は自主 | |
| | | 検査等を実施する。 | |
| | (2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結 | (2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結 | |
| | 果に係る記録を作成し、これを管理する。(「使用前 | 果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した | 8 |
| | 事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」に | 試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成 | |
| | は、必要に応じ、検査において使用した試験体や計 | し, これを管理する (4.2.4 参照)。 | 7 |
| | 測機器等に関する記録を含む。) | , | |
| | (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を | (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を | |
| | 行った要員を特定することができる記録を作成し、 | 行った要員を特定することができる記録を作成し, | |
| | これを管理する。 | これを管理する (4.2.4 参照)。 | \bigcirc |
| | (4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査 | (4) 組織は, 個別業務計画に基づく使用前事業者検査 | |
| | 等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロ | 等又は自主検査等を支障なく完了するまでは, プロ | |
| | セスの次の段階に進むことの承認をしない。ただ | セスの次の段階に進むことの承認をしない。ただ | |
| | し、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に | し、当該承認の権限をもつ要員が、個別業務計画 | |
| | 定める手順により特に承認をする場合は、この限り | _(7.1参照) に定める手順により特に承認をする場 | 7 |
| | でない。 | 合は、この限りではない。 | |
| | (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業 | (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業 | 810 |
| | 者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する | 者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する | |
| | 要員をその対象となる機器等を所管する部門に属 | 要員をその対象となる機器等を所管する部門に属 | |
| | <u>する要員と部門を異にする要員とすることその他</u> | する要員と部門を異にする要員とすることその他 | |
| | の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信 | の方法(当該使用前事業者検査等の対象となる機器 | |
| | 頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。 | 等の工事(補修,取替え,改造等)又は点検に関与 | |
| | _(「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事 | していない要員による使用前事業者検査等の実施) | |
| | 業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる | により, 使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が | |
| | 機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に | 損なわれないこと(使用前事業者検査等を実施する | |
| | 規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属し | 要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判 | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S 保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|--|---|---|----|
| | ていることをいう。) (「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。) (6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。(「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する」とは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。) | 定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)をいう。)を確保する。 (6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性(自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。 | |
| 8.3 不適合管理 (1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。 (2) 不適合の処理に関する管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合管理及び是正処置・未然 | 8.3 不適合の管理 (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。(「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。) | 8.3 不適合の管理 (1) 組織は,個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され,又は個別業務が実施されることがないよう,当該機器等又は個別業務を特定し,これを管理する。 | 5 |
| 防止処置基本マニュアル」に規定する。 (3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。 a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。 b) 当該の権限をもつ者が、原子力安全に及ぼす影響を評価した上で、特別採用によって、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。 c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置(廃棄を含む。)をとる。 d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。 (4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための検証を行う。 (5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4参 | (2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAPシステム要則」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。) (3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。 a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。 b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)。 c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。 d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不 | (2) 組織は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合等管理マニュアル」に定める。 (3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。 a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。 b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)。 c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。 d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不 | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | 備考 |
|-------------------------------|---------------------------------|--|----------|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | VIII 3 |
| (6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点か | 得る影響に応じて適切な措置を講ずること。 | 得る影響に応じて適切な措置を講ずること。 | |
| ら、「トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基 | (4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対 | (4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対 | |
| 準に従い,不適合の内容をニューシアへ登録するこ | して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を | して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を | |
| とにより、情報の公開を行う。 | 作成し、これを管理する。 | 作成し,これを管理する <u>(4.2.4 参照)</u> 。 | ⑦ |
| | (5) 組織は、(3)a. の措置を講じた場合においては、 | (5) 組織は, (3)a) の措置を講じた場合においては, | |
| 8.4 データの分析及び評価 | 個別業務等要求事項への適合性を実証するための | 個別業務等要求事項への適合性を実証するための | |
| (1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び | 検証を行う。 | 検証を行う。 | |
| 実効性を実証するため、また、品質マネジメントシ | (6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観 | (6) 組織は、使用済燃料貯蔵施設の保安の向上を図る | |
| ステムの実効性の継続的な改善(品質マネジメント | 点から、公開基準に従い、不適合の内容を <u>ニューシ</u> | 観点から、公開基準に従い不適合の内容を自ら管理 | |
| システムの実効性に関するデータ分析の結果、課題 | <u>ア</u> へ登録することにより、情報の公開を行う。 | する <u>ウェブサイト</u> へ登録することにより,情報の公 | 9 |
| や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセ | | 開を行う。 | |
| スの改良,変更等を行い,実効性を改善することを | | | |
| 含む。)の必要性を評価するために、「セルフアセス | 8.4 データの分析及び評価 | 8.4 データの分析及び評価 | |
| メント実施基本マニュアル」に基づき、適切なデー | (1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあ | (1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあ | 8 |
| タを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。 | <u>るものであることを実証するため、及び当該品質マ</u> | るものであることを実証するため、及び当該品質マ | |
| この中には、監視及び測定の結果から得られたデー | <u>ネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評</u> | ネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメ | |
| タ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータ | <u>価するために、適切なデータ(監視測定の結果から</u> | <u>ントシステムの実効性に関するデータ分析の結果,</u> | |
| を含める。 | 得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からの | 課題や問題が確認されたプロセスを抽出し,当該プ | |
| (2) データの分析及びこれに基づく評価によって、次 | データを含む。)を明確にし、収集し、及び分析す | ロセスの改良,変更等を行い,品質マネジメントシ | |
| の事項に関連する情報を提供する。 | <u>る。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」</u> | ステムの実効性を改善することを含む。)の必要性 | |
| a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめの傾向 | には、品質マネジメントシステムの実効性に関する | を評価するために、「セルフアセスメント実施マニ | 6 |
| 及び特徴その他分析により得られる知見(8.2.1参 | データ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセ | ュアル」に基づき、適切なデータ(監視測定の結果 | |
| 照) | <u>スを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、</u> | から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源か | |
| b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性 | <u>品質マネジメントシステムの実効性を改善するこ</u> | らのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分 | |
| (8.2.3及び8.2.4参照) | <u>とを含む。)</u> | <u>析する。</u> | |
| c) 是正処置を行う端緒となるものを含む, プロセス | | | |
| 及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3 及び 8.2.4 | (2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評 | (2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評 | |
| 参照) | 価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。 | 価を行い,次に掲げる事項に係る情報を得る。 | |
| d) 供給者の能力(7.4参照) | a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他 | a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他 | |
| | 分析により得られる知見 | 分析により得られる知見 <u>(8.2.1 参照)</u> | 7 |
| | b. 個別業務等要求事項への適合性 | b) 個別業務等要求事項への適合性 <u>(8.2.3 及び 8.2.4</u> | 7 |
| | c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (是正処置を行 | <u>参照)</u> | |
| | う端緒となるものを含む。) (「是正処置を行う端緒」 | c)機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を | |
| | とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特 | 行う端緒となるものを含む。) <u>(8.2.3 及び 8.2.4 参</u> | 7 |
| | 性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の | 照)_ | |
| | 必要性について検討する機会を得ることをいう。) | | |
| | d. 調達物品等の供給者の供給能力 | d) 調達物品等の供給者の供給能力 <u>(7.4参照)</u> | 7 |
| | | | |

| 古泰110 市洛伊克相交【海热机帐】 | MOV thr T that I Ztttlick I | D.D.C.伊克祖安【海凯矶啦】 | 1 |
|--|----------------------------------|------------------------------------|-----|
| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
| 8.5 改善 | 8.5 改善 | (2020.0. ●無止采) 8.5 改善 | |
| | | | |
| 8.5.1 継続的改善 8.5.1 継続的改善 8.5.1 単元 2.0.0 | 8.5.1 継続的な改善 | 8.5.1 継続的な改善 | |
| 組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分 | 組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改 | 組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改 | |
| 析,是正処置,未然防止処置及びマネジメントレビ | 善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マ | 善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マ | |
| ューを通じて、品質マネジメントシステムの実効性 | ネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、デ | ネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用,デ | |
| を向上させるために必要な変更を行い、継続的に改 | ータの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評 | ータの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評 | |
| 善する。 | 価を通じて改善が必要な事項を明確にするととも | 価を通じて改善が必要な事項を明確にするととも | |
| | に、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質 | に、当該改善の実施その他の措置を講じる。 | |
| | マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質 | | (5) |
| | マネジメントシステムの実効性を向上させるため | | |
| | の継続的な活動をいう。)_ | | |
| 8.5.2 是正処置等 | | | |
| (1) 組織は、不適合その他の事象の再発防止のため、 | 8.5.2 是正処置等 | 8.5.2 是正処置等 | |
| 「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニ | (1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安 | (1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安 | |
| ュアル」に基づき,速やかに原因を除去する処置を | 全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところによ | 全に及ぼす影響に応じて, 「不適合等管理マニュア | 6 |
| とる。 | り、速やかに適切な是正処置を講じる。 | <u>ル」</u> に基づき、次に掲げるところにより、速やかに | |
| (2) 是正処置は、検出された不適合その他の事象の原 | | 適切な是正処置を講じる。 | |
| 子力安全に及ぼす影響に応じたものとし, 次に定め | a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順 | a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順 | |
| るところにより速やかに実施する。 | により評価を行うこと。 | により評価を行う。 | |
| a) 是正処置の必要性を, 次に定めるところにより評 | (a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原 | ① 不適合及びその他の事象の分析(情報の収集及び | 8 |
| 価する。 | 因の明確化(「不適合その他の事象の分析」には、 | 整理、並びに、技術的、人的及び組織的側面等の考 | |
| i . 不適合その他の事象のレビュー及び分析。これに | 「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組 | <u>慮を含む。)及び当該不適合の原因の明確化(必要</u> | |
| は以下の事項を含める。 | 織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」 | に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱 | |
| ①情報の収集、整理 | には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安 | 点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理 | |
| ②技術的,人的及び組織的側面等の考慮 | 全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との | <u>することを含む。)</u> | |
| ii.当該不適合の原因の特定。これには,必要に応じ | 関係を整理することを含む。) | | |
| て以下の事項を含める。 | (b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似 | ② 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の | |
| ①日常業務のマネジメント | の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 | 不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 | |
| ②安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野と | b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。 | b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。 | |
| の関係の整理 | c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。 | c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。 | |
| iii.類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の | d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善 | d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改 | |
| 不適合その他の事象が発生する可能性の明確化。 | のために講じた措置を変更すること。 <u>(「保安活動の</u> | 善のために講じた措置を変更する。 | 9 |
| b) 必要な処置を決定し実施する。 | 改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を | | |
| c) とったすべての是正処置の実効性をレビューす | 与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、 | | |
| る。 | 当該課題に取り組むことを含む。) | | |
| d) 必要な場合には、計画策定段階で決定した業務・ | e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する | e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更す | |
| 原子炉施設に係る改善のためにとった措置(5.6.2 | こと。 | る。 | |
| m)と同じ。)を変更する。 | f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合 | f)原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合 | |
| e) 必要な場合には, 品質マネジメントシステムを変 | に関して、根本的な原因を究明するために行う分析 | (単独の事象では原子力の安全に及ぼす程度は小 | |
| 更する。 | の手順を確立し、実施すること。(「原子力の安全に | さいが、同様の事象が繰り返し発生することによ | |
| f) 原子力安全に対する影響が大きい不適合 (単独の | 及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事 | り,原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するお | |

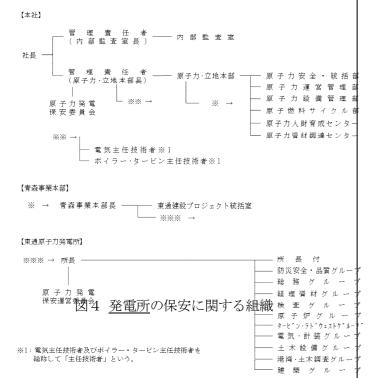
| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|---------------------------------------|--|----|
| 事象では影響が小さくても、繰り返し同様の事象が | 象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さい | それのあるものを含む。) に関して、根本的な原因 | |
| 発生することにより原子力安全に及ぼす影響が増 | が、同様の事象が繰り返し発生することにより、原 | を究明するために行う分析の手順を「不適合等管理 | 6 |
| 大するおそれのあるものを含む。)については、根 | 子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれ | マニュアル」に定め、実施する。 | |
| 本的な原因の分析に関する事項を「不適合管理及び | のあるものを含む。) | | |
| 是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定し, | g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成 | g) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成 | |
| 実施する。 | し、これを管理すること。 | し,これを管理する (4.2.4 参照)。 | 7 |
| g) とったすべての処置の結果を記録し,これを維持 | (2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、 | (2) 組織は, (1)に掲げる事項について, 「不適合等管 | 8 |
| する (4.2.4 参照)。 | 「CAP システム要則」に定める。 | 理マニュアル」に定める。 | |
| (3)(1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正 | (3) 組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の | (3) 組織は, 「不適合等管理マニュアル」に基づき, | 8 |
| 処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。 | | 複数の不適合その他の事象に係る情報から類似す | |
| (4) 組織は,「不適合管理及び是正処置・未然防止処 | に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の | る事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該 | |
| 置基本マニュアル」に基づき、複数の不適合その他 | 事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置 | 類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切 | |
| の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を | を講じる。(「適切な措置を講じる。」とは、(1)のう | な措置を講じる。 | 5 |
| 抽出し,その分析を行い,当該類似の事象に共通す | ち必要なものについて実施することをいう。) | | |
| る原因を明確にした上で、適切な是正処置をとる。 | | | |
| 8.5.3 未然防止処置 | 8.5.3 未然防止処置 | 8.5.3 未然防止処置 | |
| (1) 組織は、起こり得る不適合(他の原子炉施設及び | (1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の | (1) 組織は,原子力施設その他の施設の運転経験等の | |
| その他の施設における不適合その他の事象が、自ら | 知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重 | 知見 (ニューシア登録情報及びリサイクル燃料備蓄 | 9 |
| の施設で起こる可能性について分析し特定した問 | 要性に応じて、次に掲げるところについて適切な未 | センター技術協力会議で取り扱う技術情報を含 | |
| 題を含む。)が発生することを防止するために、他 | 然防止処置を講ずること。(「自らの組織で起こり得 | む。)を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原 | |
| の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転 | る不適合」には、原子力施設その他の施設における | 子力施設その他の施設における不適合その他の事 | |
| 経験等の知見(BWR 事業者協議会で取り扱う技術情 | 不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性 | 象が自らの施設で起こる可能性について分析した | |
| 報及びニューシア登録情報を含む。) の活用を含め, | について分析を行った結果、特定した問題を含む。) | 結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、 | |
| 「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニ | | 次に掲げるところにより, 適切な未然防止処置を講 | |
| ュアル」に基づき, 適切な未然防止処置を講じる。 | a. 起こり得る不適合及びその原因について調査する | じる。 | |
| この活用には、保安活動の実施によって得られた知 | こと。 | a) 起こり得る不適合及びその原因について調査する。 | |
| 見を他の原子炉設置者等と共有することを含む。 | b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価するこ | | |
| (2) 未然防止処置は, 起こり得る不適合の重要性に応 | と。 | b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 | |
| じたものとし、次に定めるところにより実施する。 | c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。 | | |
| a) 起こり得る不適合及びその原因を調査する。 | d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う | c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。 | |
| b)未然防止処置の必要性を評価する。 | こと。 | d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。 | |
| c)必要な未然防止処置を決定及び実施する。 | e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を | | |
| d) とったすべての未然防止処置の実効性をレビュー | 作成し、これを管理すること。 | e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を | |
| する。 | (2) 安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、 | 作成し,これを管理する_(4.2.4 参照)。 | 7 |
| e) とったすべての処置の結果を記録し,これを維持 | 「CAP システム要則」に定める。 | (2) 組織は, (1)に掲げる事項について, <u>「不適合等管</u> | 8 |
| する (4.2.4 参照)。 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 理マニュアル」に定める。 | |
| (3)(1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正 | | | |
| 処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。 | | | |
| | | I and the second | |

第3章 保安管理体制

(保安に関する組織)

第4条

発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。



(保安に関する職務)

第5条

保安に関する職務<u>のうち</u>,本社組織の職務は次のとお

(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。

MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】

第3章 保安管理体制

(保安に関する組織)

第6条 <u>加工施設</u>の保安に関する職務を遂行する組織は、図6に示すとおりとする。

(職務)

- 第7条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。
- 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。(1) 社長は、加工の事業に関する職務を統括するとと
- (1) <u>仕長は、加上の事業に関する職務を統括するとと</u> もに、保安に関する組織を運営する。
- (2) <u>監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u>
- (3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を 統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責 任者として必要な業務を行う。
- (4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。
- (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る 業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質保証 活動が適切に実施されることへの支援を含む。)及 び品質・保安会議の運営に係る業務を行うととも に、所管する業務に関し、管理責任者として必要な 業務を行う。
- (6) 事業部長は、加工施設に係る保安業務を統括する とともに、加工施設に係る保安業務に関し、管理責 任者として必要な業務を行う。
- (7) 燃料製造計画部長は、燃料製造計画部員が実施する施設管理計画の策定に関する業務を統括する。
- (8) 品質保証部長は、品質保証課長、事業者検査課長、 安全管理課長及び教育課長を指揮し、品質保証課 長、事業者検査課長、安全管理課長及び教育課長の 所管する保安に関する業務を統括するとともに、事 業部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。
- (9) <u>燃料製造建設所長は、建設管理課長、保安管理課長、許認可業務課長、ペレット機械課長、集合体機械課長、電気設備課長、計装設備課長、土木課長及び建築課長を指揮し、建設管理課長、保安管理課長、許認可業務課長、ペレット機械課長、集合体機械課長、電気設備課長、計装設備課長、土木課長及び建</u>

RFS保安規定【建設段階】 (2020.8. ●補正案)

第3章 保安管理体制 (保安に関する組織)

第4条 使用済燃料貯蔵施設の保安に関する組織は、

図4のとおりとする。

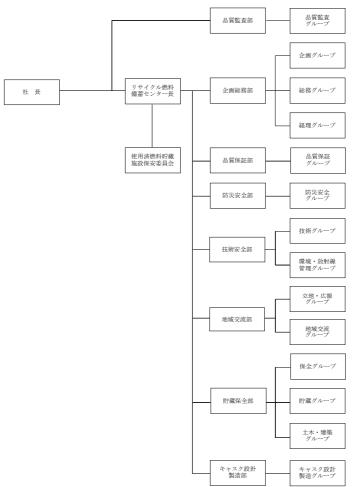


図4 リサイクル燃料備蓄センターの保安に関する 組織

(保安に関する職務)

第5条 保安に関する職務は次のとおり。

- (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織から適宜報告を求め、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。
- (2) <u>品質監査部長は、品質マネジメントシステム管理</u> 責任者(内部監査に限る。)として、品質保証活動

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | 1110 Ju |
|------------------|-----------------------------------|------------------------------------|---------|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
| | 築課長の所管する保安に関する業務を統括する。ま | に関わる内部監査を統括管理する。また、関係法令 | |
| | た、燃料製造建設所長は、表 7-1 に示す施設が、「加 | 及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活 | |
| | 工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 | 動並びに健全な安全文化を育成及び維持するため | |
| | 及び「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合す | の活動を統括する(品質監査グループに限る。)。 | |
| | るための個別の安全機能に係る基本的な設計(以下 | (3) 品質監査グループは、品質保証活動の監査を行 | |
| | 「基本設計」という。) の方針策定を実施する燃料 | | |
| | 製造建設所の担当課を設定する。 | (4) <u>センター長は、品質マネジメントシステム</u> 管理責 | |
| | (10) 品質保証課長は、燃料製造事業部の品質保証に | 任者として, 企画総務部, 品質保証部, 防災安全部, | |
| | 係る業務(ただし、安全管理課が所管する建設工事 | 技術安全部、地域交流部、貯蔵保全部及びキャスク | |
| | 安全に係る品質保証業務を除く。)を行う。 | 設計製造部を指導監督し,使用済燃料貯蔵業務を統 | |
| | (11) 事業者検査課長は、表 7-1 に示す施設の使用前 | 括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識 | |
| | 事業者検査に係る施設管理業務を行う。 | を定着させるための活動並びに健全な安全文化を | |
| | (12) 安全管理課長は、建設工事安全に係る品質保証 | 育成及び維持するための活動を統括する(品質監査 | |
| | 業務及び重大事故訓練に用いる設備の保管管理業 | <u>グループを除く)。</u> | |
| | <u>務を行う。</u> | (5) 企画グループは、要員の計画に関する業務を行 | |
| | (13) 教育課長は、燃料製造事業部の保安教育の計画 | <u>5.</u> | |
| | 及び実施に係る業務を行う。 | (6) 総務グループは、要員の管理、保安教育、通信連 | |
| | (14) 建設管理課長は、表 7-1 に示す施設の作業管理 | 絡設備の施設管理,関係法令及び保安規定の遵守の | |
| | の計画及び実施並びに検査及び試験管理の計画に | 意識の定着に関する業務を行う。 | |
| | <u>係る施設管理業務を行う。</u> | (7) 経理グループは、調達先の評価・選定に関する業 | |
| | (15) 保安管理課長は、保安活動に係る統括業務を行 | 務及び調達に関する業務 を行う。 | |
| | う。また、加工施設の事業変更許可申請に係る業務 | (8) 品質保証グループは、品質保証活動(内部監査を | |
| | を管理する。さらに、燃料製造建設所長が担当課と | 除く。)の管理に関する業務を行う。 | |
| | して設定した基本設計方針策定業務を行う。 | (9) 防災安全グループは、非常時の措置、初期消火活 | |
| | (16) 許認可業務課長は、表 7-1 に示す加工施設の設 | 動のための体制の整備の運営管理、消防設備のう | |
| | 計及び工事の計画の認可の申請に係る各課が実施 | ち,動力消防ポンプの施設管理並びに安全文化の育 | |
| | する業務への支援業務を行う。 | 成及び維持に関する業務を行う。 | |
| | (17) ペレット機械課長は、燃料製造建設所長が担当 | (10) 技術グループは、技術的な総括業務及び許認可 | |
| | 課として設定した基本設計方針策定業務及び表7-1 | 対応に関する業務を行う。 | |
| | に示す所管する施設に係る施設管理業務(※)を行 | (11) 環境・放射線管理グループは,放射線管理設備 | |
| | う。(ただし、事業者検査課が所管するものを除く。) | の施設管理,放射線の管理に関する業務,放射性固 | |
| | (18) 集合体機械課長は、燃料製造建設所長が担当課 | 体及び液体廃棄物の管理に関する業務を行う。 | |
| | として設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 | (12) 立地・広報グループは、地元自治体や報道機関 | |
| | に示す所管する施設に係る施設管理業務(※)を行 | 等に対する広聴・広報活動に関する業務を行う。 | |
| | う。(ただし、事業者検査課が所管するものを除く。) | (13) 地域交流グループは、立地地域住民や各種団体 | |
| | (19) <u>電気設備課長は、燃料製造建設所長が担当課と</u> | 等に対する広聴・広報活動に関する業務を行う。 | |
| | して設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に | (14) 保全グループは、機械設備、電気設備、計測制 | |
| | 示す所管する施設に係る施設管理業務(※)を行う。 | 御設備の施設管理に関する業務を行う。 | |
| | (ただし、事業者検査課が所管するものを除く。) | (15) 貯蔵グループは, 貯蔵管理に関する業務を行う。 | |
| | (20) 計装設備課長は、燃料製造建設所長が担当課と | (16) 土木・建築グループは、建物・構築物および消防 | |
| | して設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に | 設備の施設管理に関する業務を行う。 | |

| 東承Ⅱ7東洛川夕州今【海池矶 灺】 | MON THE THESE TABLESTIFF | DEC個學報 | 1 | |
|----------------------------|---|--------------|----------------------|----|
| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | 1 | 見定【建設段階】 ● 様工宏) | 備考 |
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 示す所管する施設に係る施設管理業務(※)(ただ | | . ●補正案) | |
| | | | グループは,金属キャスクの | |
| | し、事業者検査課が所管するものを除く。)及びIAEA | 調達 に関する業務を行 | 17. | |
| | が設置する保障措置施設の設置工事の作業管理に | ★ 1 歩乳の質研げ | 明子で歩記記答のM | |
| | 係る施設管理業務を行う。 | 表 5-1 施設の管理に | | |
| | (21) 土木課長は、燃料製造建設所長が担当課として | 施設名称 | 施設所管GM | |
| | 設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す 所管する施設に係る施設管理業務(※)を行う。(た | 使用済燃料貯蔵設備本体 | キャスク設計製造GM, 保 全GM | |
| | だし、事業者検査課が所管するものを除く。) | | | |
| | (22) 建築課長は、燃料製造建設所長が担当課として | 計測制御系統施設,電気設 | 保全GM | |
| | 設定した基本設計方針策定業務及び表 7-1 に示す | 備 | VI-T 91/1 | |
| | 所管する施設に係る施設管理業務(※)を行う。(た | 使用済燃料貯蔵建屋,事務 | 土木・建築GM, 防災安全 | |
| | だし、事業者検査課が所管するものを除く。) | 建屋,消防用設備 | GM | |
| | (23) 第 26 条第 2 項に基づき選任された使用前事業 | 放射線管理施設 | 環境・放射線管理GM, 保 | |
| | 者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関す | | 全GM | |
| | る業務を行う。 (ツ) # 記憶四米なのこと記述を対は、其上記述の | 通信連絡設備 | 総務GM | |
| | (<u>※):施設管理業務のうち設計業務は、基本設計の</u> 方針に基づき実施するものである。 | | | |
| | 3 各職位は、その職務を遂行できない場合に備え、 | | | |
| | あらかじめ代行者を定める。 | | | |
| (2) 内部監査室長は,管理責任者として,品質保証活 | <u> </u> | | | |
| 動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及 | | | | |
| び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動 | | | | |
| 並びに健全な安全文化を育成及び維持するための | | | | |
| 活動を統括する(内部監査室に限る。)。 | | | | |
| (3) 内部監査室は、品質保証活動の監査を行う。 | | | | |
| (4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子 | | | | |
| 力安全・統括部,原子力運営管理部,原子力設備管 | | | | |
| 理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センタ | | | | |
| 一,原子力資材調達センターの長,青森事業本部長 | | | | |
| 及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。ま | | | | |
| た,関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させ | | | | |
| るための活動並びに健全な安全文化を育成及び維 | | | | |
| 持するための活動を統括する(内部監査室を除 | | | | |
| ⟨。)。 | | | | |
| (5) 原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原 | | | | |
| 子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員 | | | | |
| の計画,管理に関する業務を行う(自然災害発生時 | | | | |
| 等,有毒ガス発生時,重大事故等発生時及び大規模 | | | | |
| 損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。)。 | | | | |
| (6) 原子力運営管理部は,原子力発電所の運転及び施 | | | | |
| 設管理に関する業務(原子力設備管理部所管業務を | | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | 備考 |
|--------------------------------|----------------|-----------------|------|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | が用って |
| 除く。)を行う。 | | | |
| (7) 原子力設備管理部は,原子力発電設備の改良及び | | | |
| 設計管理に関する業務を行う(自然災害発生時等, | | | |
| 有毒ガス発生時,重大事故等発生時及び大規模損壊 | | | |
| 発生時の体制の整備に関する業務を含む。)。 | | | |
| (8) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他 | | | |
| 必要な教育の総括に関する業務を行う。 | | | |
| (9) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定 | | | |
| に関する業務を行う。 | | | |
| (10)青森事業本部長は,原子力・立地本部長を補佐し, | | | |
| 所長が行う建設に関する業務を統括するとともに, | | | |
| 東通原子力発電所建設プロジェクトのエンジニア | | | |
| リング業務を統括管理する。 | | | |
| (11) 東通建設プロジェクト統括室は,東通原子力発電 | | | |
| 所建設における工事の計画及び設計管理に関する | | | |
| 業務を行う。 | | | |
| 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次 | | | |
| のとおり。 | | | |
| (1) 所長は、青森事業本部長を補佐し、発電所におけ | | | |
| る保安に関する業務を統括し、その際には主任技術 | | | |
| 者の意見を尊重する。 | | | |
| (2) 所長付は、変更管理の体系及びリスク管理の総括 | | | |
| に関する業務を行う。 | | | |
| (3) 防災安全・品質グループは、品質保証体系の総括、 | | | |
| 不適合情報,運転経験情報等の分析・評価・活用に | | | |
| 関する業務を行う。 | | | |
| (4) 総務グループは、要員の計画に関する業務を行 | | | |
| う。 | | | |
| (5) 経理資材グループは、調達に関する業務を行う。 | | | |
| (6) 検査グループは、事業者検査の総括に関する業務を行う。 | | | |
| (7) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備 | | | |
| に係る施設管理に関する業務を行う。 | | | |
| (8) タービン・ラドウェストグループは,原子炉施設 | | | |
| のうちタービン設備及び廃棄物処理設備に係る施 | | | |
| 設管理に関する業務を行う。 | | | |
| (9) 電気・計装グループは、原子炉施設のうち電気設 | | | |
| 備及び計測制御設備に係る施設管理に関する業務 | | | |
| を行う。 | | | |
| (10)土木設備グループは,原子炉施設のうち土木設備 | | | |
| に係る施設管理に関する業務を行う。 | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | I the start |
|--------------------------------|-------------------------------|------------------------------|-------------|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
| (11)港湾・土木調査グループは,原子炉施設のうち港 | | | |
| 湾設備に係る施設管理に関する業務を行う。 | | | |
| (12)建築グループは,原子炉施設のうち建築設備に係 | | | |
| る施設管理に関する業務を行う。 | | | |
| (13)発電所各グループは, 第3条8.2.4で要求される検 | | | |
| 査の独立性を確保するため, 本項の業務以外に, 他 | | | |
| 組織の職務に係る検査に関する業務を行うことが | | | |
| できる。 | | | |
| 3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。 | | | |
| (1) 本社各部長(青森事業本部長,原子力人財育成セ | | | |
| ンター所長及び原子力資材調達センター所長を含 | | | |
| む。)は,原子力・立地本部長を補佐し,第4条の | | | |
| 定めのとおり、当該部が所管するグループ等の業務 | | | |
| を統括管理する。 | | | |
| (2) 各グループマネージャー(以下「各GM」といい, | | | |
| グループマネージャー相当の職位を含む。) は, グ | | | |
| ループ員(所長付要員を含む。)を指示・指導し、 | | | |
| 所管する業務を遂行するとともに, 所管業務に基づ | | | |
| き緊急時の措置, 保安教育並びに記録及び報告を行 | | | |
| う。 | | | |
| (3) グループ員(所長付要員を含む。)は、GMの指 | | | |
| 示・指導に従い,業務を遂行する。 | | | |
| (原子力発電保安委員会) | _(品質・保安会議の審議事項、構成等)_ | (使用済燃料貯蔵施設保安委員会) | |
| 第6条 | 第8条 品質・保安会議は、各号について、保安に係 | 第6条 | |
| 1. 本社に原子力発電保安委員会(以下「保安委員会」 | る基本方針を全社的観点から審議する。 | 1. センターに使用済燃料貯蔵施設保安委員会(以下 | |
| という。)を設置する。 | (1) 加工施設の事業変更許可申請を伴う変更 | 「保安委員会」という。)を設置する。 | |
| 2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事 | (2) この規定の変更 | 2. 保安委員会は,使用済燃料貯蔵施設の保安に関す | |
| 項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ保安委 | (3) 社長が必要と認める品質保証に関する事項(関係 | る次の事項を審議又は報告を受け確認する。 | |
| 員会にて定めた事項は、原子力発電保安運営委員会 | 法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事 | (1) 使用済燃料貯蔵事業 (変更) 許可申請書本文に記 | |
| にて審議し、確認する。 | 項を含む。) | 載の構築物,系統及び機器の変更 | |
| (1) 原子炉設置(変更) 許可申請書本文に記載の構築 | 2 品質・保安会議は、副社長(安全担当)を議長と | (2) 保安規定の変更 | |
| 物、系統及び機器の変更 | し、安全・品質本部長、事業部長、品質保証部長の | (3) 保安教育に関する事項 | |
| (2) 保安規定の変更 | ほか、社長が選任した委員をもって構成する。 | (4) その他保安委員会で定めた審議事項 | |
| (3) 保安教育に関する事項 | 3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、各 | 3. 保安委員会は、センター長を委員長とする。 | |
| (4) その他保安委員会で定めた審議事項 | 号によるものとする。 | 4. 保安委員会は、委員長、品質保証部長、貯蔵保全 | |
| 3. 原子力・立地本部長を委員長とする。 | (1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、品質保証 | 部長,技術安全部長,防災安全部長,企画総務部長, | |
| 4. 保安委員会は、委員長、原子力安全・統括部長、 | <u>部長を含む過半数の委員の出席をもって成立とす</u> | 地域交流部長に加え、GM以上の職位の者から委員 | |
| 原子力運営管理部長,原子力設備管理部長,電気主 | <u>5.</u> | 長が指名した者で構成する。 | |
| 任技術者、ボイラー・タービン主任技術者に加え、 | ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名 | 5. 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期 | |
| GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構 | した代理者を出席させることができる。 | <u>的に社長に報告する。</u> | |
| 成する。 | (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | 備考 |
|---------------------------|--------------------------------|-----------------|-------------------|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | VH ² ¬ |
| 5. 委員長は,保安上重要な審議結果について,定期 | 議長の職務を代行する。 | | |
| 的に社長に報告する。 | (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要が | | |
| | あり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品 | | |
| (原子力発電保安運営委員会) | 質本部長、事業部長、品質保証部長を含む過半数の | | |
| 第7条 | 委員の持ち回りにより会議の審議に替えることが | | |
| 1. 発電所に原子力発電保安運営委員会(以下「運営 | <u>できる。</u> | | |
| 委員会」という。)を設置する。 | 4 議長は、審議結果を社長に報告する。 | | |
| 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安 | 5 社長は、前項の報告を尊重する。 | | |
| 運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、 | 6 品質・保安会議は、加工の事業に係る役員等への | | |
| あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審 | 安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を | | |
| 議事項に該当しない。 | 記載した実施計画を定め、実施させる。 | | |
| (1) 保安管理体制に関する事項 | | | |
| (2) 施設管理に関する事項 | (燃料製造安全委員会の審議事項、構成等) | | |
| (3) 原子炉施設の改造に関する事項 | 第9条 燃料製造安全委員会は、事業部長の諮問を受 | | |
| (4) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 | け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当 | | |
| 3. 所長を委員長とする。 | 性を加工施設に係る保安業務全体の観点から審議 | | |
| 4. 運営委員会は,委員長,電気主任技術者,ボイラ | <u>する。</u> | | |
| ー・タービン主任技術者に加え,GM以上の職位の | (1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項 | | |
| 者から委員長が指名した者で構成する。 | (2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 | | |
| | (3) この規定の変更及び認可申請に関する事項 | | |
| | (4) 加工施設の品質保証に関する事項(関係法令及び | | |
| | 保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含 | | |
| | <u>ts)</u> | | |
| | (5) 表 5-1 及び表 5-2 に基づき事業部長が定める | | |
| | 文書の制定及び改廃 | | |
| | (6) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその | | |
| | <u>変更</u> | | |
| | a. 保安教育実施計画 | | |
| | (7) その他事業部長が必要と認める事項 | | |
| | 2 燃料製造安全委員会は、事業部長が任命する委員 | | |
| | 長、事業部長が選任する委員をもって構成する。 | | |
| | 3 燃料製造安全委員会の運営は、各号によるものと | | |
| | <u>する。</u> | | |
| | (1) 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立とす | | |
| | <u> </u> | | |
| | (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名した | | |
| | ものが委員長の職務を代行する。 | | |
| | (3) 委員が出席できない場合は、委員が指名した代理 | | |
| | 者を出席させることができる。 | | |
| | (4) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要 | | |
| | があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、委員 | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | /#+ ±* |
|---------------------------|---|---|--------|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
| | 長及び過半数の委員の持ち回りにより委員会の審 | , | |
| | - - - - - - - - - - - - - - - - - - - | | |
| | 4 委員長は、審議結果を事業部長に報告する。 | | |
| | 5 事業部長は、前項の報告を尊重する。 | | |
| | | | |
| | (安全・品質改革委員会の審議事項、構成等) | | |
| | 第10条 社長は、次に掲げる事項の審議を行うため、 | | |
| | 安全・品質改革委員会を設置する。 | | |
| | 2 安全・品質改革委員会は、品質保証活動の実施状 | | |
| | 況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組み | | |
| | が弱い場合は、要員、組織、予算、調達等の全社の | | |
| | <u>仕組みが機能しているかの観点で審議する。</u> | | |
| | 3 安全・品質改革委員会は、社長を委員長とし、監 | | |
| | <u> 査室長、安全・品質本部長、事業部長のほか、社長</u> | | |
| | が選任した委員をもって構成する。 | | |
| | 4 安全・品質改革委員会は、委員長を含む過半数の | | |
| | <u>委員の出席をもって成立とする。</u> | | |
| | 5 社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受け | | |
| (医フにナバサ体 老の思げ) | て、必要な指示、命令を行う。 | (中日冷極利亞和シセネの現在) | |
| (原子炉主任技術者の選任) | (核燃料取扱主任者の選任) | (使用済燃料取扱主任者の選任) | |
| 第8条 | | 第7条 社長は,使用済燃料取扱主任者(以下「取扱 主任者」という。)及び代行者を,核燃料取扱主任 | |
| (電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者 | | 者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者から | |
| の選任) | | 選任する。 | |
| 第8条の2 | | 2 取扱主任者は,「職制および職務権限規程」に規 | |
| 1. 原子力・立地本部長は、電気主任技術者を、第一 | | 定する特別管理職*(除くセンター長)とする。ま | |
| 種電気主任技術者免状を有する者の中から, ボイラ | | た、取扱主任者は、センターに勤務する者で、貯蔵 | |
| ー・タービン主任技術者を、第一種ボイラー・ター | | 保全部、技術安全部環境・放射線管理グループに属 | |
| ビン主任技術者免状を有する者の中から選任する。 | | さない者が兼任できる。取扱主任者は,第10条(取 | |
| 2. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術 | | 扱主任者の職務等)に定める職務を遂行する。 | |
| 者は、特別管理職とし、それぞれ業務に直接係らな | | 3 代行者は、センターに勤務し、「職制および職務 | |
| い者とする。なお、該当者がいない場合は、これに | | 権限規程」に規定する特別管理職*(除くセンター | |
| 準じる者とする。 | | 長)とする。 | |
| 3. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術 | | *特別管理職とは、センター長、部長、グループマネ | |
| 者の代行者は、特別管理職とする。なお、該当者が | | ージャーのほか,出向元において管理職に任用され | |
| いない場合は、これに準じる者とする。 | | ている者のことを言う。 | |
| 4. 電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術 | | 4 取扱主任者が職務を遂行できない場合は、代行者 | |
| 者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者 | | と交代する。ただし,職務を遂行できない期間が長 | |
| と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長 | | 期にわたる場合は,第1項から第2項に基づき,取 | |
| 期にわたる場合は、第1項及び第2項に基づき、改 | | 扱主任者を選任し直す。 | |
| めて電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技 | | 5 取扱主任者は、以下の場合、代行させる職務内容 | |

| | I II do Falanco do V | to the test of the second | |
|-----------------------------|----------------------|----------------------------------|-------|
| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | 備考 |
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | MID 2 |
| 術者を選任する。 | | を明確にした上で、保安規定第10条第1項第1号 | |
| (原子炉主任技術者の職務等) | | から第9号に定める職務の一部又は全てを、代行者 | |
| 第9条 | | に代行させることができる。 | |
| | | (1) 取扱主任者がセンターを離れることができない | |
| (電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者 | | 場合において、センター外で取扱主任者の職務を遂 | |
| の職務等) | | 行する必要がある場合。 | |
| 第9条の2 | | (2) 取扱主任者がセンター外で職務を遂行している | |
| 1. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術 | | 場合において、センターで取扱主任者の職務を遂行 | |
| 者は,原子力発電工作物※(原子炉施設に限る。) | | する必要がある場合。 | |
| の工事,維持及び運用に関する保安(以下「電気工 | | (使用済燃料取扱主任者の職務等) | |
| 作物の保安」という。)の監督を誠実に行うことを | | 第8条 取扱主任者は、設計及び工事の認可及び使用 | |
| 任務とし、次の職務を遂行する。 | | 前事業者検査等に係る保安活動並びに使用済燃料 | |
| (1) 電気工作物の保安のための諸計画立案にあたっ | | の取扱いに関し保安の監督を誠実に行うことを任 | |
| ては、必要に応じて電気工作物の工事、維持及び運 | | 務とし、「使用済燃料取扱主任者の選任及び職務運 | |
| 用に従事する者に対し指示又は指導・助言する。 | | 用マニュアル」の定めるところにより次の職務を遂 | |
| (2) 電気工作物の保安上必要な場合には, 電気工作物 | | 行する。 | |
| の工事、維持及び運用に従事する者へ指示又は指 | | (1) 設計及び工事の認可及び使用前事業者検査等に | |
| 導・助言する。 | | 係る保安活動並びに使用済燃料の取扱いに関する | |
| (3) 使用前事業者検査において, あらかじめ定めた区 | | 保安の監督を誠実に行い,保安上必要な場合には, | |
| 分に従って検査の指導及び監督を行う。 | | 取扱いに従事する者 (センター長を含む。) へ指示 | |
| (4) 法令に基づき行われる立入検査に立会う。 | | する。 | |
| (5) あらかじめ定められた点検すべき記録について, | | (2) 表 26-1 に定める事項を、センター長の承認に | |
| 確認を行う。 | | 先立ち確認する。 | |
| (6) 運営委員会に電気主任技術者及びボイラー・ター | | (3) 表 27-1 から表 27-5 に定める記録の内容を確認 | |
| ビン主任技術者が少なくともそれぞれ1名が必ず出 | | する。 | |
| 席する。 | | (4) 保安の監督状況を定期的及び必要に応じて社長 | |
| (7) その他, 電気工作物の保安の監督に必要な職務を | | に直接報告する。 | |
| 行う。 | | (5) 保安委員会に必ず出席する。 | |
| 2. 電気工作物の工事,維持及び運用に従事する者は, | | (6) 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果(第1 | |
| 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者 | | 1条 (使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価)) **及び | |
| がその保安のためにする指示に従う。 | | 使用済燃料貯蔵施設の操作に関する手順の制定及 | |
| | | び改訂の内容(第14条(手順の作成))を、保安 | |
| ※:原子力発電工作物とは、電気事業法第38条に定 | | 委員会において確認する。 | |
| める事業用電気工作物のうち, 電気事業法第 106 条 | | ※:建設段階においては、該当しない | |
| に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作 | | (7) その他,使用済燃料の取扱いに関する保安の監督 | |
| 物をいう。 | | に必要な職務を行う。 | |
| | | 2 使用済燃料の取扱いに従事する者は、取扱主任者 | |
| (主任技術者の情報交換) | | がその保安のためにする指示に従う。 | |
| 第9条の3 | | | |
| 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術 | | | |
| 者は、意思疎通を図るため、定期的に及び必要に応 | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | 冶 |
|---|--|---------------------------------------|----------|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020.8. ●補正案) | 備考 |
| じて相互の職務について情報交換する。 | | | |
| After 1 the New After HI | After a view Next to After on III | After a street published from the | |
| 第4章 運転管理 | 第4章 運転管理 | 第4章 <u>貯蔵</u> 管理 | |
| 第1節 通則 (構成及び定義) | (操作員の確保) | 第1節 通則 (使用済燃料貯蔵設備の操作を行う者の確保) | |
| 第11条 | (法)上兵が惟休/_ | _(文用仍然付知 政议 II ジストで1] ノイッルに床/_ | |
| 77 11 7 | (巡視点検) | _(巡視点検) | |
| (原子炉の運転期間) | | | |
| 第 11 条の 2 | (マニュアルの作成) | _(手順の作成)_ | |
| | | | |
| (原子炉の運転員の確保) | (引継及び通知) | 第2節 金属キャスクの受入れ・払出し | |
| 第 12 条 | | _(貯蔵の計画)_ | |
| | (設備運転開始前の確認事項) | | |
| (運転管理業務) | | (金属キャスク受入れ・払出し前の確認事項) | |
| 第 12 条の 2 | | | |
| (\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | (1.55.45 中中 平井 平井 平井 平井 下 | _(受入れ金属キャスクの確認)_ | |
| (巡視点検) 第 13 条 | (火災発生時の体制の整備) | (金属キャスクの運搬) | |
| 第13 未 | (内部溢水発生時の体制の整備) | (金属イヤハクの)壁脈) | |
| (マニュアルの作成) | (アリロ内皿/パンピュニャリックPP・III)ック <u>モ (III)</u> | (使用済燃料貯蔵設備の操作) | |
| 第14条 | (その他の自然災害発生時の体制の整備) | (12/11/7/)WI 13/19482 (III *> 13/11 / | |
| | | (使用済燃料の貯蔵) | |
| (引継) | _(資機材等の整備)_ | | |
| 第 15 条 | | (払出し金属キャスクの確認) | |
| | (重大事故等発生時の体制の整備) | | |
| (原子炉起動前の確認事項) | | | |
| 第 16 条 | (大規模損壊発生時の体制の整備) | | |
| | (NET for I - (IntEE) | | |
| (火災発生時の体制の整備) | (運転上の制限) | | |
| 第 17 条 | (異常発生時の基本的な対応) | | |
| (内部溢水発生時の体制の整備) | (英市元工時の産や町は対応) | | |
| 第17条の2 | (異常時の措置) | | |
| 30 21 30 7 2 | (2) (1) 3 - 3 (4) (4) | | |
| (火山影響等発生時の体制の整備) | (異常収束後の措置) | | |
| 第 17 条の 3 | | | |
| | | | |
| (その他自然災害発生時等の体制の整備) | | | |
| 第 17 条の 4 | | | |
| | | | |
| (有毒ガス発生時の体制の整備) | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | RFS保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----|
| 第17条の5 | [20200001 中間/収] | (2020. 8. ●補止朱) | |
| | | | |
| (資機材等の整備) | | | |
| 第 17 条の 6 | | | |
| (重大事故等発生時の体制の整備) | | | |
| 第17条の7 | | | |
| | | | |
| (大規模損壊発生時の体制の整備) | | | |
| 第 17 条の 8 | | | |
| (電源機能等喪失時の体制の整備) | | | |
| 第17条の9 | | | |
| | | | |
| 第2節 運転上の留意事項 | | | |
| (水質管理) | | | |
| 第 18 条 | | | |
| (原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理) | | | |
| 第 18 条の 2 | | | |
| 第3節 運転上の制限 | | | |
| (停止余裕) | | | |
| 第 19 条 | | | |
| | | | |
| (反応度監視) | | | |
| 第 20 条 | | | |
| (制御棒の動作確認) | | | |
| 第 21 条 | | | |
| | | | |
| (制御棒のスクラム機能) | | | |
| 第 22 条 | | | |
| (制御棒の操作) | | | |
| 第 23 条 | | | |
| | | | |
| (ほう酸水注入系) | | | |
| 第 24 条 | | | |
| (百乙,后数的40周6) | | | |
| (原子炉熱的制限値) 第 25 条 | | | |
| 第40 木 | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | RFS保安規定【建設段階】 (2020.8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|----|
| 【20200320 中间/仪】 | 【2020001 中间/仪】 | (2020.0. ●/丽正来) | |
| (原子炉熱出力及び炉心流量) | | | |
| 第 26 条 | | | |
| (計測及び制御設備) | | | |
| 第 27 条 | | | |
| (原子炉再循環ポンプ) | | | |
| 第 28 条 | | | |
| (主蒸気逃がし安全弁) | | | |
| 第30条 | | | |
| | | | |
| (格納容器内の原子炉冷却材漏えい率) 第31条 | | | |
| | | | |
| (非常用炉心冷却系等の系統圧力監視) | | | |
| 第 32 条 | | | |
| (原子炉冷却材中のよう素 131 濃度) | | | |
| 第 33 条 | | | |
| (原子炉停止時冷却系その1) | | | |
| 第 34 条 | | | |
| (原子炉停止時冷却系その2) | | | |
| 第35条 | | | |
| | | | |
| (原子炉停止時冷却系その3) 第36条 | | | |
| | | | |
| (原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率) 第 37 条 | | | |
| 分 37 未 | | | |
| (原子炉圧力) | | | |
| 第 38 条 | | | |
| (非常用炉心冷却系その1) | | | |
| 第 39 条 | | | |
| (非常用炉心冷却系その 2) | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | RFS保安規定【建設段階】 (2020.8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|----|
| 第40条 | RECECCE 1 HIJ/DCA | | |
| | | | |
| (主蒸気隔離弁) | | | |
| 第 42 条 | | | |
| (格納容器及び格納容器隔離弁) | | | |
| 第 43 条 | | | |
| | | | |
| (サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空 破壊弁) | | | |
| 第 44 条 | | | |
| | | | |
| (サプレッションプールの平均水温) | | | |
| 第 45 条 | | | |
| (サプレッションプールの水位) | | | |
| 第 46 条 | | | |
| (可燃性ガス濃度制御系) | | | |
| 第 47 条 | | | |
| (格納容器内の酸素濃度) | | | |
| 第 48 条 | | | |
| | | | |
| (原子炉建屋) | | | |
| 第 49 条 | | | |
| (原子炉建屋給排気隔離弁) | | | |
| 第 50 条 | | | |
| | | | |
| (非常用ガス処理系) | | | |
| 第 51 条 | | | |
| (原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系) | | | |
| 第 52 条 | | | |
| (4b公田で、 12.) 5W 本コロ(H+)// 上n で) | | | |
| (非常用ディーゼル発電設備冷却系) 第 53 条 | | | |
| N1 00 W | | | |
| (使用済燃料プールの水位及び水温) | | | |
| 第 55 条 | | | |
| | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S 保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|--|-------------------------------------|----|
| (燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位) | The state of the s | | |
| 第 56 条 | | | |
| | | | |
| (中央制御室非常用換気空調系) | | | |
| 第 57 条 | | | |
| | | | |
| (外部電源) | | | |
| 第 58 条 | | | |
| | | | |
| (非常用ディーゼル発電機その 1) | | | |
| 第 59 条 | | | |
| No 20 Mc | | | |
| (非常用ディーゼル発電機その2) | | | |
| 第60条 | | | |
| M1 00 /k | | | |
| (非常用ディーゼル発電機燃料油等) | | | |
| 第61条 | | | |
| N1 01 X | | | |
| (直流電源その1) | | | |
| 第 62 条 | | | |
| 第 02 本 | | | |
| (直流電源その2) | | | |
| 第63条 | | | |
| 第 00 本 | | | |
| (所内電源系統その1) | | | |
| 第64条 | | | |
| A101 X | | | |
| (所内電源系統その2) | | | |
| 第 65 条 | | | |
| 71,000 | | | |
| (重大事故等対処設備) | | | |
| 第 66 条 | | | |
| No se vic | | | |
| (原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き) | | | |
| 第67条 | | | |
| 28 215 | | | |
| (単一制御棒駆動機構の取り外し) | | | |
| 第 68 条 | | | |
| NA 00 NC | | | |
| (複数の制御棒引き抜きを伴う検査) | | | |
| 第69条 | | | |
| 弗 09 余 | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | 備考 |
|------------------------------|----------------|-----------------|-------|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | νια 3 |
| (原子炉の昇温を伴う検査) | | | |
| 第70条 | | | |
| | | | |
| (原子炉モードスイッチの切替を伴う検査) | | | |
| 第71条 | | | |
| (運転上の制限の確認) | | | |
| 第72条 | | | |
| | | | |
| (運転上の制限を満足しない場合) | | | |
| 第 73 条 | | | |
| (予防保全を目的とした保全作業を実施する場合) | | | |
| 第74条 | | | |
| | | | |
| (運転上の制限に関する記録) | | | |
| 第 75 条 | | | |
| 第 4 年 日 世 中 の 世 早 | | | |
| 第4節 異常時の措置 (異常発生時の基本的な対応) | | | |
| 第76条 | | | |
| | | | |
| (異常時の措置) | | | |
| 第77条 | | | |
| (異常収束後の措置) | | | |
| 第78条 | | | |
| | | | |
| 第5章 燃料管理 | | | |
| (新燃料の運搬) 第 79 条 | | | |
| 第19 未 | | | |
| (新燃料の貯蔵) | | | |
| 第 80 条 | | | |
| (| | | |
| (燃料の検査) 第 81 条 | | | |
| <i>97</i> 01 <i>7</i> € | | | |
| (燃料取替実施計画) | | | |
| 第 82 条 | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | 備考 |
|--|--|--|--------------------------------------|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | |
| (燃料移動手順) | | | |
| 第83条 | | | |
| | | | |
| (燃料移動) | | | |
| 第84条 | | | |
| | | | |
| (使用済燃料の貯蔵) 第 85 条 | 第5章 核燃料物質の管理 | | |
| 第 00 未 | (核燃料物質の運搬) | | |
| (使用済燃料の運搬) | (水脈作物質・2) 定版 | | |
| 第 86 条 | (核燃料物質の貯蔵) | | |
| | | | |
| 第6章 放射性廃棄物管理 | 第6章 放射性廃棄物管理 | 第5章 放射性廃棄物管理 | |
| (放射性廃棄物管理に係る基本方針) | (放射性固体廃棄物の管理) | (放射性固体廃棄物の管理) | |
| 第 87 条 | | | |
| | (放射性液体廃棄物の管理) | (放射性廃棄物でない廃棄物の管理) | |
| (頻度の定義) | (II to II II be II be to the total of the to | (-t-1/-1-1/411/41/55 o pt | |
| 第 87 条の 2 | (放射性気体廃棄物の管理) | (事故由来放射性物質の降下物の影響確認) | ** ** ** ** ** ** ** * |
| (放射性固体廃棄物の管理) | (放出管理用測定器の管理) | 第9条 環境・放射線管理GMは,原子炉等規制法に 基づく設計及び工事の方法の認可申請書に記載さ | 適用開始時期の見直しによる追加 |
| 第88条 | (加入山自生用例足品(2)自生) | 本 プログロスの工事の方法の応引申請責に記載されている設備・機器等(以下「設備・機器等」と | |
| N1 00 X | (頻度の定義) | いう。)について、東京電力株式会社福島第一原子 | |
| (放射性廃棄物でない廃棄物の管理) | | 力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下「降 | |
| 第 88 条の 2 | | 下物」という。)の影響の有無を確認する場合は, | |
| | | 適切な測定方法により降下物の分布調査を行う。 | |
| (事故由来放射性物質の降下物の影響確認) | | 2. 各GMは,第1項の確認の結果,理論検出限界曲 | |
| 第 88 条の 3 | | 線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器 | |
| | | 等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際 | |
| (放射性液体廃棄物の管理) | | には、降下物により汚染されたものとしてセンタ | |
| 第 89 条 | | 一内で適切に管理する。 | |
| (放射性気体廃棄物の管理) | | (放射性液体廃棄物の管理) | |
| 第90条 | | AND THE PROPERTY OF THE PROPER | |
| | | (頻度の定義) | |
| (放出管理用計測器の管理) | | | |
| 第 91 条 | 第7章 放射線管理 | 第6章 放射線管理 | |
| Mr g ata . H. & LVA Mr ru | | (557-701-7-1-4-0-70-7-7-4-10-7-1-4-1-4-1-4-1-4-1-4-1-4-1-4-1-4-1-4-1 | |
| 第7章 放射線管理 (拉射線管理) (拉射維持療性) (拉射維持維持療性) (拉射維持療性) (拉射療性) (拉射療性 | (管理区域の設定及び解除) | (管理区域の設定及び解除) | |
| (放射線管理に係る基本方針) | (答理区域内における区域区へ) | (答理区域内における区域区へ) | |
| 第 92 条 | (管理区域内における区域区分) | (管理区域内における区域区分) | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S 保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|----|
| (頻度の定義) 第 92 条の 2 | (管理区域内における特別措置) | (管理区域内における特別措置) | |
| (管理区域の設定及び解除) | (管理区域への出入管理) | (管理区域への出入管理) | |
| 第 93 条 | (飲食及び喫煙の禁止) | _(管理区域出入者の遵守事項)_ | |
| (管理区域内における区域区分) 第 94 条 | (<u>保全区域</u>) | (周辺監視区域) | |
| (管理区域内における特別措置) | (周辺監視区域) | (線量の評価) | |
| 第 95 条 | (線量の評価) | (床, 壁等の除染) | |
| (管理区域への出入管理) 第 96 条 | (床、壁等の除染) | (外部放射線に係る線量当量率等の測定) | |
| (管理区域出入者の遵守事項) | (外部放射線に係る線量当量率等の測定) | (放射線計測器類の管理) | |
| 第 97 条 | (放射線測定機器の管理) | (管理区域外等への搬出及び運搬) | |
| (保全区域) 第 98 条 | (管理区域外からの搬入及び運搬) | (協力企業の放射線防護) | |
| (周辺監視区域) | (管理区域外等への搬出及び運搬) | <u>(頻度の定義)</u> | |
| 第 99 条 | (MOX 燃料加工施設外からの運搬) | | |
| (放射線業務従事者の線量管理等) 第 100 条 | (MOX 燃料加工施設外への運搬) | | |
| (床,壁等の除染) 第 101 条 | (協力企業への放射線防護) | | |
| (平常時の環境放射線モニタリング) 第 102 条 | | | |
| (外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第 102 条の 2 | | | |
| (放射線計測器類の管理) 第 103 条 | | | |
| (管理区域外等への搬出及び運搬) | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S 保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|------------------------------------|--|----|
| 第 104 条 | | | |
| (発電所外への運搬) | | | |
| 第105条 | | | |
| 3) 100 X | | | |
| (協力企業の放射線防護) | | | |
| 第 106 条 | | | |
| 第8章 施設管理 | 第8章 施設管理 | 第7章 施設管理 | |
| (施設管理計画) | (施設管理に係る計画、実施、評価及び改善) | (施設管理に係る計画,実施,評価及び改善) | |
| 第 107 条 | 第11条 表7-1に示す <u>加工施設</u> について、加工の事 | 第 10 条 表 4-1 に示す <u>使用済燃料貯蔵施設</u> につい | |
| 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受 | 業の許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び | て、使用済燃料貯蔵事業(変更)許可を受けた設備 | |
| けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びそ | 「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事 | に係る事項及び「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に | |
| の附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事 | 項の適合を維持し、 <u>加工施設</u> の安全を確保するた | 関する規則」を含む要求事項の適合を維持し、使用 | |
| 項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保する | め、以下の施設管理に係る計画を定め、実施、評価 | <u>済燃料貯蔵施設</u> の安全を確保するため,以下の施設 | |
| ため、以下の施設管理計画を定める。 | 及び改善する。 | 管理に係る計画を定め、実施、評価及び改善する。 | |
| 【施設管理計画】 | | (施設管理方針及び施設管理目標) | |
| 1. 用語の定義 | (施設管理方針及び施設管理目標) | 第 11 条 社長は、使用済燃料貯蔵施設の安全確保を | |
| 保全:プラントの運転に関わる設備の機能を確認,維 | 第 12 条 社長は、加工施設の安全確保を最優先とし | 最優先として、施設管理の継続的な改善を図るた | |
| 持又は向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前 | て、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理 | め、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定 | |
| 提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設 | の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、 | める。また、社長は、施設管理の有効性評価の結果 | |
| 備の重要さ度合いに応じて、効率性、経済性を考慮 | 社長は、施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施 | を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。 | |
| しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事 | 設管理方針の見直しを行う。 | 2 センター長は、次に掲げる事項について実施す | |
| を含む。 | 2 事業部長は、次に掲げる事項について実施する。 | 5. | |
| 工事:補修,取替え及び改造の総称であり,建設,使 | (1) 施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための | (1) 施設管理方針に基づき,管理の改善を図るための | |
| 用前点検を含む。 | 施設管理目標を設定する。 | 施設管理目標を設定する。 | |
| 作業管理:保全のうち設計を除く点検,巡視,工事等 | (2) 施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効 | (2) 施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効 | |
| のための作業の管理。 | 性評価の結果を踏まえ、施設管理目標の見直しを行 | 性評価の結果を踏まえ,施設管理目標の見直しを行 | |
| | う。 | う。 | |
| 2. 施設管理の実施方針及び施設管理目標 | | | |
| (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、 | | (施設管理に係る個別業務計画の策定) | |
| 施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現 | (施設管理に係る個別業務計画の策定) | 第 12 条 <u>各部長</u> は、各職位 <u>(この規定において「各</u> | |
| 状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、 | 第 13 条 <u>事業部長</u> は、各職位に次に掲げる施設管理 | 職位」とは、第6条に示す組織におけるGM以上の | |
| 12. の施設管理の有効性評価の結果,及び施設管理 | に係る個別業務を実施するための個別業務計画を | 者をいう。) に次に掲げる施設管理に係る個別業務 | |
| を行う観点から特別な状態(7.2参照)を踏まえ施 | 策定させる。 | を実施するための個別業務計画を策定させる。 | |
| 設管理の実施方針の見直しを行う。 | (1) 施設管理対象範囲の選定 | (1) 施設管理対象範囲の選定 | |
| (2) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理 | (2) 施設管理の重要度の設定 | (2) 施設管理の重要度の設定 | |
| の改善を図るための施設管理目標を設定する。ま | (3) 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 | (3) 施設管理指標の設定,監視計画の策定及び監視 | |
| た, 12. の施設管理の有効性評価の結果, 及び施設 | (4) 施設管理に関する計画の策定 | (4) 施設管理に関する計画の策定 | |
| 管理を行う観点から特別な状態(7.2参照)を踏ま | (5) 施設管理の実施 | (5) 施設管理の実施 | |
| え施設管理目標の見直しを行う。 | (6) 施設管理の結果の確認・評価 | (6) 施設管理の結果の確認・評価 | |

3. 保全プログラムの策定

組織は、2. の施設管理目標を達成するため 4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。また、12. の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.2 参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。

4. 保全対象範囲の策定

組織は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。

- (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも さらに高度な信頼性の確保及び維持が要求される 機能を有する設備
- (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等 以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を 有する設備
- (3) 原子炉設置(変更)許可申請書及び設計及び工事 計画認可申請書で保管又は設置要求があり,許可又 は認可を得た設備
- (4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するため に必要な機能を有する設備
- (5) その他自ら定める設備
- 5. 施設管理の重要度の設定

組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として設計及び工事に用いる重要度を設定する。

- (1) 設計及び工事に用いる重要度は,原子炉施設の安全性を確保するため,重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。
- (2) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。
- 6. 保全活動管理指標の設定,監視計画の策定及び監視
- (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために施設管理目標の中で保全活動管理指標を設定する。
- (2) 組織は、保全活動管理指標の目標値を設定する。

MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】

- (7) 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに 未然防止処置
- (8) 施設管理の有効性評価
- (9) 構成管理
- (10) 設計管理
- (11) 作業管理
- (12) 使用前事業者検査の実施
- 2 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設 管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理に係る 個別業務計画の見直しを行う。

(施設管理対象範囲の選定)

- 第14条 <u>事業部長</u>は、<u>加工施設</u>の中から、施設管理 を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定 する。
- (1) 「<u>加工施設</u>の位置、構造及び設備の基準に関する 規則」に適合する必要のある設備(表 7-1)
- (2) 「<u>加工施設</u>の技術基準に関する規則」に適合する 必要のある設備(表 7-1)

(施設管理の重要度の設定)

第 15 条 表 7-1 に示す施設を所管する<u>燃料製造建設所の課長(以下「</u>施設所管<u>課長」という。)</u>は、施設管理対象範囲に対して、<u>加工施設</u>の安全性を確保するため、「<u>加工施設</u>の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく<u>安全機能分類上の重要度、重大事故等対処設備の該当有無</u>を考慮した施設の管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特徴を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができる。

(施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視)

- 第 16 条 <u>燃料製造建設所長</u>は、施設管理の有効性を 監視、評価するために、施設管理目標の中で施設管 理指標を設定する。
- 2 <u>燃料製造建設所長</u>は、施設所管<u>課長</u>に、施設管理 指標ごとに具体的な施設管理目標値を設定させる。
- 3 <u>燃料製造建設所長</u>は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、必要に応じて設定した施設管理指標及び具体的な施設

RFS保安規定【建設段階】 (2020.8. ●補正案)

- (7) 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに 未然防止処置
- (8) 施設管理の有効性評価
- (9) 構成管理
- (10) 設計管理
- (11) 作業管理
- (12) 使用前検査及び使用前事業者検査の実施
- 2 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設 管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理に係る 個別業務計画の見直しを行う。

(施設管理対象範囲の選定)

- 第13条 <u>各部長</u>は、<u>使用済燃料貯蔵施設</u>の中から、 施設管理を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定する。
- (1) 「<u>使用済燃料貯蔵施設</u>の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合する必要のある設備(表7-1)
- (2) 「<u>使用済燃料貯蔵施設</u>の技術基準に関する規則」 に適合する必要のある設備(表 7-1)

(施設管理の重要度の設定)

第 14 条 表 7-1 に示す施設を所管する GM (以下 「施設所管 GM」という。) は、施設管理対象範囲に対して、使用済燃料貯蔵施設の安全性を確保するため、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく安全機能を考慮した施設の管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特徴を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができる。

(施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視)

- 第 15 条 <u>各部長</u>は,施設管理の有効性を監視,評価するために,施設管理目標の中で施設管理指標を設定する。
- 2 <u>各部長</u>は,施設所管<u>GM</u>に,施設管理指標毎に具体的な施設管理目標値を設定させる。
- 3 各部長は、施設管理の結果の確認・評価及び施設 管理の有効性評価の結果を踏まえ、必要に応じて設 定した施設管理指標及び具体的な施設管理目標値

また,11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全 活動管理指標の目標値の見直しを行う。

- (3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保 全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期 を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視 計画には、計画の始期及び期間に関することを含め る
- (4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。

7. 保全計画の策定

- (1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。
- a) 設計及び工事の計画 (7.1 参照)
- b) 特別な保全計画(7.2 参照)
- (2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。
- a) 運転実績, 事故及び故障事例などの運転経験
- b) 使用環境及び設置環境
- c) 劣化, 故障モード
- d) 機器の構造等の設計的知見
- e) 科学的知見

7.1 設計及び工事の計画の策定

- (1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器及び構造物の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。
- (2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。
- (3) 組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、 所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者

MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】

管理目標値の見直しを行う。

- 4 <u>燃料製造建設所長</u>は、施設所管<u>課長</u>に、設定した 施設管理指標の監視項目、監視方法を具体的に定め た監視計画を策定させる。なお、監視計画には、計 画の始期及び期間に関することを含める。
- 5 <u>燃料製造建設所長</u>は、<u>施設所管課長</u>に、監視計画 に基づき施設管理指標に関する情報の採取及び監 視を実施させ、その結果を記録させる。

(施設管理に関する計画の策定)

- 第17条 <u>燃料製造建設所長</u>は、施設管理対象範囲に 対し、以下の施設管理の実施に関する計画(計画の 始期及び期間に関するものを参照することができ るものを含む。)を策定する。
- (1) 設計及び工事の計画(本条第2項(1)及び(2))
- (2) 点検の計画(本条第2項(3))
- (3) 特別な施設管理の実施計画(本条第2項(4))
- 2 施設所管<u>課長及び事業者検査課長</u>は、施設管理対象範囲に対し、施設管理の重要度を勘案した、以下の施設管理の実施に必要な計画を策定する。
- (1) 設計の計画
- a. <u>施設所管課長</u>は、設計の実施に当たり、あらかじめ その方法及び実施時期を定めた設計の計画を策定 する。
- (2) 工事の計画
- a. 各職位は、工事の実施(現地工事の開始から加工施設の使用を開始するまでの期間中)に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた工事の計画を策定する。
- b. 施設所管課長及び事業者検査課長は、工事を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するまでに、自主検査等及び使用前事業者検査の計画を策定する。施設所管課長及び事業者検査課長は、上記の自主検査等及び使用前事業者検査の計画に、検査の具体的な方法、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な項目、評価方法及び管理基準、実施時期を定める。
- (3) 使用前点検の計画
- a. 施設所管課長は、使用前事業者検査の実施後(使用

RFS保安規定【建設段階】 (2020.8. ●補正案)

の見直しを行う。

- 4 <u>各部長</u>は、施設所管<u>GM</u>に、設定した施設管理指標の監視項目、監視方法を具体的に定めた監視計画を策定させる。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。
- 5 各部長は、施設所管<u>GM</u>に、監視計画に基づき施設管理指標に関する情報の採取及び監視を実施させ、その結果を記録させる。

(施設管理に関する計画の策定)

- 第16条 各部長は、施設管理対象範囲に対し、以下 の施設管理の実施に関する計画(計画の始期及び期 間に関するものを参照することができるものを含 す。)を策定する。
- (1) 設計及び工事の計画(本条第2項(1)及び(2))
- (2) 点検の計画(本条第2項(3))
- (3) 特別な施設管理の実施計画(本条第2項(4))
- 2 施設所管<u>GM</u>は,施設管理対象範囲に対し,施設 管理の重要度を勘案した,以下の施設管理の実施に 必要な計画を策定する。
- (1) 設計の計画
- a) 施設所管<u>GM</u>は,設計の実施に当たり,あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計の計画を策定する。
- (2) 工事の計画
- a) 各職位は、工事の実施(現地工事の開始から使用 済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでの期間中)に 当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた 工事の計画を策定する。
- b) 施設所管<u>GM</u>は,工事を実施する構造物,系統及 び機器が,所定の機能を発揮し得る状態にあること を確認・評価するまでに,使用前事業者検査及び自 主検査等の計画を策定する。施設所管<u>GM</u>は,上記 の使用前事業者検査及び自主検査等の計画に,検査 の具体的な方法,所定の機能を発揮し得る状態にあ ることを確認・評価するために必要な項目,評価方 法及び管理基準,実施時期を定める。
- (3) 使用前点検の計画
- a) 施設所管<u>GM</u>は,<u>使用前検査及び</u>使用前事業者検 査の実施後(使用前事業者検査要領書単位) から使

検査※2並びに事業者検査以外の検査及び試験(以下「試験等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。

- a) 事業者検査及び試験等の具体的方法
- b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準
- c) 事業者検査及び試験等の実施時期
- ※1: 法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(設計及び工事の計画の認可)、第43条の3の10(設計及び工事の計画の届出)及び第43条の3の11第3項(使用前事業者検査の確認申請)、並びに電気事業法第47条・第48条(工事計画)及び第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう
- ※2:事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第107条の4による使用前事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。

7.2 特別な保全計画の策定

- (1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合など工事期間において一部の設備を長期に使用する場合は、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。
- (2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する 構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる 状態にあることを点検により確認・評価する時期ま でに、次の事項を定める。
- a) 点検の具体的方法
- b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・ 評価するために必要な点検の項目, 評価方法及び管 理基準
- c) 点検の実施時期
- 8. 保全の実施
- (1) 組織は、7. で定めた保全計画に従って保全を実

MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】

前事業者検査要領書単位)から加工施設の使用を開始するまでの間に、使用前点検を行う場合は、あらかじめその方法及び使用前点検が必要な機器等又は系統を適宜明確にし、それらを点検するための実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。

- (4) 特別な施設管理の実施計画
- a. 施設所管課長は、地震、事故等により工事を長期停止し、長期保管を伴った施設管理を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた施設管理方法及び実施時期を定めた特別な施設管理の実施計画を策定する。
- b. 施設所管課長は、特別な施設管理の実施計画に基づき施設管理を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次に掲げる事項を定める。
- (a) 点検の具体的方法
- (b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準
- (c) 点検の実施時期
- 3 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設 管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理の実施 に関する計画の見直しを行う。

(施設管理の実施)

第 18 条 施設所管<u>課長及び事業者検査課長</u>は、施設 管理に関する計画に基づき、施設管理を実施し、記 録する。

(施設管理の結果の確認・評価)

- 第19条 施設所管<u>課長及び事業者検査課長</u>は、施設管理の実施段階で採取した施設管理の結果から、所定の時期(所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時)までに、次に掲げる事項を実施する。
- (1) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成
- (2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成
- (3) 合否判定をもって検証するための自主検査等及び使用前事業者検査の結果の確認・評価及びその記

RFS保安規定【建設段階】 (2020.8. ●補正案)

用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでの間に,使 用前点検を行う場合は,あらかじめその方法及び使 用前点検が必要な機器等又は系統を適宜明確にし, それらを点検するための実施時期を定めた使用前 点検の計画を策定する。

- (4) 特別な施設管理の実施計画
- a) 施設所管<u>GM</u>は、地震、事故等により工事を長期 停止し、長期保管を伴った施設管理を実施する場合 は、特別な措置として、あらかじめ使用済燃料貯蔵 施設の状態に応じた施設管理方法及び実施時期を 定めた特別な施設管理の実施計画を策定する。
- b) 施設所管<u>GM</u>は,特別な施設管理の実施計画に基づき施設管理を実施する構築物,系統及び機器が,所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検により確認・評価する時期までに,次に掲げる事項を定める。
- ① 点検の具体的方法
- ② 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・ 評価するために必要な点検の項目,評価方法及び管理基準
- ③ 点検の実施時期
- 3 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設 管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理の実施 に関する計画の見直しを行う。

(施設管理の実施)

第17条 施設所管<u>GM</u>は,施設管理に関する計画に 基づき,施設管理を実施し,記録する。

(施設管理の結果の確認・評価)

- 第18条 施設所管<u>GM</u>は,施設管理の実施段階で採取した施設管理の結果から,所定の時期(所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時)までに,次に掲げる事項を実施する。
- (1) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成
- (2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成
- (3) 合否判定をもって検証するための使用前事業者 検査及び自主検査等の結果の確認・評価及びその記 録の作成
- (4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作成

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | RFS保安規定【建設段階】 (2020.8.●補正案) | 備考 |
|---|-----------------------------------|-----------------------------------|----|
| 施する。 | 録の作成 | (5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録 | |
| (2) 組織は、保全の実施にあたって、第107条の2に | (4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作 | の作成 | |
| よる設計管理及び第107条の3による作業管理を実 | 成 | | |
| 施する。 | (5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録 | (施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未 | |
| (3) 組織は、保全の結果について記録する。 | の作成 | 然防止処置) | |
| | | 第 19 条 施設所管 GMは、施設管理の対象となる施 | |
| 9. 保全の結果の確認・評価 | (施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未 | 設及びプロセスの監視及び点検により,以下の(1) | |
| (1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段 | 然防止処置) | 及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を | |
| 階で採取した構築物, 系統及び機器の保全の結果か | 第20条 施設所管 <u>課長</u> は、施設管理の対象となる施 | 監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、 | |
| ら所定の機能を発揮しうる状態にあることを, 所定 | 設及びプロセスの監視及び点検により、以下の(1) | 以下の(1)及び(2)に至った場合,不適合管理を行っ | |
| の時期※までに確認・評価し、記録する。 | 及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を | たうえで,是正処置を講じる。 | |
| (2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所 | 監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、 | (1) 施設管理を実施した構築物,系統及び機器が所定 | |
| 定の機能を発揮しうる状態にあることを検証する | 以下の(1)及び(2)に至った場合、不適合管理を行っ | の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合 | |
| ため、事業者検査を実施する。 | たうえで、是正処置を講じる。 | (2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができな | |
| (3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価 | (1) 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定 | い場合にあって、定めたプロセスに基づき、施設管 | |
| ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保 | の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 | 理が実施されていることが確認・評価できない場合 | |
| 全が実施されていることを, 所定の時期※までに確 | (2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができな | 2 施設所管 <u>GM</u> は,他の原子力施設の運転経験等の | |
| 認・評価し、記録する。 | い場合にあって、定めたプロセスに基づき、施設管 | 知見を基に, 自らの組織で起こり得る問題の影響に | |
| | 理が実施されていることが確認・評価できない場合 | 照らし、適切な未然防止処置を講じる。 | |
| ※: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又は | 2 施設所管 <u>課長</u> は、他の原子力施設の運転経験等の | | |
| あらかじめ計画された保全の完了時をいう。 | 知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に | (施設管理の有効性評価) | |
| | 照らし、適切な未然防止処置を講じる。 | 第20条 各部長は、施設管理から得られた情報等か | |
| 10. 不適合管理, 是正処置及び未然防止処置 | | ら,施設管理の有効性を評価し,施設管理が有効に | |
| (1) 組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセス | (施設管理の有効性評価) | 機能していることを確認するとともに,継続的な改 | |
| を監視し,以下の a) 及び b) の状態に至らないよ | 第 21 条 燃料製造建設所長は、施設管理から得られ | 善につなげる。 | |
| う通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処 | た情報等から、施設管理の有効性を評価し、施設管 | 2 各部長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づ | |
| 置を講じるとともに,以下の a) 及び b) に至った | 理が有効に機能していることを確認するとともに、 | き,施設管理目標の達成度及び施設管理の有効性を | |
| 場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講 | 継続的な改善につなげる。 | 評価し、センター長に報告する。なお、施設管理の | |
| じる。 | 2 燃料製造建設所長は、あらかじめ定めた時期及び | 有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせる。 | |
| a)保全を実施した構築物,系統及び機器が所定の | 内容に基づき、施設管理目標の達成度及び施設管理 | (1) 施設管理目標の監視結果 | |
| 機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 | の有効性を評価し、 <u>事業部長</u> に報告する。なお、施 | (2) 施設管理データの推移 | |
| b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができ | 設管理の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合 | (3) トラブル等の経験 | |
| ない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保 | わせる。 | (4) 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化に係る | |
| 全が実施されていることが確認・評価できない場 | (1) 施設管理目標の監視結果 | データ | |
| 合 | (2) 施設管理データの推移 | 3 センター長は、各部長が報告した各施設管理の施 | |
| (2) 組織は,他の原子力施設の運転経験等の知見を基 | (3) トラブル等運転経験 | 設管理目標の達成度及び有効性評価から, 定期的に | |
| に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、 | (4) 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化に係る | 施設管理全体の有効性を評価し,施設管理全体が有 | |
| 適切な未然防止処置を講じる。 | データ | 効に機能していることを確認するとともに, 施設管 | |
| (a) 49(4) 1 (1) 7 (1) (a) a VIII 2 (4) a 2 1 - + 11 . | | | |

理の継続的な改善につなげる。

4 <u>各部長</u>は,施設所管<u>GM</u>に,施設管理の有効性評

価の結果とその根拠及び改善内容について記録さ

3 事業部長は、燃料製造建設所長が報告した各施設

管理の施設管理目標の達成度及び有効性評価から、

定期的に施設管理全体の有効性を評価し、施設管理

(3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施

する。

11. 保全の有効性評価

組織は、保全活動から得られた情報等から、保全 の有効性を評価し、保全が有効に機能していること を確認するとともに、継続的な改善につなげる。

- (1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。
- a) 保全活動管理指標の監視結果
- b) 保全データの推移
- c) トラブルなど運転経験
- d) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係る データ
- e) リスク情報, 科学的知見
- (2) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。

12. 施設管理の有効性評価

- (1) 組織は、11. の保全の有効性評価の結果及び2. の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の 有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。
- (2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。

13. 構成管理

組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。

- (1) 設計要件(第3条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第107条の2の設計に対する要求事項をいう。)
- (2) 施設構成情報(第3条4.2.1 に示す文書のうち, 「構築物,系統及び機器がどのようなものかを示す 図書、情報」をいう。)
- (3) 物理的構成(実際の構築物,系統及び機器をいう。)

14. 情報共有

組織は、保全を行った事業者から得られた保安の 向上に資するために必要な技術情報を、BWR 事業者

MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】

全体が有効に機能していることを確認するととも に、施設管理の継続的な改善につなげる。

4 <u>燃料製造建設所長</u>は、施設所管<u>課長</u>に、施設管理 の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容につ いて記録させ、承認する。

(構成管理)

- 第22条 施設所管<u>課長</u>は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を構築していく。
- (1) 設計要件(第5条7.1に示す個別業務等要求事項 のうち、「構築物、系統、及び機器がどのようなも のでなければならないか」という要件を含む第5条 7.3で実施する設計に対する要求事項をいう。)
- (2) 施設構成情報(構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。)
- (3) 物理的構成(実際の構築物、系統、及び機器をいう。)

(情報共有)

第23条 施設所管<u>課長</u>は、施設管理を行うべき設備 の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報を 他の事業者と共有する。

(設計管理)

- 第24条 施設所管<u>課長</u>は、<u>加工施設</u>の工事を行う場合、第5条7.3の適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。
- 2 施設所管<u>課長</u>は、前項において第5条7.3の適用 対象と判断した場合、次に掲げる要求事項を満たす 設計を実施する。
- (1) 施設管理活動の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項
- (2) 「<u>加工施設</u>の技術基準に関する規則」の規定及び 事業変更許可申請書の記載事項を含む、適用される 法令・規制要求事項
- (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
- (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- 3 前項における設計には、機器等の使用前事業者検 査等及び作業管理の実施を考慮する。

RFS保安規定【建設段階】 (2020.8. ●補正案)

せ, 承認する。

(構成管理)

- 第21条 施設所管<u>GM</u>は,施設管理を通じ以下の要素間の均衡を構築していく。
- (1) 設計要件(第5条7.1 に示す個別業務等要求事項 のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなもの でなければならないか」という要件を含む第5条 7.3 で実施する設計に対する要求事項をいう。)
- (2) 施設構成情報(構築物,系統及び機器がどのようなものかを示す図書,情報をいう。)
- (3) 物理的構成(実際の構築物,系統及び機器をいう。)

(情報共有)

第22条 施設所管<u>GM</u>は,施設管理を行うべき設備 の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報<u>に</u> ついて,ニューシア登録情報及びリサイクル燃料備 蓋センター技術協力会議において他の事業者と共 有する。

(設計管理)

- 第23条 施設所管<u>GM</u>は,<u>使用済燃料貯蔵施設</u>の工事を行う場合,第5条7.3の適用対象となる施設,設備及びソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。
- 2 施設所管<u>GM</u>は,前項において第5条7.3の適用 対象と判断した場合,次に掲げる要求事項を満たす 設計を実施する。
- (1) 施設管理活動の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項
- (2) 「<u>使用済燃料貯蔵施設</u>の技術基準に関する規則」 の規定及び使用済燃料貯蔵事業(変更)許可申請書 の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項
- (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
- (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- 3 前項における設計には、機器等の使用前事業者検査等及び作業管理の実施を考慮する。

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|----|
| 協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。 | LEGEOGGE HH/W] | (作業管理) | |
| | (作業管理) | 第 24 条 施設所管 GMは、設計のアウトプットに基 | |
| | 第 25 条 施設所管課長は、設計のアウトプットに基 | づき工事を実施する。 | |
| 設計管理) | づき工事を実施する。 | 2 施設所管 GMは, 使用済燃料貯蔵施設の工事及び | |
| 107条の2 | 2 施設所管課長は、加工施設の工事及び点検を行う | 点検を行う場合,使用済燃料貯蔵施設の安全を確保 | |
| 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設 | 場合、加工施設の安全を確保するため、次に掲げる | するため、次に掲げる事項を考慮した作業管理を行 | |
| 計又は過去に実施した設計結果の変更に該当する | 事項を考慮した作業管理を行う。 | う。 | |
| かどうかを判断する。 | (1) 再処理事業所再処理施設及び廃棄物管理施設に | (1) 他の原子炉施設及び周辺環境への悪影響防止 | |
| 組織は、第1項において該当すると判断した場合、 | 対する悪影響の防止 | (2) 使用済燃料貯蔵施設の使用開始後の施設管理上 | |
| 次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第 3 条 | (2) 加工施設の使用開始後の施設管理上重要な初期 | 重要な初期データの採取 | |
| 7.3に従って実施する。 | データの採取 | (3) 作業工程の管理 | |
|) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮 | (3) 作業工程の管理 | (4) 使用済燃料貯蔵施設の使用開始までの作業対象 | |
| を含む,機能及び性能に関する要求事項 | (4) 加工施設の使用開始までの作業対象設備の管理 | 設備の管理 | |
|) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準 | 3 施設所管課長は、前項の作業管理の実績を確認 | 3 施設所管GMは,前項の作業管理の実績を確認 | |
| に関する規則」の規定及び原子炉設置変更許可申請 | し、加工施設の安全が確保されていることを評価し | し, <u>使用済燃料貯蔵施設</u> の安全が確保されているこ | |
| 書の記載事項を含む,適用される法令・規制要求事 | 記録する。 | とを評価し記録する。 | |
| 項 | | | |
|) 適用可能な場合には,以前の類似した設計から得 | (使用前事業者検査の実施) | (使用前事業者検査の実施) | |
| られた情報 | 第 26 条 品質保証部長は使用前事業者検査の総括責 | 第 25 条 センター長は、設計及び工事の計画の認可 | |
|)設計・開発に不可欠なその他の要求事項 | 任者として、設計及び工事の計画の届出(以下本条 | 又は設計及び工事の計画の届出 (以下, 本条におい | |
| 本条における設計には、次条に定める作業管理及 | において「設工認」という。)の対象となる加工施 | て「設工認」という。) の対象となる使用済燃料貯 | |
| び第107条の4に定める使用前事業者検査の実施を | <u>設</u> の設置又は変更の工事に当たり、設工認に基づき | 蔵施設について、設置又は変更の工事にあたり、設 | |
| 考慮する。 | 行われたものであること、「 <u>加工施設</u> の技術基準に | 工認に従って行われたものであること、「使用済燃 | |
| | 関する規則」へ適合していることを確認するための | 料貯蔵施設の技術基準に関する規則」へ適合するこ | |
| 業管理) | 使用前事業者検査(以下本条において「検査」とい | とを確認するための使用前事業者検査(以下,本条 | |
| 107条の3 | う。)を統括する。 | において「検査」という。)を統括する。 | |
| 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施 | 2 品質保証部長は <u>事業者検査課長</u> を検査責任者と | なお、旧法に基づく使用前検査の準備について | |
| する。 | し、次の事項の検査実施体制を確立させるととも | も、同様に準備するものとする。 | |
| 組織は、原子炉施設の点検及び設置又は変更の工 | に、検査を管理させる。また、品質保証部長は検査 | 2 技術GMは、第6条に定める保安に関する組織の | |
| 事を行う場合, 原子炉施設の安全を確保するため次 | 実施責任者の候補者を選任し、事業部長の承認を得 | うち、検査対象となる設備の設置又は変更の工事を | |
| の事項を考慮した作業管理を行う。 | る。 | 実施した者とは別の者を検査実施責任者として指 | |
|) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による | 3 <u>事業者検査課長</u> は次に掲げる各号を実施する。 | 名する。 | |
| 作業対象設備の損傷及び劣化の防止 | (1) <u>事業者検査課長</u> 自身を含む検査実施責任者の候 | 3 検査実施責任者は、第6条に定める保安に関する | |
|) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 | 補者の中から検査対象となる設置又は変更の工事 | 組織のうち、検査の独立性確保を考慮したものとす | |
|)作業工程の管理 | を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任 | る。 | |
|) 供用開始までの作業対象設備の管理 | 者として指名する。 | 4 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 | |
| | (2) 検査の実施体制を構築する。 | (1) 検査の実施体制を構築する。 | |
| | (3) 検査要領書を定める。(※1) | (2) 検査要領書※を定め、それを実施する。 | |

(3) 検査対象の使用済燃料貯蔵施設が以下の基準に

目と、検査項目毎の判定基準を定める。

適合していることを判断するために必要な検査項

(4) 検査対象の加工施設が以下の基準に適合してい

項目ごとの判定基準を定める。

ることを判断するために、必要な検査項目及び検査

(使用前事業者検査の実施)

1. 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び

第 107 条の 4

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S 保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|--|--|--|----|
| 工事の計画の届出(以下,本条において「設工認」 | a. 設工認に基づき行われたものであること。 | (2020. 8.) (2020. a) 設工認に従って行われたものであること。 | |
| という。)の対象となる原子炉施設について、設置 | a. 設工誌に基づされるいてめること。 b.「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するも | b)「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」に | |
| 又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われた | D. 「 <u>加工地成</u> の技術基準に関する規則」に適合するものであること。 | 適合するものであること。 | |
| ものであること,「実用発電用原子炉及びその附属 | いてめること。 (5) 検査要領書に基づき検査実施責任者に検査を実 | (4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ, 検査対象の使用 | |
| 施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確 | (3) 恢宜安限者に基づる恢宜关ル負任有に恢宜を美施させる。 | 済燃料貯蔵施設が前号 a) 及び b) の基準に適合す | |
| 認するための使用前事業者検査(以下,本条におい | ぺさせる。 (※1) 検査を行うに当たっては、あらかじめ検査の | は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | |
| で「検査」という。)を統括する。 | 時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定 | ることを取除判例する。 | |
| 2. 検査GMは、第4条に定める保安に関する組織の | 時期、対象、以下に小り方伝での他必要な事項を足 めた検査要領書を定める。 | ※: 検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時 | |
| 2. 候査GMは、第4条に足める床女に関する組織の うち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施し | めた快生安映音をためる。 ① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方 | 期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定め | |
| た組織とは別の組織の者を検査実施GMとして指 | ① 構垣、強度及び爛えいを帷記するにめに十分な力 法 | 別、対象、以下にかり方伝での他必要な事項を足め た検査要領書を定める。 | |
| た組織とは別の組織の有を恢査美地GMとして指 名する。 | 伝 ② 機能及び性能を確認するために十分な方法 | 「た便重安映音を足める。 a 設工認に従って行われたものであること | |
| 3. 検査実施GMは、自ら検査実施責任者となるか、 | ③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の | b 機能及び性能を確認するために十分な方法 | |
| 3. 検査実施GMは、自ら検査実施負任有となるが、 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査の独 | 計画に基づき行われたものであることを確認する | c その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の | |
| 第4条に足める床女に関する組織のすら、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。 | 前画に基づされれたものであることを確認する | 計画に従って行われたものであることを確認する | |
| 4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 | 「このに十分なり伝 (6) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加 | 計画に使うで1月われたものであることを確認する ために十分な方法 | |
| 4. 削損の検査美施負任有は、次の各方を美施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 | (6) 検査項目ことの刊足結果を踏まれ、検査対象の加 工施設が前号の①~③の基準に適合することを最 | にめに十分な力伝 | |
| (2) 検査要領書※を定め、それを実施する。 | 工施設が削与のU/~⑤の基準に適合することを取 終判断する。 | 5 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査 | |
| (3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合して | 松刊剛9分。 4 検査実施責任者は検査項目ごとの合否判定を検 | 判定者に行わせることができる。このとき、検査判 | |
| いることを判断するために必要な検査項目と、検査 | 4 検査実施負任有は検査場日ことの日告刊足を検 査担当者に行わせることができる。このとき、検査 | 定者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満 | |
| 項目毎の判定基準を定める。 | 担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを | たすものを指名する。 | |
| 項目母の刊足基準を足める。 a) 設工認に従って行われたものであること。 | 担当有として扱い各方に拘りる事項のいりれがを 満たすものを指名する。 | (1) 第6条に定める保安に関する組織のうち, 検査対 | |
| b) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基 | (1) 第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対 | 象となる設備の設置又は変更の工事を実施した者 | |
| 準に関する規則」に適合するものであること。 | 象となる施設の設置又は変更の工事を実施した <u>組</u> | まは別の者。 とは別の者。 | |
| (4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の原子 | 織(課)とは別の組織(課)の者。 | (2) 検査対象となる設備の設置又は変更の工事の調 | |
| 炉施設が前号 a) 及び b) の基準に適合することを | (2) 検査対象となる施設の設置又は変更の工事の調 | 達における供給者のなかで、当該工事を実施した者 | |
| 最終判断する。 | 達における供給者のなかで、当該工事を実施した組 | とは別の者。 | |
| 双がく 「明明」 カーショ | 織とは別の組織の者。 | (3) 前号に掲げる供給者とは別の, 当該検査業務に係 | |
| ※:検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時 | (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係 | る役務の供給者。 | |
| 期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定め | る役務の供給者。 | 6 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の | |
| た検査要領書を定める。 | 5 事業者検査課長は、第3項及び第4項に係る事項 | 重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定す | |
| a) 設工認に従って行われたものであること。 | について、次の各号を実施する。 | る検査判定者の立会頻度を定め、それを実施する。 | |
| b) 機能及び性能を確認するために十分な方法 | (1) 検査に係る記録を作成し維持する。 | 7 各GMは、第4項及び第5項に係る事項につい | |
| c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事 | (2) 検査に係る要員の力量を確認する。 | て、次の各号を実施する。 | |
| の計画に従って行われたものであることを確認す | (3) 検査に係る業務を調達する場合、当該業務の供給 | (1) 検査業務に係る役務を調達する場合, 当該役務の | |
| るために十分な方法 | 者を管理する。 | 供給者に対して管理を行う。 | |
| W.C.//- 1/2/ 6/2/PA | H C H - 1 / 00 | (2) 検査に係る記録の管理を行う。 | |
| | | METCAL A HOSALS DEC 11 10 | |

(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。

(使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評

(定期事業者検査の実施)

(定期事業者検査の実施)

期施設管理方針)

(加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長

5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査員

(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対

指名する。

に行わせることができる。このとき,検査員として 次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | /#= |
|-----------------------------|-------------------------|---------------|-----|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020.8.●補正案) | 備考 |
| 象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは | | 価及び長期施設管理方針) | |
| 別の組織の者。 | | | |
| (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達にお | | | |
| ける供給者のなかで, 当該工事を実施した組織とは | | | |
| 別の組織の者。 | | | |
| (3) 前号に掲げる供給者とは別の, 当該検査業務に係 | | | |
| る役務の供給者。 | | | |
| 6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の | | | |
| 重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定す | | | |
| る検査員の立会頻度を定め、それを実施する。 | | | |
| 7. 各GMは,第4項及び第5項に係る事項について, | | | |
| 次の各号を実施する。 | | | |
| (1) 検査業務に係る役務を調達する場合, 当該役務の | | | |
| 供給者に対して管理を行う。 | | | |
| (2) 検査に係る記録の管理を行う。 | | | |
| (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。 | | | |
| | | | |
| (定期事業者検査の実施) | | | |
| 第 107 条の 5 | | | |
| | | | |
| (原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長 | | | |
| 期施設管理方針) | | | |
| 第 107 条の 6 | | | |
| 第9章 緊急時の措置 | 第9章 緊急時の措置 | 第8章 緊急時の措置 | |
| (原子力防災組織) | | 第1節 緊急時時の措置 | |
| 第 108 条 | (原子力防災組織) | (原子力防災組織) | |
| (原子力防災組織の要員) | | | |
| 第 109 条 | (原子力防災組織の要員) | (原子力防災組織の要員) | |
| (緊急作業従事者の選定) | | | |
| 第 109 条の 2 | (緊急作業従事者の選定) | (緊急作業従事者の選定) | |
| (原子力防災資機材等) | | | |
| 第 110 条 | (原子力防災資機材等 <u>の整備</u>) | (原子力防災資機材等) | |
| (通報経路) | | | |
| 第 111 条 | (通報経路) | (通報経路) | |
| (緊急時演習) | | | |
| 第 112 条 | (緊急時演習) | (緊急時演習) | |
| (通報) | | | |
| 第 113 条 | (通報) | (通報) | |
| (原子力防災態勢の発令) | | | |
| 第 114 条 | (<u>緊急時体制</u> の発令) | (原子力防災態勢の発令) | |
| (応急措置) | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | tille der |
|---|---------------------------|-----------------------------------|-----------|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
| 第 115 条 | (応急措置) | (応急措置) | |
| (緊急時における活動) | | | |
| 第 116 条 | (緊急時における活動) | (緊急時における活動) | |
| (緊急作業従事者の線量管理等) | | | |
| 第 116 条の 2 | (緊急作業従事者の線量管理等) | (緊急作業従事者の線量管理等) | |
| (原子力防災態勢の解除) | | | |
| 第 117 条 | (緊急時体制の解除) | (原子力防災態勢の解除) | |
| | | | |
| | | 第2節 異常時の措置 | |
| | | (異常時の基本的な対応) | |
| | | | |
| | | (地震・火災等発生時の対応) | |
| | | | |
| | | (電源機能喪失時の対応) | |
| | | | |
| | | (異常時の措置) | |
| | | | |
| | | (異常収束後の措置) | |
| 第 10 章 保安教育 | 第 10 章 保安教育 | 第9章 保安教育 | |
| (所員への保安教育) | (社員等への保安教育) | (<u>センター員</u> への保安教育) | |
| 第 118 条 | 第27条 教育課長は、毎年度、加工施設において加 | 第 26 条 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う | |
| 原子炉施設の管理を行う所員への保安教育を実 | 工施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育 | センター員への保安教育を実施するにあたり, 具体 | |
| 施するにあたり, 具体的な保安教育の内容及びその | について、表 27-1の保安教育実施方針に基づき次 | 的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「教育及 | |
| 見直し頻度を「保安教育マニュアル」に定め、これ | の各号に定める事項を記載した保安教育実施計画を | び訓練マニュアル」に定め、これに基づき次の各号 | |
| に基づき次の各号を実施する。 | 作成し、事業部長の承認を得る。_ | を実施する。 | |
| (1) 原子力人財育成センター所長は,毎年度,原子炉 | (1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区 | (1) <u>総務GMは,毎年度,使用済燃料貯蔵施設の操作</u> | |
| 施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施 | 分ごとの保安教育の内容 | 及び管理を行うセンター員への保安教育実施計画 | |
| 計画を表 118 の実施方針に基づいて作成し、電気主 | (2) 保安教育の実施時期 | を表 26-1 の実施方針に基づいて作成し,取扱主任 | |
| 任技術者、ボイラー・タービン主任技術者及び所長 | (3) 保安教育の方法 | 者の確認を得てセンター長の承認を得る。 | |
| の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。 | 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、燃料 | (2) 総務GMは、(1) の保安教育実施計画の策定にあ | |
| (2) 原子力人財育成センター所長は、(1) の保安教育 | 製造安全委員会における審議がされていることを確 | たり, 第8条第2項に基づき保安委員会の確認を得 | |
| 実施計画の策定にあたり、第6条第2項に基づき保 | 認する。 | <u>5.</u> | |
| 安委員会の確認を得る。 | 3 教育課長は、第1項の保安教育実施計画に基づ | (3) 各GMは、(1) の保安教育実施計画に基づき、保 | |
| (3) 各GMは、(1) の保安教育実施計画に基づき、保 | き、保安教育を実施する。ただし、教育課長は、各 | 安教育を実施する。総務GMは、年度毎に実施結果 | |
| 安教育を実施する。原子力人財育成センター所長 | 項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を | をセンター長へ報告する。ただし、各GMが、定め | |
| は、年度毎に実施結果を所長及び原子力・立地本部 | 有していると認めた者については、表 27-1に定め | られた基準に従い、各項目の全部又は一部について | |
| 長へ報告する。ただし、各GMが、定められた基準に対し、名原見の人類とは、対策によりによった。 | る該当する保安教育を省略又は変更できる。 | 十分な知識及び技能を有しているものと認めた者 | |
| に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識 | 4 教育課長は、保安教育の実施記録を作成し、保管 | については、該当する教育について省略することが | |
| 及び技能を有しているものと認めた者については、 | <u> </u> | | |
| 該当する教育について省略することができる。 (4) 原スカー財産はおいない ボモは 見けれないなか | 5 品質保証部長は、保安教育の実施結果及びその評 | (4) 総務GMは、具体的な保安教育の内容について、 | |
| (4) 原子力人財育成センター所長は, 具体的な保安教 | 価を事業部長へ報告する。_ | 定められた頻度に基づき見直しを行う。 | |

東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 育の内容について、定められた頻度に基づき見直し を行う。

表118 所員への保安教育実施方針

| | 衣118 別貝への休女教育夫胞方針 | | | | | |
|----------------------------------|--|---------|--|--------------------|---------------------|---------------------|
| | 保安教育の内容 | | | 対象者及び教育時間※2 | | |
| 大分類 | 中分類 (実用炉規則 第92条の内 容) | 小分類 | 内容 | 実施時期 | 技術系所員 | 事務系所員 |
| | 関及規守の関 を を 変 り り り り り り り り り り り り り り り り り | 原子炉等規制法 | 原子炉等規制法に関連する 法令の概要、並びに関係法令 及び保安規定の遵守に関す ること | | ◎ (1.0 時間 以上) | ◎ (1.0 時間 以上) |
| 入所時に 実施する 教育 ^{※1} | 原子炉施 | 設備概要主要 | 原子炉のしくみ | 入所時 (新規配属 時) | ◎ (0.5 時間 以上) | ◎ (0.5 時間 以上) |
| | 設の構造, 要,主要 性能に関 すること 機能 | 系統の | 原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統 の機能・性能に関すること | | 〇 (0.5 時間 以上) | × |

| | | 対象者及び教育時間※2 | | | | |
|------|---------------------------------|-----------------------|---|----------|---------------------|---------------------|
| 大分類 | 中分類 (実用炉規則 第 92 条の内 容) | 小分類 | 内容 | 実施時期 | 技術系所員 | 事務系所員 |
| その他反 | 関及規守る 経保の関す ること | 原 子 炉 施 設 保 安規定 | 保安規定 (総則,品質保証, 体制及び評価,保安教育,記 録)の概要,並びに関係法令 及び保安規定の遵守に関す ること | 1回/10年毎以 | 〇 (1.0 時間 以上) | ○ (1.0 時間 以上) |
| 復教育 | 原子炉施 設に関する こと | 施 設 管理 | 施設管理計画に関すること | 上 | 〇 (1.0 時間 以上) | × |

※1:各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部に ついて十分な知識及び技能を有しているものと認めた者について は、該当する教育について省略することができる。

※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から 課せられる。

- ◎:全員が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあ
- ○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内 容に濃淡はあり)
- ×:教育の対象外
- ():合計の教育時間

(協力企業従業員への保安教育)

第119条

MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】

6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を 要すると判断した場合は必要な措置を講じる。

(請負事業者等への保安教育)

RFS保安規定【建設段階】 (2020.8.●補正案)

備考

表 26-1 センター員への保安教育実施方針

| | | 対象者及び | 教育時間※2 | | | |
|----------------------|--------------------------|-------------|--|---------|---------------------|-----------------------------------|
| 大分類 | 中分類 (貯蔵規則第 37条の内容) | 小分類 (項目) | 内容 | 実施時期 | 操作を行う者 | 操作を行う者以 外の者 (管理を 行う者含む) **3 |
| 入所時に 実施する 教育*1 | 関及規守ること なこと | 原子炉等規制法 | 原子炉等規制法に関連する 法令の概要、並びに関係法令 及び保安規定の遵守に関す ること | 入所時 | ◎ (1.0 時間 以上) | ⊚ (1.0 時間 以上) |
| | 使用済燃 料貯蔵施 設の構造。 | 設備概要,主要 | 使用済燃料貯蔵施設のしくみ | (新規配属時) | ◎ (0.5 時間 以上) | ◎ (0.5 時間 以上) |
| | 性能及び 操作に関 すること | 設備の機能 | 金属キャスク等主要機器の 構造,性能及び操作に関する 概要 | | ◎ (0.5 時間 以上) | 〇 (0.5時間 以上) |

| | | 対象者及び教育時間 ^{※2} | | | | |
|---------|--|----------------------------|--|-------------|---------------------|-----------------------------------|
| 大分類 | 中分類 (貯蔵規則第 37条の内容) | 小分類 (項目) | 内容 | 実施時期 | 操作を行う者 | 操作を行う者以 外の者 (管理を 行う者含む) **3 |
| その他反復教育 | 関及規守ること と を変速すること | 使燃藏保定 用料施安 定 | 保安規定(総則,品質保証, 体制及び評価,保安教育,記 録)の概要,並びに関係法令 及び保安規定の遵守に関す ること | 1回/ | ◎ (1.0 時間 以上) | ○ (1.0時間 以上) |
| | 使用 が機能 できる できます 使用 がい できます できまる できまる かいかい こと | 設 備 概 要, 主 設 備 機能 | 金属キャスク等主要機器の 操作に関する概要 | 10 年毎以 上 | ◎ (0.5 時間 以上) | × |

- ※1:各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた 者については、該当する教育について省略することができる。
- ※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
- ◎:全員が教育の対象
- 〇:業務に関連する者が教育の対象
- ×: 教育の対象外 () : 合計の教育時間 ※3:管理を行う者とは,第12条(施設管理対象範囲の選定)(2)の表7-1にある施設を管理する者をいう。

(協力企業従業員への保安教育)

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | | | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | RFS保安規定【建設段階】 (2020.8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|-----------------|--------------------------|----------------------------------|---|----|
| 第11章 記録及び報行 | 告 | | 第 11 章 記録及び報告 | 第10章 記録及び報告 | |
| (記録) | | | (記録) | (記 録) | |
| 第 120 条 | | | 第 28 条 各職位は、表 28-1 に定めるところにより、 | 第27条 各職位は、表26-1から表26-5に定めると | |
| 1. 組織は,表 120-1 | 1,表 120-3 及 | び表 120-4 に定める | 保安に関する記録を適正に作成し、同表に定める期 | ころにより、保安に関する記録を適正に作成し、同 | |
| 保安に関する記録 | を適正に作品 | 戊 (表 120−1 の 1. の | 間保存する。 | 表に定める期間保存する。 | |
| | | なお、記録の作成に | | | |
| | | に関する事項を遵守 | (報告) | (報 告) | |
| する。 | | (1-1/1/101/2021 | | | |
| 2. 各GMは,表 120 | 0-2 に定める | 保安に関する記録を | | 表 26-1 校用前事業者検査の記録 (所報項別集 6 条の 3 に 差づく記録) | |
| | | 3、記録の作成にあた | | 記録事項 記録すべき場合 保存期間 (1) 検査年月日 検査の都度 当該使用前事業者検査に係 | |
| | - | 関する事項を遵守す | | (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 | |
| る。 | - ペン・の 日口が火(で) | 因,2年代5年17 | | (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 | |
| √ √₀ | | | | (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を | |
| 表120-1 | | | | 講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 | |
| | 記録すべき場合 | | | (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において投務を供給した事業者が | |
| 記球 (<u>美用炉規則第 67 条</u> に基 記 づく記録) | 記取9 ~2 場口 ※1 | 保存期間 | | ある場合には、当該事業者の管理に関 する事項 | |
| ン (市口が大) | | 同一事項に関する次 | | (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 | |
| 1. 使用前確認の結果 | 確認の都度 | の確認の時までの期 | | | |
| | | 監視を実施した使用 | | | |
| 2. 保全活動管理指標 | | 済燃料貯蔵施設を解 | | 表 26-2 使用済燃料貯蔵施設の施設管理に係る記録(貯蔵規則第 27 条に集づく記録) | |
| の監視結果及びその担当者の氏名 | 実施の都度 | 体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの | | 記録事項 記録すべき場合 保存期間 イ 使用前確認の結果 確認の程度 同一事項に関する次の確認 | |
| り担ヨ有の八名 | | 期間 | | ロ 貯蔵規制第33 条第1項第4号の規定に 施設管理の実施の都度 施設管理を実施した使用済 | |
| | | 保全を実施した使用 | | よる施設管理の実施状況及びその担当 者の氏名 数料計蔵施設の解体又は廃 変した後5年が経過するま での期間 | |
| 3. 保全の結果及びそ | 実施の都度 | 済燃料貯蔵施設を解 体又は廃棄した後 5 | | へ 貯蔵規則第31 条第1 項第5 号の規定に よる施設管理方針、施設管理目標及び 貯蔵施設の施設管理方針。 | |
| の担当者の氏名 | 大旭り即及 | 年が経過するまでの | | 施設管理実施計画の評価の結果及びそ の評価の担当者の氏名 実施計画の改定までの期間 | |
| | | 期間 | | | |
| 4. 保全の結果の確 | | 確認・評価を実施した 使用済燃料貯蔵施設 | | 表 26-3 保安教育の記録 (貯備規則第 27 条に基づく記録) | |
| | 実施の都度 | を解体又は廃棄した | | 記録事項 記録すべき場合 保存期間 イ保安教育の実施計画 策定の都度 5年間 | |
| 担当者の氏名 | | 後5年が経過するま | | ロ 保安教育の実施日時及び項目 実施の都度 5年間 ハ 保安教育を受けた者の氏名 実施の都度 5年間 | |
| | | での期間 不適合管理, 是正処置 | | で、所名を行る文がたちかからは 入場をが開文 ログ中間 | |
| 5. 保全の不適合管 | | 及び未然防止処置を | | | |
| 理,是正処置,未 然防止処置及びそ | 実施の都度 | 実施した使用済燃料 貯蔵施設を解体又は | | | |
| の担当者の氏名 | | 廃棄した後 5 年が経 | | | |
| | | 過するまでの期間 | | | |
| 6. 保全の有効性評 | | 評価を実施した使用 済燃料貯蔵施設の施 | | | |
| 毎 協設管理の右 | 評価の都度 | 設管理方針, 施設管理 | | | |
| 効性評価及びその | 計画の伊及 | 目標又は施設管理実 | | | |
| 担当者の氏名 | | 施計画の改定までの 期間 | | | |
| 7. 保安教育の実施計 | 策定の都度 | 3 年間 | | | |
| 画 8. 保安教育の実施日 | /N/C*/ IP/X | | | | |
| 1 1 | 実施の都度 | 3 年間 | | | |
| た者の氏名 | | | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定 | | 段階】 | /+t!-v |
|-----------------------------------|--|--|--|--------------------------|--------|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. | | | 備考 |
| ※1:記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、 | Lastes at 1 Hill/MV2 | | | | |
| 故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く | | 表 26-4 品質マネジメント文書及び品質マネジ, 改善状況の記録(貯蔵規則第27条に基づ | | たつに計画, 美趣, 評価及い (1/2) | |
| 以中人は何代山の以首により山然下記は初间でかく | | 記録事項 | 記録すべき場合 | 保存期間 | |
| | | 1. 品質マネジメントシステムの計画に関する 以下の文書 | | | |
| | | 第5条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 | 変更の都度 | 変更後 5 年が | |
| | | a)~d)に定める文書 | | 経過するまでの 期間 | |
| | | 2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の | | 797193 | |
| | | 記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 | 作成の都度 | 5年 | |
| | | (2) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係 | CONTROL CONTROL | 5年 | |
| | | る記録 | March as desired | - 4 | |
| | | (3) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセ スを実施した結果が個別業務等要求事項に | and the second second | 5年 | |
| | | 適合していることを実証するために必要な | | | |
| | | 記録 (4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録及 | 作成の都度 | 5年 | |
| | | び当該審査の結果に基づき講じた措置に係 | A CONTRACTOR AND A CONT | | |
| | | る記録 (5) 個別業務等要求事項として設計開発に用い | 作成の都度 | 5年 | |
| | | る情報に係る記録 | T. Ind. as Hints | | |
| | | (6) 設計開発のレビューの結果の記録及び当該 | 0.000 (0.000 C) (0.000 C) (0.000 C) | 5年 | |
| | | 設計開発のレビューの結果に基づき講じた 措置に係る記録 | | | |
| | | (7) 設計開発の検証の結果の記録及び当該検証 | 作成の都度 | 5年 | |
| | | の結果に基づき講じた措置に係る記録 (8) 設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当 | 作成の都度 | 5年 | |
| | | 該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に | | | |
| | | 係る記録 (9) 設計開発の変更に係る記録 | 作成の都度 | 5年 | |
| | | (10) 設計開発の変更の審査, 検証及び妥当性確 | CONTROL OF THE PARTY OF THE PAR | 5年 | |
| | | 認の結果の記録及びその結果に基づき講じ た措置に係る記録 | | | |
| | | (11) 供給者の評価の結果の記録及び当該評価の | 作成の都度 | 5年 | |
| | | 結果に基づき講じた措置に係る記録 | | | |
| | | | | | |
| | | 表 26-5 使用前検査に関する記録 | | | |
| | | (原子炉等規制法 附則 (平成 29 年 4 月 14 日 | | | |
| | | 記録事項使用前検査の結果 | 記録すべき場合 検査の都度 | 保存期間同一事項に関する | |
| | | 使用制模質の結果 | 快宜の郁度 | 令和2年4月1日 | |
| | | | | 以降の最初の使用前 | |
| | | 既に着手済みの工事については、原子炉等規制 | 法附則を適用し使月 | 確認までの期間 用前検査が実施されるため、 | |
| | | 旧貯蔵事業規則に基づく記録を記載し、保存期間 | については, 実用炉 | 戸規則附則に基づく読み替え | |
| | | 後の期間を準用し記載する。 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 表120-2 | | | | | |
| 記録 (実用炉規則第14条の3) 記録すべ 保存期 ません 思 | | | | | |
| ロレダベ(美州が規則第14条の3) き場合 間 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| <u> </u> | <u>. </u> | 7 | | | 1 |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | | | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S 保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|--|------------------|------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|----|
| 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 | 検査の都度 | 当用業査る用炉のす間を事検係電子設続期 | | | |
| 表 1 2 0 - 3 **2 | ≟ 1/2 1 · | / | | | |
| 記録 (実用炉規則第67条に基づく記録) | 記録すべ き場合 | 保存期 間 | | | |
| 1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書 | | | | | |
| 第 3 条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a) ~ d) に定める文書 | 変更の都度 | 変更後 5 年が経過 するまで の期間 | | | |
| 2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき 作成する以下の記録 | | | | | |
| (1)マネジメントレビューの結果の記録 | 作成の都度 | 5年 | | | |
| (2)力量,教育・訓練及び他の措置について該当する記録 | 作成の都度 | 5年 | | | |
| (3)業務・原子炉施設のプロセス及びその 結果が,要求事項を満たしていること を実証するために必要な記録 | | 5年 | | | |
| (4) 業務・原子炉施設に対する要求事項の レビューの結果の記録,及びそのレビ ューを受けてとられた処置の記録 | 作成の都度 | 5年 | | | |
| (5) 業務・原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 | 作成の都度 | 5年 | | | |
| (6) 設計・開発のレビューの結果の記録, 及び必要な処置があればその記録 | 作成の都度 | 5年 | | | |
| (7)設計・開発の検証の結果の記録,及び 必要な処置があればその記録 | 作成の都度 | 5年 | | | |
| (8)設計・開発の妥当性確認の結果の記録, 及び必要な処置があればその記録 | 作成の都度 | 5年 | | | |
| (9) 設計・開発の変更の記録 | 作成の都度 | 5年 | | | |

| 東電HD東通保安規定【 【20200528 申請》 | | 谐】 |
|--|-------------|-------------------|
| 【20200020 中间 | X | |
| 記録 (実用炉規則第67条に基づく記録) | 記録すべき場合 | 保存期 間 |
| (10)設計・開発の変更のレビュー, 検証及 び妥当性確認の結果の記録, 及び必要 な処置があればその記録 | 作成の都度 | 5年 |
| (11)供給者の評価の結果の記録, 及び評価 | 作成の都度 | 5年 |
| | 作成の都度 | 5年 |
| (13) 業務・原子炉施設に関するトレーサ ビリティの記録 | 作成の都度 | 5年 |
| (14)組織の外部の者の所有物に関して,組 織が必要と判断した場合の記録 | 作成の都度 | 5年 |
| (15)校正又は検証に用いた基準の記録 | 作成の都度 | 5年 |
| (16)測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の,従前の測定結果の妥当性評価の記録 | 作成の都度 | 5年 |
| (17)校正及び検証の結果の記録 | 作成の都度 | 5年 |
| (18)内部監査の結果の記録 | 作成の都度 | 5年 |
| (19) 使用前事業者検査等及び自主検査等 の合否判定基準への適合の記録 | 作成の都度 | 5年 |
| (20) プロセスの次の段階に進むことを承 認した人の記録 | 作成の都度 | 5年 |
| (21) 不適合の内容及び不適合に対してと られた特別採用を含む処置の記録 | 作成の都度 | 5年 |
| (22)是正処置の結果の記録 | 作成の都度 | 5年 |
| (23)未然防止処置の結果の記録 | 作成の都度 | 5年 |
| ※2:表120-1又は表120は、本表を適用しない。表120-4 | - 2を適月 | 用する場合 |
| ÷= 6= | 記録すべき 場合 | 保存期間 |
| 使用前検査の結果 | 検査の都度 | 同項すのので間のないので間のでは、 |
| (報告) | | l±1 |
| 9 121 条 | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| 東電H | HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S 保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|-----|----------------------------------|--|---|----|
| 東電子 | | 【20200601 申請版】 第12章 加工施設の使用を開始する前までに定める事項 (加工施設の使用を開始する前までに定める事項) 第29条 加工施設の使用を開始する前までに、表29-1 | (2020.8. ●補正案) 第11章 <u>金属キャスクを搬入</u> する前までに定める事項 (<u>金属キャスクを搬入</u> する前までに定める事項) 第28条 <u>金属キャスクを搬入</u> する前までに、表28-1に 示す事項を定めて認可を受ける。また、この規定の条文に ついても、 <u>金属キャスクを搬入</u> する前までに、段階的に必 | 備考 |
| | | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S 保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | |
|------------------------------------|--|-------------------------------------|--|
| 【20200320 中南风人 | 大会 | (2020. 0. ▼無止余) | |
| | 図 5-2 品質マネジメント文書の構成概念図 社 長 安全・品質改革委員会 品質・保安会議 安全・品質改革委員会 素が保安会議 素材部長 機料製造事業部長 | | |
| | 燃料製造計画部長 保資保証課長 操放管理課長 保安管理課長 保安管理課長 保安管理課長 保安管理課長 水育課長 ポポー東務課長 ポポー東務課長 ポイト・ 機械課長 電気設備課長 計製設備課長 計製設備課長 オルジの情報表 | | |
| | 上大線長 建築線長 図6 組織図 表5-1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び組織が必要と判断した文書の関係(その1) | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX | X 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S 保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|--------------------------------|---|-------------------------------------|----|
| | 品質マネジ メントシス テム計画 関連条項 | 項目 文書名 制定者 制定者 以外の保安規定関連条項 | | |
| | | 監査室 原子力安全お よび役務に係る品質マ ネジメントシステム運 用要則 | | |
| | 4~8 | 調達室 原子力安全お よび役務に係る品質マ ポジメントシステム運 用要則 メントシス | | |
| | | 安全・品質本部 原子 力安全および役務に係 る品質マネジメントシ ステム連用要則 燃料製造事業部 原子 - | | |
| | | カ安全に係る品質マネ ジメントシステム運用 要則 | | |
| | 4 1 8 2 3 | 保安活動の 燃料製造事業部 品質 重要度分類 (要領) プロセスの 監視測定 パフォーマンス指標要 財 安全・品質本部長 | | |
| | | 安全文化 安全文化要則 安全・品質本部長 — | | |
| | 5. 4. 1 | 品質目標 品質目標要則 安全・品質本部長 | | |
| | 5. 4. 2. 7. 1 | 品質マネジメントシステムの計画、 個別業務に 必要なプロ セスの計画、 設計開発 | | |
| | 5. 5. 3 | 管理者 自己アセスメント要則 安全・品質本部長 - | | |
| | | 安全·品質改革委員会 規程 組織の内部品質·保安会議規程 安全·品質本部長 第8条 | | |
| | | の情報伝達 燃料製造事業部 燃料 製造安全委員会運営要 事業部長 第9条 | | |
| | 5. 6 | マネジメン マネジメントレビュー トレビュー 要則 安全・品質本部長 – | | |
| | | | | |
| | 1 | 質マネジメントシステム計画関連条項及 必要と判断した文書の関係(その2) | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MO | X加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | /++: +v. |
|------------------|---|---|-----------------|----------|
| 【20200528 申請版】 | | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
| | 品質マネジメ | 品質マネジメン トシステム計画 | | |
| | ントシステム 計画 関連条項 | 文書名 制定者 以外の 保安規定 | | |
| | | 関連条項 監査室 教育訓練要領 監査室長 - | | |
| | 要員の力量 の確保及で | 調達室 教育訓練要領 調達室長 一 | | |
| | 教育訓練 | 燃料製造事業部 教育訓練要領 事業部長 - | | |
| | | 燃料製造事業部 品質目標・業務 目標管理要領 | | |
| | | 燃料製造事業部 設計管理要領 事業部長 | | |
| | | 燃料製造事業部 設工認申請・使 用前事業者検査運用要領 | | |
| | 7.1 施設管理 | 燃料製造事業部 製作および据 事業部長 付・施工管理要領 第11条~第26条 | | |
| | | 燃料製造事業部 検査および試験 事業部長 | | |
| | | 管理要領 燃料製造事業部 使用前事業者検 事業部長 | | |
| | | 查実施要領 燃料製造事業部 保守管理要領 事業部長 | | |
| | | 燃料製造事業部 設計管理要領 事業部長 — | | |
| | 7.3 設計開発 | 燃料製造事業部 設工認申請・使 用前事業者検査運用要領 24条 | | |
| | 7.4 調達 | 調達管理要則 調達室長 一 | | |
| | 8.2.4 機器等の 査等 | 検 検査および試験管理要則 安全・品質本部長 26条 | | |
| | 監視測定 ための設 ための設 ための おり ための おり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かん | の 開燃料製造事業部 計測器管理要領 事業部長 ー | | |
| | の管理 | | | |
| | 72 | 管 トラブル情報等の社外への共有要 安全・品質本部長 則 | | |
| | 8.5.2 是正処置 | 等根本原因分析要則 安全・品質本部長 - | | |
| | | | | |
| | 表 5 - 2 品 | ·質マネジメントシステム計画関連条項及 | | |
| | | 理基準規則の要求事項に基づき作成する | | |
| | 文書の関係 | | | |
| | 伊安相空中の | | | |
| | 条文 | 大百石 100人口 | | |
| | | の管理 品質保証に係る文書および記録管 安全・品質本部長 理要則 | | |
| | | 監査 内部監査要則 監査室長 合の管理 | | |
| | 1 | 処置等 CAPシステム要則 安全・品質本部長 | | |
| | 8. 5. 3 未然 | 防止処置 | | |
| | | | | |
| | 表 7 – 1 - 協 | | | |
| | | | | |
| | 施設名称 | 管理担当課長 | | |
| | 1 1 | 設備 (原料の受け入れからペレット加工の設 ペレット機械課長 関設備 (ローカルクーラ、パッケージを含む)、 | | |
| | |)、重大事故対処設備(可搬型、局所消火装 | | |
| | 燃料加工建屋の機械 | 設備(燃料棒加工から梱包までの設備、ユー 集合体機械課長 | | |
| | 洋放出管理系(※2 | 火装置含む。)、分析設備、液体廃棄設備(海)) を含む) (換気設備を除く、空調用熱源設 | | |
| | 備、ガス設備を含む 燃料加工建屋の電気 | | _ | |
| | 燃料加工建屋の計装 貯蔵容器搬送用洞道 | 設備 (放射線管理設備 (※ 1) を含む) 計装設備課長 (※ 2) 土木課長 | - | |
| | 燃料加工建屋 | 建築課長 | | |
| | | | 79 | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 | MOX 加工施設【建設段階】 | RFS保安規定【建設段階】 | / |
|------------------|--|-----------------|----|
| 【20200528 申請版】 | 【20200601 申請版】 | (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
| | (※1) 再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する | | |
| | 部分を含む。 | | |
| | (※2) 再処理施設と共用する部分を含む。 | | |
| | 表 27-1 社員等への保安教育実施方針 | | |
| | Table 大 | | |
| | 法令及び保安規定 法及びその関連法令のうち (守に関すること MOX燃料加工事業に係る事 項、MOX燃料加工施設保安規 1回/年 ② (幸1) ○ (幸1) ○ (幸1) ○ (本1) ○ (本1) | | |
| | ○: すべての教育が対象(※1): 組織に属する者を対象とする。 | | |
| | 表 28-1 保安記録 (その1) | | |
| | 記録事項 | | |
| | 合 責任者 に基づき記 | | |
| | 録が発生す | | |
| | る段階1 | | |
| | 1. 加工施設の 確認の 許認可 同一事項に 施設管理 (加工 都度 業務課 関する次の) | | |
| | 規則第7条の 長 確認のとき 4第1項に規 までの期間 | | |
| | 定するものをいう。以下この | | |
| | 表において同 | | |
| | 録 (1) 使用前確 | | |
| | 認の結果 (2) 加工規則 施設管 施設管理を | | |
| | 第7条の4第 理の実 理を実 実施した加 | | |
| | 1項第4号の 施の都 施した 工施設を解 規定による施 度 担当課 体又は廃棄 設管理の実施 長 した後5年 | | |
| | 状況及びその が経過する 担当者の氏名 までの期間 | | |
| | (3) 加工規則 評価の 品質保 評価を実施 第7系の4第 都度 証課長 した加工施 | | |
| | 1 項第 5 号の | | |
| | 設管理方針、施 管理目標又 | | |
| | 設管理目標及 | | |
| | 施計画の評価 改定までの 期間 | | |
| | の評価の担当 者の氏名 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | R F S 保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|--|-------------------------------------|----|
| | 表 28-1 保安記録 (その 2) 記録事項 | | |
| | 2. 放射線管 理記録 (※ 1 日間の 理記録 (※ 1) | | |
| | (2) 管理区域 及び周辺監視 区域における 外部放射側間の 線量質型区域に おけり射性のの が射性のの 射性ので 定める) 10 年間 段階で 定める) 2 2 2 2 2 2 3 4 5 6 7 7 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 | | |
| | (②の 放射線業 | | |
| | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | RFS保安規定【建設段階】 (2020.8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|---|---------------------------------|----|
| | 表 28-1 保安記録 (その2) 記録事項 | に けが | |
| | (2) 管理区域 | | |
| | (②) 放事者の4 月1年 (②) の 一般 で の 一年 の 期間 の 解 者 っ に を 保 の の 一年 の が 1 の の の が 2 を の で の 一年 の が 2 を の で の 一年 の が 3 月 間 に な 3 月 間 に な 3 月 に な 3 年 場 で の で の で の 3 月 に 3 月 間 に な 3 年 場 で の で の 3 日 に 3 月 間 に な 3 年 場 で の で の 3 日 に 3 月 に 3 日 に 3 に 3 記 規 制 指 関 で の で の 3 日 に 3 月 に 4 と 回 間 な 6 き の か ま で の で の 子 の 本 の か す と で の 子 内 の 子 の 本 の 子 の 本 の 子 の で は 5 ま の か ま で の の 子 の 本 の 本 の 本 の か ま で の か す 者 出 毎 月 目 も の か す 者 出 毎 月 と 線 目 間 毎 月 と 線 目 間 毎 目 目 面 目 面 目 面 目 面 目 面 目 面 目 面 目 面 目 面 | | |
| | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | RFS保安規定【建設段階】 (2020.8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|--|---------------------------------|----|
| | 表 28-1 保安記録 (その3) 記録事項 | | |
| | (4) 4月1日を始期とする 1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間におけて事情である5年間の線量 (2の 放射線業務 従事者である) 放事者である 20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間におります。 (本) 4月1日を始期とする 1年間の線量が定める 5年間におります。 (2の 放射線業務 従事者である 2 記録を収入するの記録を収入する 2 記録を表表している 2 記録を制度による 2 記録を制度に引きる機関すまでの期間 | | |
| | (5) 放射線業 務従事者が事 急作業に関連 した期間の始期及び終射線業 務従事者に使始 期及び終射線業 務従事者の記してが5を場 してが5を場 してが5を場 してが5を場 してが5を場 してが5を場 の にがいる年を 超えおいる年の といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 | | |
| | (6) 放射線業 | | |
| | (7) 工場又は 事業所の外に おいて運搬し た核燃料物質 等の種類別の 数量、その運 搬に使用した 容器の種類並 びにその運搬 の日時及び経 路 運搬の都 段階で 定める) (2) | | |
| | (8) 廃棄施設 に廃棄した放射性廃棄りの種類、当該放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に合まれる放射性物質の数量、発棄的を容器に対した場合には当該容器の数量及び比重並びに (3)の と | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | | 口工施設【第 20200601 申 | | | R F S 保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|--|---------------------------------|--|-------------------------------|-------------------------------------|----|
| | その廃棄の日 時、場所及び 方法 | | | | | |
| | (9) 放射性廃 封 J 棄物を容器に 度 封入した場合 には、その方 法 | 入の都 (③の 段階で 定める) | 法第 22 条の 8 第 3 項に おするの 6 第 8 項の確認ま 受の期間 | 3 | | |
| | | 記録(その4) | | | | |
| | 記録事項 記録 べき 合 | 送場 び保存 青任者 | 保存期間 | 表 29-1 に基 づき記録が発 生する段階3 | | |
| | 3. 操作記録 (1) 保安上特に 管理を必要とす る設備への核燃 料物質の種類別 の挿入量 | (②の (②の 段階で 定める) 連続 | 1 年間 | 2 | | |
| | (2) 保安上特 連続 に管理を必要 て とする設備に おける温度、 圧力及び流量 の値 | えて (③の 段階で 定める) | 1年間 | 3 | | |
| | (3) 加工施設 開始 の操作開始及 び停 び操作停止の の都 時刻 | 浄止 段階で | 1年間 | 3 | | |
| | (4) 警報装置 その から発せられ 度 た警報の内容 | 段階で 定める) | 1年間 | 3 | | |
| | (5) 保理を必備の 保存を必要 と 操作 関が で の 都 | Fの (③の 台及 段階で E代 定める) | 1年間 | 3 | | |
| | 4. MO X 燃料 | 段階で | ま 22 項準第 12 条 第 3 で 法 6 確 第 12 条 項 受 の の け 期 で 大 5 信 で 5 で で 5 で 6 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 | 3 | | |
| | (2) 事故の状況及び事故に 度際して採った 処置 | O都 (③の 段階で 定める) | ま 22 項準第 12 条 第 3 で 法 5 名 6 で 6 で 7 と 8 第 3 で 法 6 6 で 7 が 8 で 7 で 7 が 8 で 7 で 7 が 9 で 7 が 9 で 7 が 9 で 7 が 9 で 7 が 9 で 7 が 9 が 9 で 7 が 9 で 7 が 9 で 7 が 9 で 7 が 9 で 7 が 9 で 7 が 9 が 9 が 9 が 9 が 9 が 9 が 9 が 9 が 9 が | 3 | | |
| | (3) 事故の原 その 因 度 | O都 (③の 段階で 定める) | 第22条の 8第3項に おいる6第12 条のの確る での がある がある がある がある がある がある がある がある がある がある | 3 | | |
| | | | | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | | 上施設【建 200601 申 | | | R F S 保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|--|-------------------|--|-----------------------------------|-------------------------------------|----|
| 81476 | | 艮 (その5) | F137/0 ~2 | | | |
| | 記録事項 記録す べき場 合 | 作成及 び保存 責任者 | 保存期間 | 表 29-1 に基 づき記録が 発生する段 階4 | | |
| | (4) 事故後の その都 処置 度 | 段階で 定める) | 22条の 8第3項 第3で 第3で 第1 第1 第1 第1 第2 第2 第2 第3 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 | 3 | | |
| | 5. 気象記録 (1) 風向及び 風速 | | | 3 | | |
| | (2) 降雨量 連続して | 段階で定める) | 10 年間 | 3 | | |
| | (3) 大気温度 連続して 6. 保安教育 策定の | 段階で 定める) | 10 年間 5 年間 | 3 | | |
| | の記録 都度 1)保安教育 の実施計画 | 長 | | 1) | | |
| | (2) 保安教育 実施のの実施日時及 が項目 お度 (3) 保安教育 実施の | 長 | 5 年間 5 年間 | 1) | | |
| | を受けた者の 都度 氏名 | 長 | | 1) | | |
| | 7. 単名 当書記作はの 当書記作はの 当書記作はの 当書記作はの 当書記作はの 当書記が表示している。 でである。 ではの又更度 がより、 ではの又更度 がより、 ではの ではの ではの ではの ではの ではの ではの ではの ではの ではの | 書で定めた作成 | 当は成後過の期まれている。当は成後過の期間では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個 | ① | | |
| | (※1):線量等 <i>0</i> | 記載につい | ては線量告 | 示第3条に | | |
| | 基づくものとす。 (※2): 社長が行 | _ | テゼス光砂 | ァ胆子フラ | | |
| | 銀の作成及び保 | | | | | |
| | 行う品質保証に | 系る業務に関 | 関する記録の | の作成及び | | |
| | 保存は <u>監査室長</u> 務に関する記録(| | | | | |
| | 長が行う品質保 | | | | | |
| | 及び保存は品質 | 保証 <u>課長</u> とす | - る | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX | | | 建設段階) | | R F S保安規定【建設段階】 (2020. 8. ●補正案) | 備考 |
|------------------------------------|--|------|-------------------|-------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|----|
| | 表 28-1 保 | 安記録(| (その6) | | | | |
| | | 合 | 作成及 び保存 責任者 | 保存期間 | 表 29-1 に基 づき記 録が発生 する段階5 | | |
| | 加条基1業(1日(2象(3法(4果(5っ)(長補をは(7施(8施管(9い給がは者す(1録す(1係に)))ので、者)のののので、者)のののので、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で | 都度 | 検施者 査責 | 当事に施す 当事に施す | 1 | | |
| | 加 (1) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (8) (7) (8) (8) (9) (7) (8) (8) (9) (| 検都のの | 検施者 | を設れた経のの がた後過の 間 にさ年る | 3 | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | RFS保安規定【建設段階】 (2020.8. ●補正案) | 備考 |
|--|---|---------------------------------|----|
| | 給した事業者 がある場合に は、当該事業 者の管理に関 する事項 (10) 検理に関 する事項 (11) 検査に 係る教育訓練 に関する事項 | | |
| 附則 | | | |
| 附則(令和 年 日 原規規発第 号) | | | |
| (施行期日) 第1条 この規定は,原子力規制委員会の認可を受けた日 から10日以内に施行する。 | | | |
| (営業運転を開始する前までの経過措置) 第2条 営業運転を開始する前まで,本規定について下表 | | | |
| のとおり読み替える。 | | | |
| 本規定中の用語 読み替え 東通原子力発電所 所長 東通原子力建設所 | | | |
| 建設所長 | | | |
| (核燃料物質を原子炉に装荷する前までの経過措置) 第3条 核燃料物質を原子炉に装荷する前までは,第107 条第6項を以下のとおり読み替える。 | | | |
| (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために、 施設管理目標の中で設置の工事における保全活動 管理指標※1 を設定する。 | | | |
| (2) 組織は、保全活動管理指標の目標値※2を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 | | | |
| (3) 組織は、設置の工事着手までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める | | | |
| 画の始期及び期間に関することを含める。 (4) 組織は,監視計画に従い保全活動管理指標に関す る情報の採取及び監視を実施し,その結果を記録す | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | MOX 加工施設【建設段階】 【20200601 申請版】 | RFS保安規定【建設段階】 (2020.8.●補正案) | 備考 |
|--|---|--------------------------------|----|
| ప . | - · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | |
| ※1:設置の工事における保全活動管理指標については、工事の進捗に応じて実施する構築物、系統及び機器の使用前事業者検査が、計画どおりに完了していることを指標として設定する。 ※2:設置の工事における保全活動管理指標の目標値については、計画した使用前事業者検査が全て完了し、合格していることとする。 | | | |
| (核燃料物質を原子炉に装荷する前までに定めること) 第4条 本規定の条文について、核燃料物質を原子炉に装荷する前までに設置の工事の各段階において、附則表1に示す事項を定めて、必要な変更を行う。 | | | |

東電HD東通保安規定【建設段階】 RFS保安規定【建設段階】 MOX 加工施設 備考 【20200528 申請版】 (2020.7.28 申請版) 表 28-1 保安規定に段階的に定める事項 (1/3) 附則 表1* 表 29-1 保安規定に段階的に定める事項(その1) 核燃料物質等 加工施設の使 の運搬を開始 用を開始する (規定の段階的整備及び保安規定審査基準との比較) 設計及び 保安規定目次 核燃料物質を原 核燃料物質を 工事段階 表 1 金属キャスクを搬入する前までに定めること 保安規定目次 第1章 総則 する前まで 前まで 【凡例】◎:設置及び工車段階から規定 ○:金属キャスク搬入前までに規定 △:設置及び工車段階で一部規定 第1条 目的 第1章 <総則> 第2条 適用範囲 第3条 規定の遵守 保安規定目次 第1条 目的 搬入する前まで 第4条 関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上 第2条 基本方針 第1章 <総則> 第2条の2関係法令及び保安規定の遵守 0 0 第5条 品質マネジメントシステム計画 第1条 目的 第2章 <品質保証> 第3章 保安管理体制 第2条 基本方針 (0) 第3条 品質マネジメントシステム計画 第6条 保安に関する組織 第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上 第3章 <保安管理体制> 第7条 職務 第2章 <品質保証> 第8条 品質・保安会議の審議事項、構成等 第3条 品質マネジメントシステム計画 第4条 保安に関する組織 0 0 第9条 燃料製造安全委員会の審議事項、構成等 第3章 〈保安管理体制〉 第5条 保安に関する職務 第10条 安全・品質改革委員会の審議事項、構成等 第4条 保安に関する組織 第6条 原子力発電保安委員会 核燃料取扱主任者の選任 第5条 保安に関する職務 第4章 運転管理 第7条 原子力発電保安運営委員会 0 第6条 使用済燃料貯蔵施設保安委員会 操作員の確保 第8条 原子炉主任技術者の選任 0 第7条 使用済燃料取扱主任者の選任 巡視点検 第8条の2電気主任技術者及びボイラー・タービ 第8条 使用済燃料取扱主任者の職務等 0 0 マニュアルの作成 ン主任技術者の選任 引継及び通知 第4章 <貯蔵管理> 第9条 原子炉主任技術者の職務等 \circ 設備運転開始前の確認事項 (使用済燃料貯蔵設備の操作を行う者の確保) 第9条の2電気主任技術者及びボイラー・ターヒ 試験操作 (巡視点検) \circ 0 火災発生時の体制の整備 ン主任技術者の職務等 (手順の作成) 内部溢水発生時の体制の整備 (貯蔵の計画) 第9条の3 主任技術者の情報交換 \circ \circ その他の自然災害発生時の体制の整備 (金属キャスク受入れ・払出し前の確認事項) 第4章 <運転管理> 資機材等の整備 (受入れ金属キャスクの確認) 第11条 構成及び定義 重大事故等発生時の体制の整備 金属キャスクの受入れ・貯 (金属キャスクの運搬) 大規模損壊発生時の体制の整備 第11条の2原子炉の運転期間 蔵・払出し (使用済燃料貯蔵設備の操作) 運転上の制限 第12条 原子炉の運転員の確保 \circ 異常発生時の基本的な対応 (使用済燃料の貯蔵) 第12条の2運転管理業務 (払出し金属キャスクの確認) 異常時の措置 第13条 巡視点検 0 第5章 <放射性廃棄物管理> 異常収束後の措置 第14条 マニュアルの作成 0 第5章 核燃料物質の管理 (放射性固体廃棄物の管理) 核燃料物質の運搬 (放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第15条引継 0 核燃料物質の貯蔵 第9条 事故由来放射性物質の降下物の影響確認 第16条 原子炉起動前の確認事項 第6章 放射性廃棄物管理 (放射性液体廃棄物の管理) 第1節 第17条 火災発生時の体制の整備 0 放射性固体廃棄物の管理 (頻度の定義) 通則 第17条の2内部溢水発生時の体制の整備 0 第6章 <放射線管理> 第17条の3火山影響等発生時の体制の整備 放射性気体廃棄物の管理 0 (管理区域の設定及び解除) 放出管理用測定器の管理 第 17 条の 4 その他自然災害発生時等の体制の整 (管理区域内における区域区分) 頻度の定義 (管理区域内における特別措置) 第17条の5有毒ガス発生時の体制の整備 \circ (管理区域への出入管理) (管理区域出入者の遵守事項) 第17条の6資機材等の整備 (周辺監視区域) 第17条の7 重大事故等発生時の体制の整備 0 (線量の評価) 第17条の8大規模損壊発生時の体制の整備 0 (床,壁等の除染) 第17条の9 電源機能等喪失時の体制の整備 (外部放射線に係る線量当量率等の測定) (放射線計測器額の管理) (管理区域外等への搬出及び運搬) (協力企業の放射線防護) (頻度の定義)

| <i>></i> 1 | 東電HD東通保安規定【建 【20200528 申請版】 | | | MOX 加工施設 | R | FS保安規定【建設段階】 (2020.7.28 申請版) | 備考 |
|---------------|---|---|------------------|--|-----------------------------------|---|----|
| | | | 表 29 | 9-1 保安規定に段階的に定める事項(その2) | 表 28-1 | 保安規定に段階的に定める事項(2/3) | |
| 第2節 | | | | =0.31 アンド 核燃料物質等 加工施設の使 | 第7章 <施設管理> | | 1 |
| 運転上の | | 0 | | 保安規定目次 設計及び 工事段階 の運搬を開始 前まで 前まで 前まで | | 第10条 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善 ◎ | |
| 留意事項 | 第 18 条の 2 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離 | | 第7章 対 | 放射線管理 | | 第11条 施設管理方針及び施設管理目標 ⑤ 第12条 施設管理に保る個別業務計画の策定 ⑥ | |
| | 弁管理 | 0 | | 管理区域の設定及び解除 ○ ○ | | 第13条 施設管理対象範囲の選定 ⑤ | |
| | 第19条 停止余裕 | 0 | | 管理区域内における区域区分 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | | 第14条 施設管理の重要度の設定 ⑤ | |
| 連転上の制限 | 第 20 条 反応度監視 第 21 条 制御棒の動作確認 | 0 | | 管理区域への出入管理 ○ ○ | | 第15条 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 ② 第16条 施設管理に関する計画の策定 ③ | 1 |
| 11/3/34 | 第22条 制御棒のスクラム機能 | 0 | | 飲食及び喫煙の禁止 ○ ○ □ 保全区域 | | 第10条 施政官理に関する計画の未足 第17条 施設管理の実施 | |
| | 第23条 制御棒の操作 | 0 | | 周辺監視区域 | | 第18条 施設管理の結果の確認・評価 ◎ | |
| | 第24条 ほう酸水注入系 | 0 | | 線量の評価 O O | | 第19条 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置 第20条 施設管理活動の有効性評価 | |
| | 第25条 原子炉熱的制限値 第26条 原子炉熱出力及び炉心流量 | 0 | | 外部放射線に係る線量当量率等の測定 ○ ○ | | 第20条 地政百理信期の有別性計画 第21条 構成管理 | - |
| | 第27条 計測及び制御設備 | 0 | | 放射線測定機器の管理 | | 第22条 情報共有 ◎ | |
| | 第28条 原子炉再循環ポンプ | 0 | | 管理区域外からの搬入及び運搬 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | | 第23条 設計管理 ○ 第24条 作業管理 ○ | |
| | 第30条 主蒸気逃がし安全弁 | 0 | | MOX燃料加工施設外からの運搬 | | 第24余 「F来管理 第25条 使用前事業者検査の実施 ◎ | |
| | 第31条 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率 第32条 非常用炉心冷却系等の系統圧力監視 | 0 | | MOX燃料加工施設外への運搬 ○ ○ | | (定期事業者検査の実施) |] |
| | 第32 衆 非吊用炉心行型系等の系統圧力監視 第33 条 原子炉冷却材中のよう素 131 濃度 | 0 | 第8章 | | Strong was a series of the series | (使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) | |
| | 第34条 原子炉停止時冷却系その1 | 0 | 第11条 | 施設管理に係る計画、実施、評価及び改 ○ ○ ○ | 第8章 <緊急時の措置> | (原子力防災組織) | 1 |
| | 第35条 原子炉停止時冷却系その2 | 0 | 第12条 | 吉 施設管理方針及び施設管理目標 ○ ○ ○ | | (原子力防災組織の要員) |] |
| | 第36条 原子炉停止時冷却系その3 第37条 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度 | 0 | 第13条 | 施設管理に係る個別業務計画の策定 ○ ○ | | (緊急作業従事者の選定) | |
| | 第 37 余 原士炉帘却材温度及び原士炉帘却材温度 変化率 | | | 施設管理対象範囲の選定 | | (原子力防災資機材等) ○ (通報経路) ○ | 1 |
| | 第38条 原子炉圧力 | 0 | 第16条 | 施設管理指標の設定、監視計画の策定及 | 第1節 緊急時時の措置 | (聚急時演習) O |] |
| | 第39条 非常用炉心冷却系その1 | 0 | 第17条 | び監視 一 | 対1 四 ※忍吁吋リ/措置 | (通報) | |
| | 第40条 非常用炉心冷却系その2 第42条 主蒸気隔離弁 | 0 | 第18条 | 施設管理の実施 ○ ○ ○ | | (原子力防災態勢の発令) ○ (応急措置) ○ | 1 |
| | 第42 宋 土然 | 0 | | | | (聚急時における活動) ○ | |
| | 第 44 条 サプレッション・チェンバからドライウ | | 第20条 | 施設管理活動の不適合管理及び是正処置 並びに未然防止処置 | | (緊急作業従事者の線量管理等) | |
| | ェルへの真空破壊弁 | 0 | | 施設管理の有効性評価 ○ ○ | | (原子力防災態勢の解除) (異常時の基本的な対応) | |
| | 第45条 サプレッションプール平均水温 | 0 | 第22条 | 構成管理 | | (地震・火災等発生時の対応) | 1 |
| | 第46条 サプレッションプールの水位 第47条 可燃性ガス濃度制御系 | 0 | 第24条 | 設計管理 〇 〇 〇 | 第2節 異常時の措置 | (電源機能喪失時の対応) | |
| | 第48条 格納容器内の酸素濃度 | 0 | 第25条 | 作業管理 | | (異常時の措置) | |
| | 第49条 原子炉建屋 | 0 | 第 20未 | 定期事業者検査の実施 | | (異常収束後の措置) | J |
| | 第50条 原子炉建屋給排気隔離弁 | 0 | | 加工施設の経年劣化に関する技術的な評 価及び長期施設管理方針 | | | |
| | 第51条 非常用ガス処理系 第52条 原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却 | 0 | | 個及び交別地 取官 圧力 割 | | | |
| | 海水系 | 0 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | l l | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| 東電HD東通保安規定【建設段階】 【20200528 申請版】 | | | MOX カロコ | 工施設 | | | RFS保安規定【建設段階】 (2020.7.28 申請版) | 備考 |
|------------------------------------|-----------------|-------|---------------------------------|------------------|-----------------------------|---------------|--|----|
| | 表 29-1 保安規定に段階的 | 内に定める | 事項(そ | - の3) | 表 28-1 保安規定に段階的に定める事項 (3/3) | | | |
| 第53条 非常用ディーゼル発電設備冷却系 | | 0 | | 設計及び | | 加工施設の使 | 第9章 <保安教育> | |
| 第55条 使用済燃料貯蔵プールの水位及び水温 | | 0 | 保安規定目次 | 工事段階 | の運搬を開始 する前まで | 用を開始する 前まで | 第26条 センター員への保安教育 (協力企業従業員への保安教育) ○ | |
| 第 56 条 燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水 | | 0 | 第9章 緊急時の措置 | | ナる的よく | HI & C | (協力企業従業員への保安教育) 第10章 <記録及び報告> | |
| 位 | | _ | 原子力防災組織 | | | 0 | 第27条 記録 | |
| 第 57 条 中央制御室非常用換気空調系 | | 0 | 原子力防災組織の要員 | | | 0 | (報告) | |
| 第58条 外部電源 | | 0 | 緊急作業従事者の選定 原子力防災資機材等の整備 | | | 0 | 第11章 <使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでに定める事項> 第28条 使用済燃料貯蔵施設の使用を開始するまでに定める事項 © | |
| 第59条 非常用ディーゼル発電機その1 | | 0 | 通報経路 | | | 0 | 《附則》 | |
| 第60条 非常用ディーゼル発電機その2 | | 0 | 緊急時演習 | | | 0 | | |
| 第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油等 | | 0 | 通報 | | | 0 | | |
| 第62条 直流電源その1 | | 0 | 緊急時体制の発令 応急措置 | | | 0 | | |
| 第63条 直流電源その2 | | 0 | ル忌行直 緊急時における活動 | | | 0 | | |
| 第63条 直加電源での2 | | 0 | 緊急作業従事者の線量管理等 | | | 0 | | |
| 第65条 所内電源系統その2 | | 0 | 緊急時体制の解除 | | | 0 | | |
| 第65条 所内電源系統での2 第66条 重大事故等対処設備 | | | 第10章 保安教育 第27条 社員等への保安教育 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | 0 | 第27余 仕員等への保女教育 請負事業者等への保安教育 | 0 | 0 | 0 | | |
| 第67条 原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き | | | 第11章 記録及び報告 | | | | | |
| 第68条 単一制御棒駆動機構の取り外し | | 0 | 第28条 記録 | 0 | 0 | 0 | | |
| 第69条 複数の制御棒引き抜きを伴う検査 | | 0 | 報告 第12章 加工施設の使用を開始する前までに定 | | 0 | 0 | | |
| 第70条 原子炉の昇温を伴う検査 | | 0 | める事項 | | | | | |
| 第71条 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査 | | 0 | 第29条 加工施設の使用を開始する前までに定 | 0 | 0 | | | |
| 第72条 運転上の制限の確認 | | 0 | める事項 | 0 | 0 | | | |
| 第73条 運転上の制限を満足しない場合 | | 0 | | | | | | |
| 第 74 条 予防保全を目的とした点検・保修を実施 する場合 | | 0 | | | | | | |
| 第75条 運転上の制限に関する記録 | | 0 | | | | | | |
| 第76条 異常発生時の基本的な対応 | 0 | 0 | | | | | | |
| 第77条 異常時の措置 | | 0 | | | | | | |
| 第78条 異常収束後の措置 | | 0 | | | | | | |
| 第5章 <燃料管理> | | | | | | | | |
| 第79条 新燃料の運搬 | 0 | 0 | | | | | | |
| 第80条 新燃料の貯蔵 | 0 | 0 | | | | | | |
| 第81条 燃料の検査 | | 0 | | | | | | |
| 第82条 燃料の取替実施計画 | | 0 | | | | | | |
| 第83条 燃料移動手順 | | 0 | | | | | | |
| 第84条 燃料移動 | | 0 | | | | | | |
| 第85条 使用済燃料の貯蔵 | | 0 | | | | | | |
| 第86条 使用済燃料の運搬 | | 0 | | | | | | |
| 第6章 <放射性廃棄物管理> | | | | | | | | |
| 第87条 放射性廃棄物管理に係る基本方針 | 0 | 0 |] | | | | | |
| 第87条の2頻度の定義 | 0 | 0 | | | | | | |
| 第88条 放射性固体廃棄物の管理 | 0 | 0 | | | | | | |
| | | | | | | | | |